

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 12    | 国民健康保険に関する事務 全項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

福岡市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

|                                 |
|---------------------------------|
| I 基本情報                          |
| (別添1) 事務の内容                     |
| II 特定個人情報ファイルの概要                |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目            |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策                    |
| V 開示請求、問合せ                      |
| VI 評価実施手続                       |
| (別添3) 変更箇所                      |



| システム3       |  |
|-------------|--|
| ①システムの名称    | 統合宛名システム   |
| ②システムの機能    | <p>1 宛名管理機能<br/>統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能<br/>各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。</p> <p>3 情報照会機能<br/>他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能<br/>符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能<br/>統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>6 お知らせ機能<br/>対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。</p>  |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ, 各業務システム )</p>   |
| システム4       |  |
| ①システムの名称    | 中間サーバ  |
| ②システムの機能    | <p>1 符号管理機能<br/>符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能<br/>情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能<br/>情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能<br/>中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能<br/>特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能<br/>特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能<br/>中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能<br/>暗号化/復号機能と鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能<br/>中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能<br/>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>  |



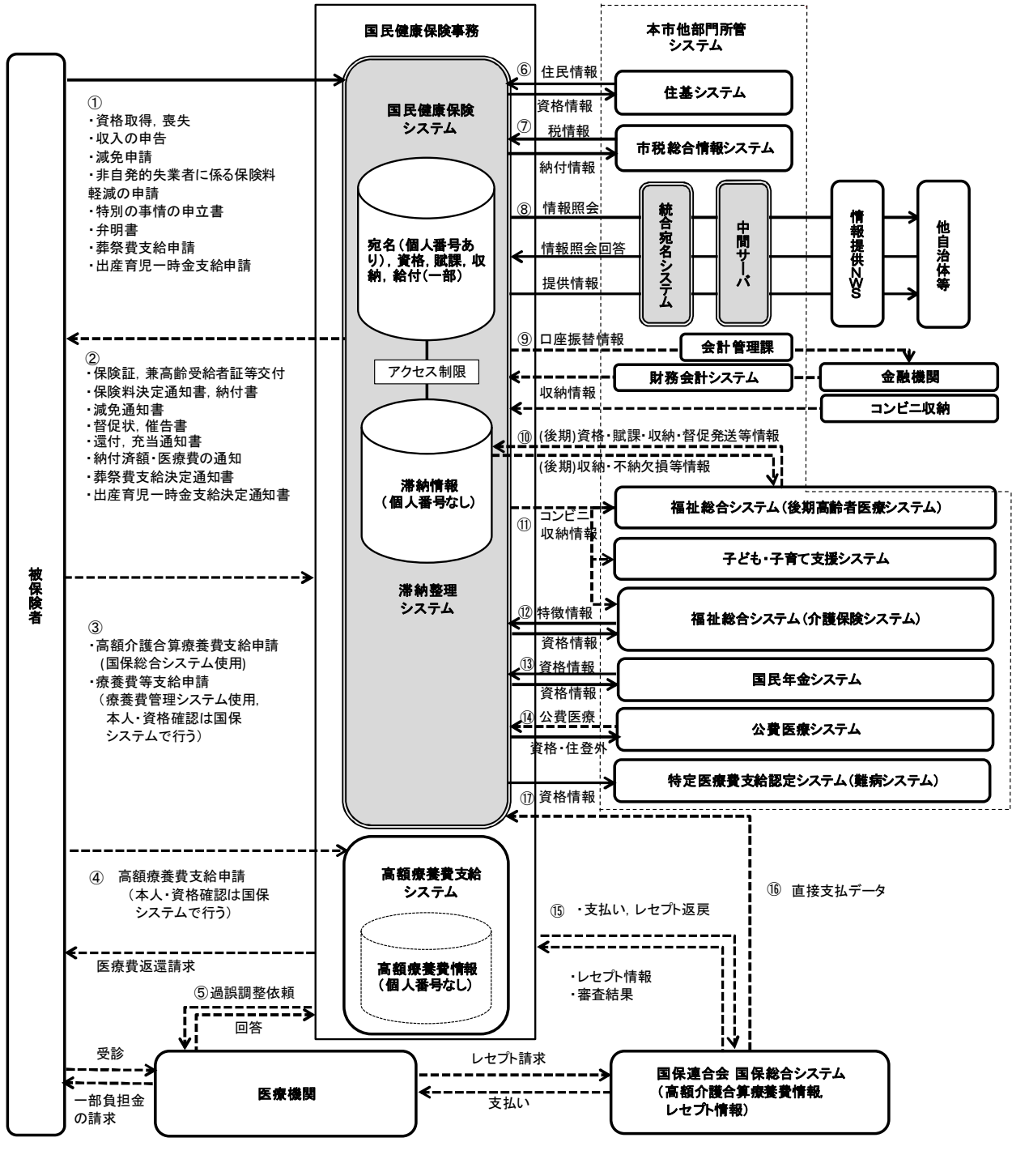


|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |   |
| 国民健康保険情報ファイル                      |   |
| <b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>       |   |
| ①事務実施上の必要性                        | <p>個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をよりの確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p>  |
| ②実現が期待されるメリット                     | <p>国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。</li> <li>・国や他の自治体等と医療保険情報等を連携することで、被保険者が各種証明書を取得のために要している手間や行政の手続きを簡略化でき、被保険者の利便性の向上へとつながる。</li> <li>・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</li> </ul>   |
| <b>5. 個人番号の利用 ※</b>               |   |
| 法令上の根拠                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |   |
| ①実施の有無                            | <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                           | <p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2)</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25条の2、26条)</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> |
| <b>7. 評価実施機関における担当部署</b>          |   |
| ①部署                               | 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課   |
| ②所属長の役職名                          | 保険年金課長  |
| <b>8. 他の評価実施機関</b>                |   |
| -                                 |   |



**(別添1) 事務の内容**

※国保広域化に関する事務は別紙参照



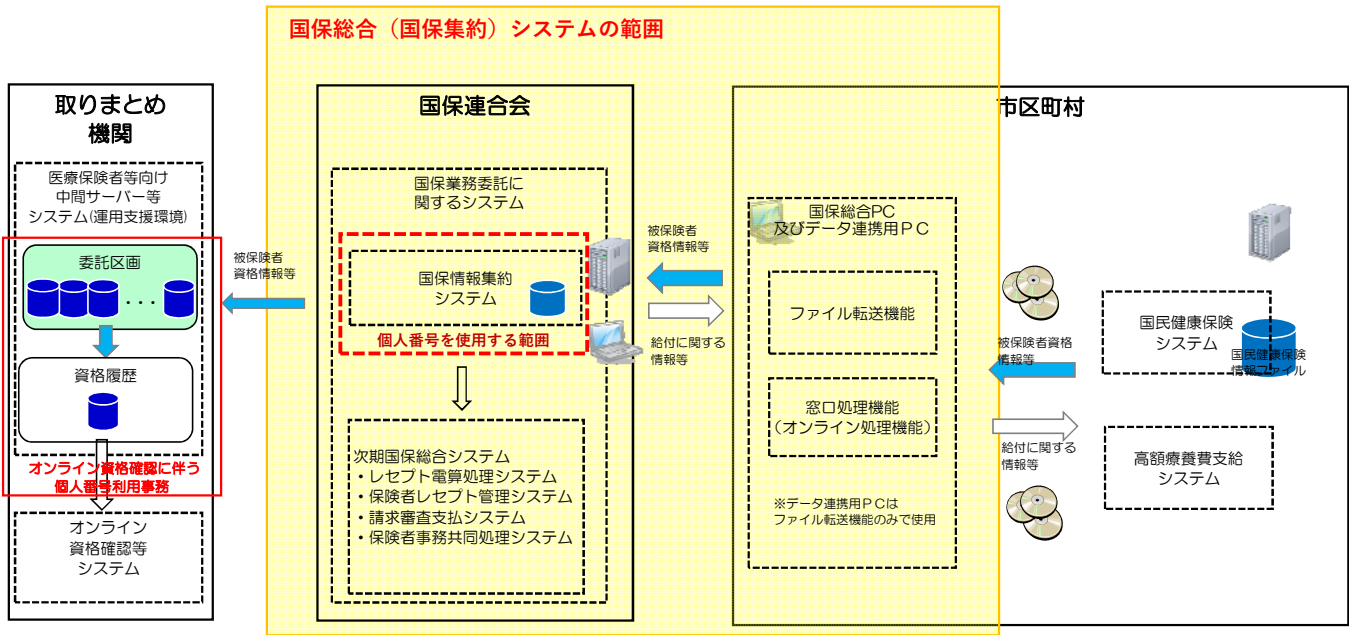
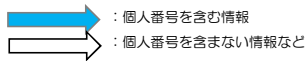


(備考)

国民健康保険法及び番号法等に従い、被保険者の資格情報を管理するとともに、それに基づく保険料の決定及び収納管理・給付及び滞納整理業務を行う。

- ① 世帯主からの届出(加入・喪失、被保険者情報の変更、減免申請等)を処理する。
- ② 被保険者証等の交付、保険料決定通知・納付書の送付、減免決定通知書、督促状、催告書の送付等を行う。
- ③ 高額介護合算療養費の申請(国保連合会国保総合システム使用)、療養費等の支給申請(療養費管理システム)
- ④ 高額療養費の支給申請(国保システムで本人・資格確認し、高額療養費支給システム使用)
- ⑤ 過誤調整依頼を行い、返戻処理を行う。対象者へ医療費返還請求を行う。
- ⑥ 住民情報に個人番号を含め、リアルタイムで連携取得する。国保の資格情報は月次(媒体)で住基システムへ移転する。
- ⑦ 個人市民税の情報を月次で取得する。国保保険料の納付済み額を社会保険料控除算出用に市税総合システムへ移転する。
- ⑧ 情報提供ネットワークシステムを介した情報照会、情報提供を行う。
- ⑨ 口座振替情報を会計管理課をととして金融機関へ送付。払込保険料(納付書、口座振替、特別徴収、コンビニ収納)の情報を取得する。
- ⑩ 滞納整理システムは国保・後期高齢者医療保険事務で使用しており、後期資格・賦課・収納・送付先・督促状発送情報を取得し、収納情報・不納欠損情報を連携している。
- ⑪ コンビニ収納情報については、国保料のみ取込み、介護保険料、後期保険料、保育料情報は国保システムで振り分けている。
- ⑫ 特徴対象者の確認及び介護及び国保の特徴合算額による特徴除外処理を行う。
- ⑬ 国保資格喪失届の勧奨を行うため、国民年金資格喪失情報を取得する。国民年金資格届出の確認のため国保資格情報を移転する。
- ⑭ 公費医療システムより公費情報を取り込む。国保資格情報、住登外者宛名情報を公費医療システムへ送付する。
- ⑮ 連合会からレセプト情報、審査結果を取得する。
- ⑯ 連合会から直接支払データを取得する。
- ⑰ 難病支援システムへ国保資格情報を連携する。

国保広域化について



(備考)

1 業務委託について

国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があるため、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。

なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報保護評価が必要になる。

上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する（市町村診療報酬審査支払業務）が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。

オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

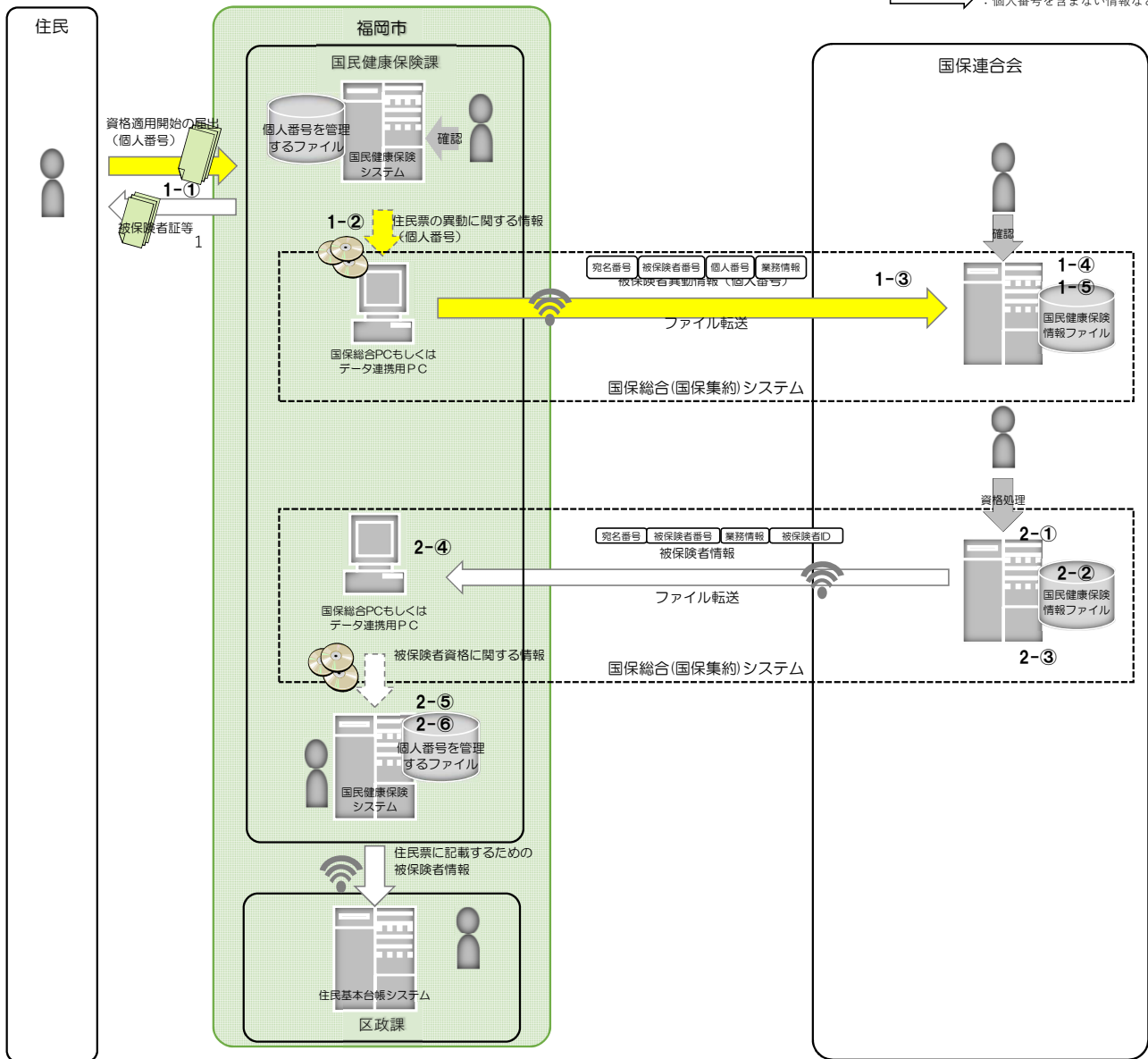
2 国保広域化に関するシステムについて

- ・連合会には、上述のとおり国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するために、「国保情報集約システム」を設置する。
- ・市区町村には、窓口処理機能（オンライン処理機能）とファイル転送機能が備わっている「国保総合PC」及び「データ連携用PC（\*）」を設置し、事務処理を実施する。  
 窓口処理機能 …… 高額該当回数の引き継ぎ業務のために、世帯継続の判定を行う機能である。  
 ファイル転送機能 …… 連合会に設置される「国保情報集約システム」とデータの授受を行う機能である。

\*ファイル転送機能のみ使用するPCを「データ連携用PC」という。「データ連携用PC」は、システム運用担当者のみ使用する。

3. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務  
 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務  
 オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。



(備考)

## 1 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

### (1) 被保険者異動情報等の送信

1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。

住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。

1-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての

被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

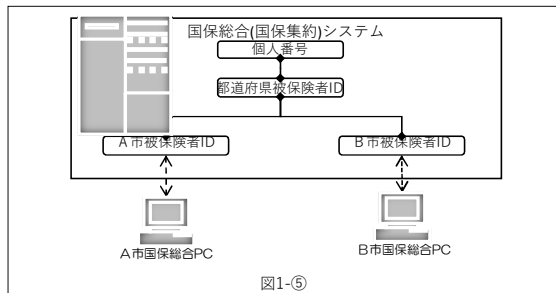
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。

1-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。

また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。



### (2) 被保険者情報の受信

2-①(1)において市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、

都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の

重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。

また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。

2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、

さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。

2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。

2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。

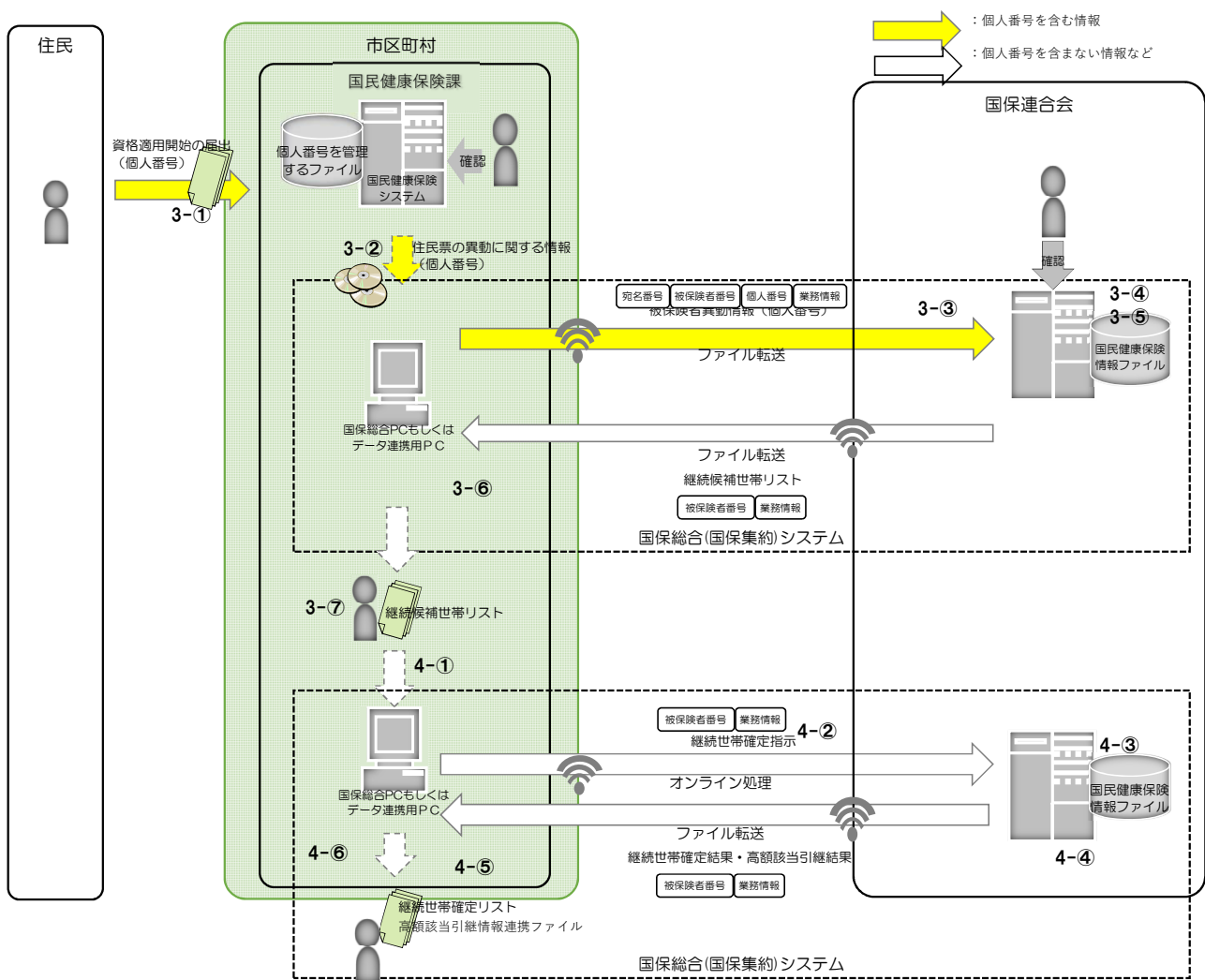
2-⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険システムに移入する。

もしくは、データ伝送により、データ連携用PCを介してデータに移入する。

2-⑥国民健康保険システムでは、移入した被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。

市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

国保広域化に係る業務（高額該当回数の引き継ぎ業務）



(備考)

2 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 継続候補世帯の抽出

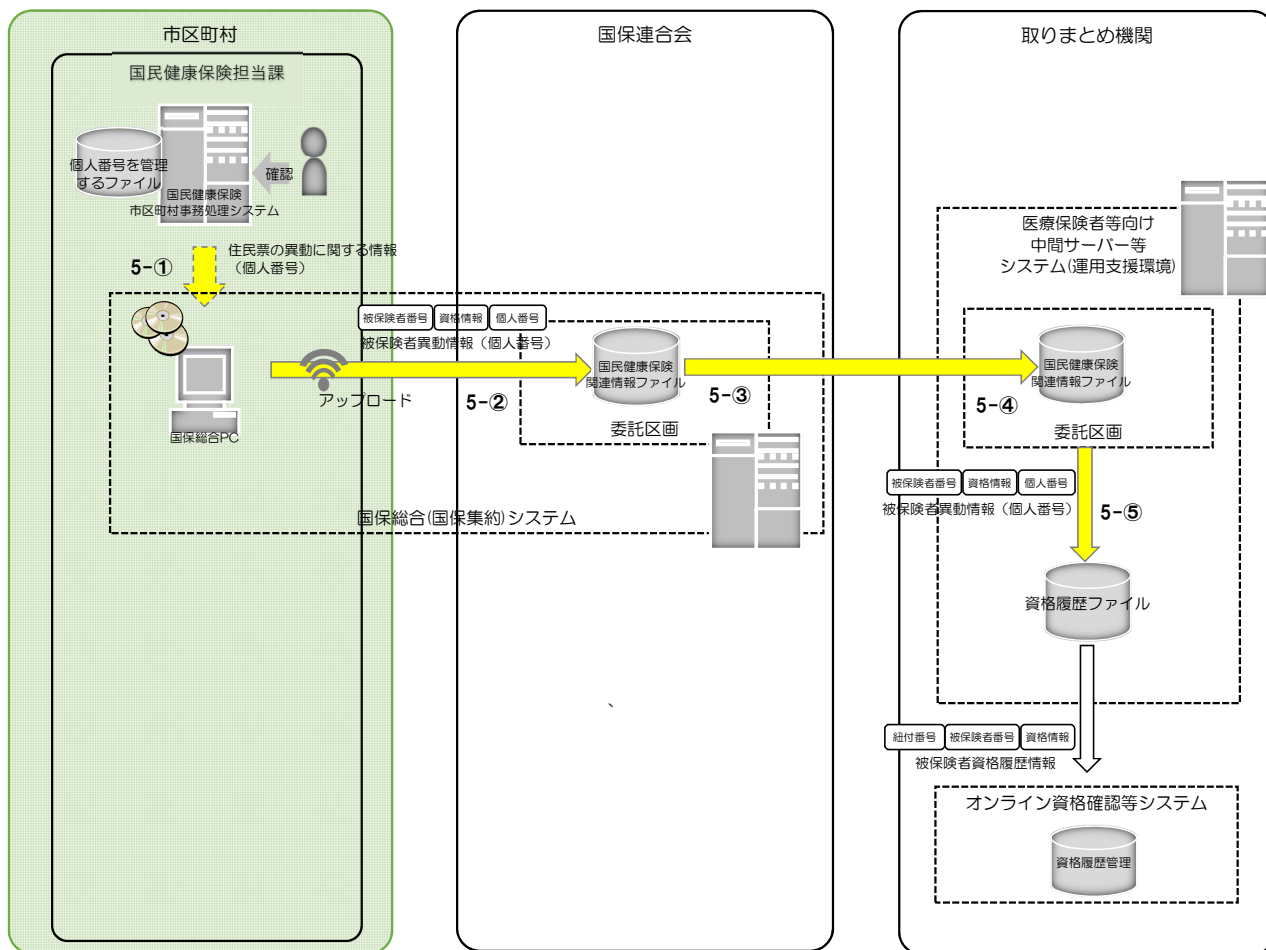
- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
- 3-②国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。もしくは、データ伝送により、データ連携用PCに移入する。
- 3-③市区町村の国保総合PCもしくはデータ連携用PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

(4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。  
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。  
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

黄色い矢印 : 個人番号を含む情報  
 白い矢印 : 個人番号を含まない情報など

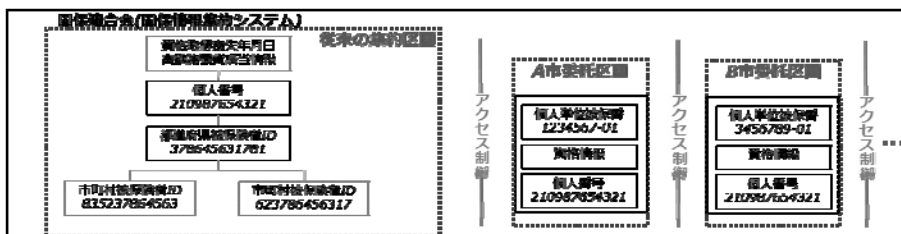


(備考)  
 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

- 5-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
 電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。  
 国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。  
 医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。



## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |  |
|----------------|--|
| 国民健康保険情報ファイル   |  |
| 2. 基本情報        |  |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | ・住民基本台帳に記録された住民<br>・国保法第五条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民およびその世帯主(転出者、死亡者、資格喪失者、住登外者を含む)  |
| その必要性          | 国民健康保険の被保険者として資格取得、給付事務における確認や保険料等を賦課、徴収、還付等を効率的に行うために必要である。また、国民健康保険の資格喪失後も、同様の業務が発生する場合があるため。  |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | ・識別情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)<br>・連絡先等情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ) |
| その妥当性          | ・個人番号…申請時等の本人確認のため<br>・その他識別番号…被保険者の管理、他の庁内連携データの個人を紐づけるため<br>・4情報…管理する対象の個人を特定するため<br>・連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため<br>・その他住民票関係情報…世帯主との続柄など申請時等に確認するため<br>・地方税関係情報…保険料を計算するため<br>・医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため<br>・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため   |
| 全ての記録項目        | 別添2を参照。  |
| ⑤保有開始日         | 平成27年10月   |
| ⑥事務担当部署        | 保健福祉局生活福祉部保険年金課<br>保健福祉局生活福祉部保険医療課<br>東区市民部保険年金課<br>博多区市民部保険年金課<br>中央区市民部保険年金課<br>南区市民部保険年金課<br>城南区市民部保険年金課<br>早良区市民部保険年金課<br>早良区市民部入部出張所<br>西区市民部保険年金課<br>西区市民部西部出張所  |



| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |
|-----------------|--|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 住民基本台帳, 住民税, 医療保険関係, 介護・高齢者福祉, 年金所管部署 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 番号法別表第2に定められた機関 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 番号法別表第2に定められた機関 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 金融機関, 生命保険会社等 )<br><input type="checkbox"/> その他 ( 福岡県国民健康保険団体連合会, 地方公共団体情報システム機構, 番号法別表第2に定められた機関 )   |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )  |
| ③入手の時期・頻度       | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…住民に異動があった都度随時</li> <li>・住民税…月次, 住民に異動があった都度随時</li> <li>・特別徴収関係情報…年次(5月)</li> <li>・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時</li> <li>・レセプト情報…月次</li> <li>・年金関係情報…年次(10月)</li> <li>・健康保険関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(国民健康保険の資格得喪に係る届出等)</li> <li>・保険給付関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(保険給付の申請等)</li> <li>・雇用保険給付情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(非自発的失業者に係る保険料の軽減の申請)</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務: 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)</li> <li>国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務: 引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)</li> <li>転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</li> </ul> |

|                   |  |                   |  |             |  |
|-------------------|--|-------------------|--|-------------|--|
| <p>④入手に係る妥当性</p>  | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;<br/>         ・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要のため<br/>         ・住民税…賦課変更の確認、計算に必要なため<br/>         ・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要のため<br/>         ・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため<br/>         ・レセプト情報…給付業務に必要なため<br/>         ・年金関係情報…資格の適正化に必要であるため<br/>         ・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要のため<br/>         ・保険給付関係情報…給付業務等に必要のため<br/>         ・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため</p> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;<br/>         国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>・入手の時期・頻度の妥当性<br/>         資格継続業務：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。<br/>         高額該当の引き継ぎ業務：引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>・入手方法の妥当性<br/>         入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</p> |                   |  |             |  |
| <p>⑤本人への明示</p>    | <p>・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。</p> <p>・住民税…国民健康保険法第113条の2<br/>         ・預貯金情報、生命保険加入状況等…国税徴収法第141条<br/>         ・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4<br/>         ・レセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診について国保法第36条(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。</p> <p>・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2<br/>         ・健康保険関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。<br/>         ・保険給付関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。<br/>         ・雇用保険給付情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。</p>  |                   |  |             |  |
| <p>⑥使用目的 ※</p>    | <p>個人の情報を的確に把握し、公平かつ正確、効率的に国民健康保険事務を行うため。</p>  |                   |  |             |  |
| <p>変更の妥当性</p>     | <p>—</p>   |                   |  |             |  |
| <p>⑦使用の主体</p>     | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="311 1624 438 1948"> <p>使用部署<br/>※</p> </td> <td data-bbox="438 1624 1399 1948"> <p>保健福祉局生活福祉部保険年金課<br/>           保健福祉局生活福祉部保険医療課<br/>           東区市民部保険年金課<br/>           博多区市民部保険年金課<br/>           中央区市民部保険年金課<br/>           南区市民部保険年金課<br/>           城南区市民部保険年金課<br/>           早良区市民部保険年金課<br/>           早良区市民部入部出張所<br/>           西区市民部保険年金課<br/>           西区市民部西部出張所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1948 438 2040"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="438 1948 1399 2040"> <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 10人未満<br/>           2) 10人以上50人未満<br/>           3) 50人以上100人未満<br/>           4) 100人以上500人未満<br/>           5) 500人以上1,000人未満<br/>           6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>  | <p>使用部署<br/>※</p> | <p>保健福祉局生活福祉部保険年金課<br/>           保健福祉局生活福祉部保険医療課<br/>           東区市民部保険年金課<br/>           博多区市民部保険年金課<br/>           中央区市民部保険年金課<br/>           南区市民部保険年金課<br/>           城南区市民部保険年金課<br/>           早良区市民部保険年金課<br/>           早良区市民部入部出張所<br/>           西区市民部保険年金課<br/>           西区市民部西部出張所</p> | <p>使用者数</p> | <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 10人未満<br/>           2) 10人以上50人未満<br/>           3) 50人以上100人未満<br/>           4) 100人以上500人未満<br/>           5) 500人以上1,000人未満<br/>           6) 1,000人以上</p> |
| <p>使用部署<br/>※</p> | <p>保健福祉局生活福祉部保険年金課<br/>           保健福祉局生活福祉部保険医療課<br/>           東区市民部保険年金課<br/>           博多区市民部保険年金課<br/>           中央区市民部保険年金課<br/>           南区市民部保険年金課<br/>           城南区市民部保険年金課<br/>           早良区市民部保険年金課<br/>           早良区市民部入部出張所<br/>           西区市民部保険年金課<br/>           西区市民部西部出張所</p>   |                   |  |             |  |
| <p>使用者数</p>       | <p>[ 100人以上500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 10人未満<br/>           2) 10人以上50人未満<br/>           3) 50人以上100人未満<br/>           4) 100人以上500人未満<br/>           5) 500人以上1,000人未満<br/>           6) 1,000人以上</p>   |                   |  |             |  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>⑧使用方法 ※</p>          | <p>I-1-②の国民健康保険の各事務において使用</p>   |
| <p>情報の突合 ※</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】識別情報で突合。</li> <li>・住民税情報…賦課変更の確認, 計算に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】識別情報で突合。</li> <li>・預貯金情報, 生命保険加入状況等…滞納処分に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】氏名, 生年月日で突合後調査。</li> <li>・特別徴収情報…保険料徴収に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</li> <li>・レセプト情報…給付業務に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</li> <li>・年金関係情報…資格の適正化に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】識別情報で突合。</li> <li>・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> <li>・保険給付関係情報…給付業務等に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> <li>・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため突合させる。<br/>【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> </ul> |
| <p>情報の統計分析 ※</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策に伴う効果測定の補助資料(徴収率等)</li> <li>・医療費適正化のため分析</li> </ul>   |
| <p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期証, 資格証の発行</li> <li>・滞納処分の決定</li> </ul>  |
| <p>⑨使用開始日</p>           | <p>平成28年1月1日</p>  |



| 委託事項2～5                |   |  |
|------------------------|---|--|
| 委託事項2                  | バックアップテープの遠隔地保管業務   |  |
| ①委託内容                  | バックアップデータを記録した電磁的記憶媒体を遠隔地に輸送、保存するもの。  |  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [ 特定個人情報ファイルの全体 ]<br><選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |  |
|                        | 対象となる本人の数<br>[ 100万人以上1,000万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |  |
|                        | 対象となる本人の範囲 ※<br>「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。  |  |
|                        | その妥当性<br>バックアップテープの遠隔地保管作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。  |  |
| ③委託先における取扱者数           | [ 10人未満 ]<br><選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上            |  |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  | [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )                    |  |
| ⑤委託先名の確認方法             | 福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。  |  |
| ⑥委託先名                  | 株式会社ワンビシアーカイズ九州支社   |  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※<br>[ 再委託しない ]<br><選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |  |
|                        | ⑧再委託の許諾方法   |  |
|                        | ⑨再委託事項  |  |



|                        |           |  |
|------------------------|-----------|--|
| <b>委託事項4</b>           |           | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務  |
| ①委託内容                  |           | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。  |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 |           | <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体<br><選択肢><br>1) 特定個人情報ファイルの全体<br>2) 特定個人情報ファイルの一部  |
| 対象となる本人の数              |           | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| 対象となる本人の範囲 ※           |           | ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者<br>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者<br>(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)<br>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者<br>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう |
| その妥当性                  |           | オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。  |
| ③委託先における取扱者数           |           | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満<br><選択肢><br>1) 10人未満<br>2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満<br>4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満<br>6) 1,000人以上   |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法  |           | <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール<br><input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |
| ⑤委託先名の確認方法             |           | 福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。   |
| ⑥委託先名                  |           | 福岡県国民健康保険団体連合会<br>(福岡県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)  |
| 再委託                    | ⑦再委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 再委託する<br><選択肢><br>1) 再委託する<br>2) 再委託しない   |
|                        | ⑧再委託の許諾方法 | 委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。   |
|                        | ⑨再委託事項    | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>(国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)   |





| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 28 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 6 ) 件<br>[ ] 行っていない          |
| <b>提供先1</b>                  | 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)   |
| ②提供先における用途                   | 番号法第19条第7号別表第2に定める各事務(別紙1参照)  |
| ③提供する情報                      | 番号法第19条第7号別表第2に定める情報(別紙1参照)   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 被保険者(資格喪失者含む)   |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 照会があった都度  |
| <b>提供先2～5</b>                |   |
| <b>提供先6～10</b>               |   |
| <b>提供先11～15</b>              |   |
| <b>提供先16～20</b>              |   |
| <b>移転先1</b>                  | 市民局市民部区政課   |
| ①法令上の根拠                      | 住民基本台帳法第7条第10号及び14号、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例   |
| ②移転先における用途                   | 住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録することとされている国民健康保険被保険者の資格に関する事務   |
| ③移転する情報                      | 国民健康保険被保険者資格情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数            | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                       |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲           | 被保険者(資格喪失者含む)   |
| ⑥移転方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )       |
| ⑦時期・頻度                       | 月次  |

| 移転先2～5             |   |
|--------------------|---|
| 移転先2               | 財政局税務部税制課   |
| ①法令上の根拠            | 地方税法第20条の11, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例  |
| ②移転先における用途         | 個人市県民税の算定における社会保険料控除(国民健康保険料の支払額)の適用のため   |
| ③移転する情報            | 国民健康保険料収納情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者(資格喪失者含む)   |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 年次(2月)  |
| 移転先3               | 保健福祉局総務部保険年金課   |
| ①法令上の根拠            | 国民年金法第3条第3号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例  |
| ②移転先における用途         | 国民年金被保険者資格の確認に関する事務   |
| ③移転する情報            | 国民健康保険被保険者資格情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者(資格喪失者含む)   |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 年次(11月)   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>移転先4</b>        | 保健福祉局高齢社会部介護福祉課   |
| ①法令上の根拠            | 介護保険法第203条, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例   |
| ②移転先における用途         | 介護保険制度にかかる介護給付費支給決定に関する事務   |
| ③移転する情報            | 国民健康保険被保険者資格情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者(資格喪失者含む)   |
| ⑥移転方法              | [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 月次  |
| <b>移転先5</b>        | 保健福祉局生活福祉部保険医療課   |
| ①法令上の根拠            | 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例, 福岡市子ども医療費助成条例, 福岡市重度障がい者医療費助成条例, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例                           |
| ②移転先における用途         | 福岡市ひとり親家庭等医療費助成, 福岡市子ども医療費助成, 福岡市重度障がい者医療費助成にかかる資格の認定および助成の決定に関する事務   |
| ③移転する情報            | ・国民健康保険被保険者資格情報<br>・保険給付に関する情報  |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者(資格喪失者含む)   |
| ⑥移転方法              | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 随時  |

| 移転先6～10            |  |
|--------------------|--|
| 移転先6               | 保健福祉局健康医療部保健予防課  |
| ①法令上の根拠            | 福岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例   |
| ②移転先における用途         | 特定医療費(指定難病)支給認定に関する業務  |
| ③移転する情報            | 国民健康保険被保険者資格情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数  | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 被保険者(資格喪失者含む)  |
| ⑥移転方法              | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線<br><input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度             | 日次   |
| 移転先11～15           |  |
| 移転先16～20           |  |



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

別紙2のとおり



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名                         |  |
|--|--|
| 国民健康保険情報ファイル                           |  |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） |  |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク                   |  |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容               | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。</li> <li>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保総合PC等」という。)における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容            | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。</li> <li>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</li> <li>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul> <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PC等との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>                    |
| その他の措置の内容                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認書類との照合確認する。</li> <li>・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミスを防止する。</li> <li>・事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等にての周知等により運用ミスの防止に努める。</li> <li>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</li> </ul>  |
| リスクへの対策は十分か                            | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク        |   |
| リスクに対する措置の内容                   | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</li> <li>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</li> <li>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないこととデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul>  |
| リスクへの対策は十分か                    | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク |   |
| 入手の際の本人確認の措置の内容                | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、申請等の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> </ul> <p>②本市の国民健康システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</li> </ul> |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容               | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。</li> <li>・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul>  |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容             | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認書類との照合確認する。</li> <li>・わかりやすい様式、記載例により届出書等の記載ミス防止する。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</li> </ul> <p>②本市の国民健康保険システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報は、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</li> </ul>                        |
| その他の措置の内容                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理要領、業務フローを整備し、担当者会議等にでの周知等により運用ミスの防止に努める。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か                    | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |

| リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク   |  |
|---|--|
| リスクに対する措置の内容  | <p>&lt; 国保連合会以外からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣の窓口との間隔が狭い箇所についてはパーティション等により覗き見されないようにしている。</li> <li>・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。</li> </ul> <p>&lt; 国保連合会からの入手 &gt;</p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul> <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>  |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置               |  |
| <p>・システム間連携等による入手(移転)にあたっては、委託業者が実施している。詳細は「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」とおり。</p> |  |

| 3. 特定個人情報の使用                                  |   |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク         |   |
| 宛名システム等における措置の内容                              | <p>&lt;統合宛名システム&gt;<br/>           統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要な情報への接続もできないよう制限している。</p>   |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容                      | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;<br/>           ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</p>   |
| その他の措置の内容                                     | <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;<br/>           ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</p> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>  |
| リスクへの対策は十分か                                   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている</p>   |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク |   |
| ユーザ認証の管理                                      | <p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 行っている 2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法                                      | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;<br/>           ・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</p> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;<br/>           ・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。<br/>           ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。<br/>           ・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。<br/>           ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。<br/>           ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> |
| アクセス権限の発効・失効の管理                               | <p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 行っている 2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法                                      | <p>・人事異動時及び随時、発行・変更・廃止の申請によりアクセス権限を管理している。廃止届漏れについてはチェックおこない申請をさせている。</p>   |
| アクセス権限の管理                                     | <p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 行っている 2) 行っていない</p>  |
| 具体的な管理方法                                      | <p>・係毎や担当毎に細かくアクセス権の設定を行っている。</p>   |
| 特定個人情報の使用の記録                                  | <p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>   |
| 具体的な方法  | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;<br/>           ・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。</p> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;<br/>           ・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。<br/>           ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。<br/>           ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>  |
| その他の措置の内容                                     | —   |
| リスクへの対策は十分か                                   | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている</p>   |

|   |  |
|---|--|
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務外の情報を使用しないよう、ユーザー教育を継続的に行っていく。</li> <li>・アクセスログ、操作ログを記録し、また、記録していることを周知する。</li> <li>・業務時間外でのシステムの使用を禁止している。</li> </ul>   |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>   |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容  | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。</li> </ul> <p>*:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。</li> </ul> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。コンピュータのロックも行う。</li> <li>・システム端末のディスプレイを来庁者から見えにくい位置に置く。設置場所により覗き込み防止フィルターを使用する。</li> </ul> |  |









| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）  |  | [ ] 提供・移転しない  |
|---|--|---|
| リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク  |  |   |
| 特定個人情報の提供・移転の記録   | [ 記録を残している ]   | <選択肢><br>1) 記録を残している      2) 記録を残していない              |
| 具体的な方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業指示書兼報告書、運用日誌、媒体受渡管理簿による記録</li> <li>・アクセスログ、操作ログの記録</li> </ul>  |   |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている      2) 定めていない                    |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。</li> <li>・「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。</li> <li>・ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</li> </ul> |   |
| その他の措置の内容   | -  |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク  |  |   |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例的な処理については作業スケジュール、作業指示書兼報告書、運用日誌において管理している。</li> <li>・媒体によるものは、媒体受け渡し管理簿においても管理している。</li> <li>・処理依頼によるものについては、処理依頼書を徴取するとともに同書において提供、移転の適否を確認し処理を行っている。</li> </ul>   |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク   |  |   |
| リスクに対する措置の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業指示書兼報告書、作業要領による確認、処理手順や結果のダブルチェックを行うことで誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転しまうリスクを防止している。</li> </ul>  |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</li> <li>・媒体は必要に応じて暗号化、パスワードをかけている。</li> </ul> |  |   |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続          |  | [ ] 接続しない(入手)                         | [ ] 接続しない(提供) |
|--------------------------------|--|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク           |  |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、権限のない情報を入手できないように制御する。</li> <li>・業務マニュアルを整備し、運用操作方法を周知徹底する。</li> <li>・アクセスログ、操作ログを記録するとともに、記録している旨及び罰則規定について周知徹底する。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。</li> <li>②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。</li> <li>③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/> (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br/> (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク |  |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容                   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。</li> <li>・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>②統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ol>   |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク    |  |
| リスクに対する措置の内容                       | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;<br/> ・システムにおいては、照会取得したものを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不正確な情報となることを防止する。<br/> ・なお、変換・更新履歴を残すことで調査等を対応を可能とする。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;<br/> ①統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計される。これにより、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。<br/> ②統合宛名システム上の宛名情報・業務情報は副本であり、また、中間サーバから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わない。これにより、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/> ①中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>  |
| リスクへの対策は十分か                        | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>  |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク |  |
| リスクに対する措置の内容                       | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;<br/> ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。<br/> ・サーバはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。<br/> ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;<br/> ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。<br/> ②番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。<br/> ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/> ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている、業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。<br/> ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。<br/> ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。<br/> ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。<br/> ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;<br/> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> |
| リスクへの対策は十分か                        | <p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;<br/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である<br/> 3) 課題が残されている</p>  |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;<br/> ・番号法第9条に定められた該当事務、該当情報の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。<br/> ・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。<br/> ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。<br/> ・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;<br/> ①各業務システムから中間サーバでの情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。<br/> ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。<br/> ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/> ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。<br/> ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か           | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク |  |
| リスクに対する措置の内容          | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;<br/> ・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。<br/> ・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;<br/> ①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計することで、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br/> ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外による情報提供を防止している。<br/> ③操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。<br/> ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br/> (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;<br/> ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。<br/> ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。<br/> ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>  |
| リスクへの対策は十分か           | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |



| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク   |   |
|---|---|
| リスクに対する措置の内容  | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。</li> <li>・自動連携できない場合については、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>②統合宛名システムは、他機関へ提供する情報を副本として、中間サーバへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ol> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か   | <p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>   |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |
| <p>&lt;本市における措置&gt;</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステムは、統合宛名システムや業務システムは直接接続はできない。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ol> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ol> |   |

| 7. 特定個人情報の保管・消去           |               |  |
|---------------------------|---------------|--|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク |               |  |
| ①NISC政府機関統一基準群            | [ 政府機関ではない ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している<br>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない  |
| ②安全管理体制                   | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない  |
| ③安全管理規程                   | [ 十分に整備している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している<br>3) 十分に整備していない  |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知         | [ 十分に周知している ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している<br>3) 十分に周知していない  |
| ⑤物理的対策                    | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
|                           | 具体的な対策の内容     | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバはデータセンターに設置され、入退室は厳重に管理している。</li> <li>・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。</li> <li>・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。</li> <li>・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ室は入室可能な者を限定し、入退室時にはIDとパスワードで認証している。</li> <li>・サーバのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。</li> <li>・サーバのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。</li> <li>・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。</li> <li>・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。</li> <li>・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>  |
| ⑥技術的対策                    | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
|                           | 具体的な対策の内容     | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。</li> <li>・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・外部インターネットと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</li> <li>・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC等上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</li> <li>・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。</li> <li>・国保総合PC等には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> |
| ⑦バックアップ                   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知            | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか  | [ 発生なし ]   | <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし                       |
| その内容  |  |   |
| 再発防止策の内容  |  |   |
| ⑩死者の個人番号  | [ 保管している ]   | <選択肢><br>1) 保管している<br>2) 保管していない                  |
| 具体的な保管方法  |  |   |
| その他の措置の内容   |  |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク  |  |   |
| リスクに対する措置の内容  | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。</li> <li>・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PC等の端末に保存されることはなく、国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</li> </ul>         |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク  |  |   |
| 消去手順  | [ 定めている ]  | <選択肢><br>1) 定めている<br>2) 定めていない                    |
| 手順の内容   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。</li> <li>・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で削除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。</li> </ul> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</p> <p>国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等に登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PC等の端末に保存されることはなく、国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</li> </ul> |   |
| その他の措置の内容   | -  |   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</li> <li>・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。</li> <li>・紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> |  |   |



## IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査   |   |  |
|---|---|--|
| ①自己点検   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的なチェック方法  | <本市における措置><br>・特定個人情報の取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。<br>・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。<br><br><中間サーバ・プラットフォームにおける措置><br>①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。  |  |
| ②監査   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な内容  | <本市における措置><br>・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。<br>・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に行っている。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。<br><br><中間サーバ・プラットフォームにおける措置><br>・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。<br><br><国保総合(国保集約)システム><br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。   |  |
| 2. 従業員に対する教育・啓発   |   |  |
| 従業員に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法  | <本市における措置><br>(1)研修について<br>・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。<br>・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。<br>・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。<br><br>(2)各種周知について<br>・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。<br>・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。<br><br><中間サーバ・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。<br>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |  |
| 3. その他のリスク対策  |   |  |
| <中間サーバ・プラットフォームにおける措置><br>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。<br><br><取りまとめ機関における措置><br>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 |   |  |

## V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
|--------------------------|---|
| ①請求先                     | 〒810-8620<br>福岡市中央区天神1丁目8-1<br>総務企画局 行政部 情報公開室<br>TEL092-711-4129 FAX092-733-5619                     |
| ②請求方法                    | 福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。   |
| 特記事項                     |   |
| ③手数料等                    | [ 無料 ] <選択肢><br>1) 有料 2) 無料<br>(手数料額、納付方法: )  |
| ④個人情報ファイル簿の公表            | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている 2) 行っていない   |
| 個人情報ファイル名                | 国民健康保険情報ファイル  |
| 公表場所                     | ・市ホームページ<br>・総務企画局行政部情報公開室  |
| ⑤法令による特別の手続              | —   |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等         | —   |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| ①連絡先                     | 〒810-8620<br>福岡市中央区天神1丁目8-1<br>保健福祉局 生活福祉部 保険年金課<br>TEL092-711-4242 FAX092-733-5441                   |
| ②対応方法                    | ・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。<br>・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。 |

## VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価                |  |
|--------------------------|--|
| ①実施日                     | 平成28年10月11日  |
| ②しきい値判断結果                | [ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)<br>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取        |  |
| ①方法                      | 市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。                                   |
| ②実施日・期間                  | 令和2年5月26日から令和2年6月26日まで   |
| ③期間を短縮する特段の理由            | —  |
| ④主な意見の内容                 | 提出意見なし   |
| ⑤評価書への反映                 |  |
| 3. 第三者点検                 |  |
| ①実施日                     | 令和2年7月15日(予定)  |
| ②方法                      | 福岡市個人情報保護審議会による点検  |
| ③結果                      |  |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 |  |
| ①提出日                     |  |
| ②個人情報保護委員会による審査          |  |

(別添3)変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|---|---|--|------|--|
| 平成28年7月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>⑤保有開始日  | 平成27年10月(予定)  | 平成27年10月   | 事後   | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。                                    |
| 平成28年7月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元  | 本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会(レセプト情報)) | 本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会(レセプト情報)、地方公共団体情報システム機構) | 事後   | 記載誤りを正すことを目的とする変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。                |
| 平成28年7月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>②入手方法   | 紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム  | 紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)   | 事後   | 詳細の追記であり、重大な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。                            |
| 平成28年7月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目   | (別紙2)「すべての記録項目」を参照  | (別紙2)「すべての記録項目」を参照   | 事後   | 詳細の追記であり、重大な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。                            |
| 平成28年7月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | 発生あり  | 発生なし   | 事後   | 発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|---|--|--|------|---|
| 平成28年7月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの<br>取扱いプロセスにおけるリスク<br>対策<br>7. 特定個人情報の保管・消<br>去<br>リスク1: 特定個人情報の漏<br>えい・滅失・毀損リスク<br>⑨過去3年以内に、評価実施<br>機関において、個人情報に関<br>する重大事故が発生したか<br>その内容 | システムのデータ更新のため、区役所へDVD<br>で個人情報データを運搬していた委託業者が、<br>運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。  | ※記載削除  | 事後   | 発生日(平成25年6月)より3<br>年経過することに伴う記載内<br>容の変更であり、重大な変更<br>に当たらず、事前の提出・公<br>表が義務付けられない。 |
| 平成28年7月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの<br>取扱いプロセスにおけるリスク<br>対策<br>7. 特定個人情報の保管・消<br>去<br>リスク1: 特定個人情報の漏<br>えい・滅失・毀損リスク<br>⑨過去3年以内に、評価実施<br>機関において、個人情報に関<br>する重大事故が発生したか         | DVDで運搬していたデータを、専用線による伝<br>送方式にシステムを改修した。   | ※記載削除  | 事後   | 発生日(平成25年6月)より3<br>年経過することに伴う記載内<br>容の変更であり、重大な変更<br>に当たらず、事前の提出・公<br>表が義務付けられない。 |
| 平成28年7月1日 | Ⅳ その他のリスク対策<br>1. 監査<br>①自己点検   | <本市における措置><br>年に1回、担当部署内において実施している自<br>己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記<br>載内容通りの運用がなされていること」に係る<br>内容を追加し、運用状況を確認する。<br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラット<br>フォームの運用に携わる職員及び事業者に対<br>し、定期的に自己点検を実施することとしてい<br>る。 | <本市における措置><br>年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点<br>検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実<br>態と相違がないことも含めて確認している。<br><中間サーバー・プラットフォームにおける措置><br>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラット<br>フォームの運用に携わる職員及び事業者に対<br>し、定期的に自己点検を実施することとしてい<br>る。 | 事後   | 自己点検方法の記載内容を<br>実態に合わせた内容に修正し<br>ただけであり、重大な変更<br>に当たらず、事前の提出・公表<br>が義務付けられない。     |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 平成28年7月1日 | <p>IV その他のリスク対策</p> <p>2. 従業者に対する教育・啓発</p> <p>従業者に対する教育・啓発<br/>具体的な方法</p> | <p>＜本市における措置＞</p> <p>(1)情報セキュリティ研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。</li> <li>・新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。</li> <li>・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。</li> </ul> <p>(2)情報セキュリティに係る各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員に意識向上を図っている。</li> <li>・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について情報公開室等と連携して通知する等、情報セキュリティに関して継続的に周知を行っている。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> | <p>＜本市における措置＞</p> <p>(1)研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。</li> <li>・情報セキュリティ及び個人情報情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。</li> <li>・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。</li> </ul> <p>(2)各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。</li> <li>・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul> | 事後   | <p>情報セキュリティだけでなく、個人情報情報の取扱いに関する内容の追記に伴う記載内容の変更であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。</p> |
| 平成28年8月8日 | <p>I 基本情報</p> <p>5. 個人番号の利用</p> <p>法令上の根拠</p>                             | <p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 第30号</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> </ul>  | 事後   | <p>法令上の根拠の追記であり、重要な変更には当たらず、事前の提出・公表が義務付けられない。</p>                                   |



| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|------------|--|---|---|------|--|
| 平成28年8月8日  | <p>I 基本情報</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p> | <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93)</li> </ul> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・42項～45項</li> </ul> | <p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条)</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)</li> </ul> | 事後   | <p>法令上の根拠の追記であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。</p> |
| 平成29年2月10日 | <p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p>        | (記載なし)  | (システム5を追加)  | 事前   | 重要な変更が生じるため。                                     |
| 平成29年2月10日 | (別添1) 事務内容   | 「事務の流れ」を記載  | 「事務の流れ」は変更前の記載通りであるが、「※国保広域化に関する事務は別紙参照」の文言を追加  | 事前   | 重要な変更が生じるため。                                     |
| 平成29年2月10日 | (別添1) 事務内容   | (記載なし)  | (別添1) 国保広域化に係る業務(資格継続業務)を追加   | 事前   | 重要な変更が生じるため。                                     |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                            |
|------------|--|--|---|------|--------------------------------------|
| 平成29年2月10日 | (別添1) 事務内容                                       | (記載なし)   | (別添1) 国保広域化に係る業務(高額該当回数<br>の引き継ぎ業務)を追加  | 事前   | 重要な変更が生じるため。                         |
| 平成29年2月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>④記録される項目<br>その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号…申請時等の本人確認のため</li> <li>その他識別番号…被保険者の管理、他の庁内連携データとの個人を紐づけるため</li> <li>4情報…管理する対象の個人を特定するため</li> <li>連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため</li> <li>地方税関係情報…保険料を計算するため</li> <li>医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため</li> <li>年金関係情報…資格の適正化に必要であるため</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号…申請時等の本人確認のため</li> <li>その他識別番号…被保険者の管理、他の庁内連携データとの個人を紐づけるため</li> <li>4情報…管理する対象の個人を特定するため</li> <li>連絡先…被保険者と連絡を取る際に必要であるため</li> <li>その他住民票関係情報…世帯主との統柄など申請時等に確認するため</li> <li>地方税関係情報…保険料を計算するため</li> <li>医療保険関係情報…国民健康保険が医療保険制度であるため</li> <li>年金関係情報…資格の適正化に必要であるため</li> </ul> | 事後   | 重要な変更該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年2月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>①入手元      | 本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、住民税所管部署)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会、地方公共団体情報システム機構)   | 本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(住民基本台帳、地方税、医療保険関係、介護・高齢者福祉、年金所管部署)、行政機関・独立行政法人等(番号法別表第2に定められた機関)、地方公共団体・地方独立行政法人(番号法別表第2に定められた機関)、民間事業者(金融機関、生命保険会社等)、その他(福岡県国民健康保険団体連合会、地方公共団体情報システム機構、番号法別表第2に定められた機関)   | 事前   | 重要な変更が生じるため。                         |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>③入手の時期・頻度</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…住民に異動があった都度随時</li> <li>・住民税…月次</li> <li>・特別徴収関係情報…年次(5月)</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時</li> <li>・レセプト情報…月次</li> <li>・年金関係情報…年次(10月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…住民に異動があった都度随時</li> <li>・住民税…月次、住民に異動があった都度随時</li> <li>・特別徴収関係情報…年次(5月)</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分事務実施時随時</li> <li>・レセプト情報…月次</li> <li>・年金関係情報…年次(10月)</li> <li>・健康保険関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(国民健康保険の資格喪失に係る届出等)</li> <li>・保険給付関係情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(保険給付の申請等)</li> <li>・雇用保険適用情報…個人番号が記載された届書等が提出されたとき(非自発的失業者に係る保険料の軽減の申請)</li> </ul> <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務：被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)</li> <li>国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。平成30年4月1日以後に、日次の頻度。</li> </ul> <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額該当の引き継ぎ業務：引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)</li> <li>転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。平成30年4月1日以後に、月次の頻度。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|---|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>④ 入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要のため</li> <li>・住民税…賦課変更の確認、計算に必要なため</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要のため</li> <li>・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため</li> <li>・レセプト情報…給付業務に必要なため</li> <li>・年金関係情報…資格の適正化に必要なため</li> <li>・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要のため</li> <li>・保険給付関係情報…給付業務に必要なため</li> <li>・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため</li> <li>・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>＜国保連合会以外からの入手＞</li> <li>・住民情報…転入・出生時や国保法第6条の規定に該当しなくなった場合の資格取得事務等に必要のため</li> <li>・住民税…賦課変更の確認、計算に必要なため</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要のため</li> <li>・特別徴収関係情報…保険料徴収に必要なため</li> <li>・レセプト情報…給付業務に必要なため</li> <li>・年金関係情報…資格の適正化に必要なため</li> <li>・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要のため</li> <li>・保険給付関係情報…給付業務に必要なため</li> <li>・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要なため</li> <li>＜国保連合会からの入手＞</li> <li>国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報入手する必要がある。なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目      | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---------|--------|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | (前項の続き) |        | <p>・入手の時期・頻度の妥当性<br/>資格継続業務：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。<br/>高額該当の引き継ぎ業務：引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>・入手方法の妥当性<br/>入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には公衆網を使うよりも低コストとなること期待できる。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。</li> <li>・住民税…国民健康保険法第113条の2</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…国税徴収法第141条</li> <li>・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4</li> <li>・レセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診については、被保険者(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。</li> <li>・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており、特段の法令や条例の規定がなくても、住民基本台帳を備える市町村の執行機関が、当該市町村の住民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができる。</li> <li>・住民税…国民健康保険法第113条の2</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…国税徴収法第141条</li> <li>・特別徴収関係情報…国民健康保険法第76条の4</li> <li>・レセプト情報…現金給付については、国保法第54条(療養費)等及び国保法施行規則第27条(療養費の支給申請)等の規定により世帯主から申請によって随時入手するため、利用目的は明らかである。現物給付については、被保険者の医療機関等の受診については、被保険者(療養の給付)等において定められており、また、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に基づき月1回診療報酬の請求を受ける。</li> <li>・年金関係情報…国民健康保険法第113条の2</li> <li>・健康保険関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。</li> <li>・保険給付関係情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。</li> <li>・雇用保険給付情報…本人が申請時に個人番号を取得し、情報提供ネットワークで照会するため、利用目的を説明する。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 变更日期       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑧使用方法情報の突合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…資格取得事務等に必要のため突合せ。【突合条件】内部番号で突合。</li> <li>・住民税情報…賦課変更の確認、計算に必要のため突合せ。【突合条件】内部番号で突合。</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要のため突合せ。【突合条件】氏名、生年月日で突合後調査。</li> <li>・特別徴収情報…保険料徴収に必要のため突合せ。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</li> <li>・レセプト情報…給付業務に必要のため突合せ。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</li> <li>・年金関係情報…資格の適正化に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報で突合。</li> <li>・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> <li>・保険給付関係情報…給付業務等に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> <li>・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報…資格取得事務等に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報で突合。</li> <li>・住民税情報…賦課変更の確認、計算に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報で突合。</li> <li>・預貯金情報、生命保険加入状況等…滞納処分に必要のため突合せ。【突合条件】氏名、生年月日で突合後調査。</li> <li>・特別徴収情報…保険料徴収に必要のため突合せ。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</li> <li>・レセプト情報…給付業務に必要のため突合せ。【突合条件】4情報で突合。突合不能分は個別に調査。</li> <li>・年金関係情報…資格の適正化に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報で突合。</li> <li>・健康保険関係情報…資格取得事務等に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> <li>・保険給付関係情報…給付業務等に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> <li>・雇用保険給付情報…非自発的失業者の確認に必要のため突合せ。【突合条件】識別情報もしくは4情報で突合。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無 | 委託する(2件)  | 委託する(3件)  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3 | (記載なし)  | (委託事項3を追加)  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|------------|--|--|---|------|--|
| 平成29年2月10日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1</p> <p>①法令上の根拠</p> | <p>住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 番号法第9条第2号により定める予定の条例</p> | <p>住民基本台帳法第7条第10号及び14号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p> | 事後   | <p>条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。</p> |
| 平成29年2月10日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2</p> <p>①法令上の根拠</p> | <p>地方税法第20条の11, 番号法第9条第2号により定める予定の条例</p>         | <p>地方税法第20条の11, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p>         | 事後   | <p>条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。</p> |
| 平成29年2月10日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3</p> <p>①法令上の根拠</p> | <p>国民年金法第3条第3号, 番号法第9条第2号により定める予定の条例</p>         | <p>国民年金法第3条第3号, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p>         | 事後   | <p>条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。</p> |
| 平成29年2月10日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4</p> <p>①法令上の根拠</p> | <p>介護保険法第203条, 番号法第9条第2号により定める予定の条例</p>          | <p>介護保険法第203条, 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p>          | 事後   | <p>条例名称の変更を修正するものであり, 重大な変更に当たらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。</p> |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|--|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>① 保管場所</p> | <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <p>① システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。</p> <p>② 特定個人情報、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③ サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>① 統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。</p> <p>② 特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③ サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>② 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <p>① システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。</p> <p>・あらかじめ定められた申請者から事前の利用者登録(初回のみ)及び入館申請(都度)を必須としており、全ての入館者を管理している。</p> <p>・サーバ室への出入口にセキュリティカード及び生体認証装置を設置し、入室を厳重に管理している。</p> <p>・サーバのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。</p> <p>② 特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③ サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>① 統合宛名システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理する。</p> <p>② 特定個人情報は、当該サーバのデータベース内に保存されている。</p> <p>③ サーバへのアクセスは、ユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要である。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>② 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセッサにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク1： 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。</li> <li>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。</li> </ul> | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、申請等の窓口において、届出、申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・窓口においてシステム端末により情報を照合確認を行う。</li> <li>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、対象者以外の情報の入手はできない。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>国保総合PC及びデータ連携用PC(以下「国保総合PC等」という。))における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはできない。</li> <li>・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報への入手を防止している。</li> </ul> <p>*：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|--|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。</li> <li>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</li> <li>・庁内連携により情報を入力する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>＜国保連合会以外からの入手＞</li> <li>・申請書記載内容等必要最小限の情報のみ入手し不必要な情報の入手防止に努める。</li> <li>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセス制限により不正なアクセスを防止する。</li> <li>・庁内連携により情報を入力する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。</li> <li>＜国保連合会からの入手＞</li> <li>・国保連合PC等における措置</li> <li>・入手元は、国保連合会の国保総会(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>*:ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総会(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総会(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総会PC等との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でない、国保連合会国保総会(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</li> <li>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</li> <li>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。</li> </ul> | <p>&lt; 国保連合会以外からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのアクセス制限により操作対象者及び権限を制限し、不必要な情報へのアクセスを制限により不正なアクセスを防止する。</li> <li>・アクセスログ、操作ログを保存し調査等を可能とする。</li> <li>・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっている。</li> </ul> <p>&lt; 国保連合会からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置</li> <li>・特定個人情報への入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータを送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|--|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3： 入手した特定個人情報が入力されたリスクの内容</p> | <p>・届出、申請等の窓口において、本人確認の続きを厳格に行う。</p>   | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出、申請等の窓口において、本人確認の続きを厳格に行う。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報システムの国保連合会との保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PC等において国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> </ul> <p>②本市の国民健康システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク3： 入手した特定個人情報が入力されたリスクの内容</p> | <p>・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。</p> <p>・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。</p> | <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民登録内の者については、住民基本台帳システムから連携された国保システム宛名情報にて真正性の確認を行う。</li> <li>・住民登録外の者については、住基ネット端末で真正性の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PC等における措置</li> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報と不正確であるリスク</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p> | <p>・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。</p> <p>・わかりやすい様式、記載例により届出書類等の記載ミスを防止する。</p> | <p>＜国保連合会以外からの入手＞</p> <p>・申請受理後、内部で届け出書類、本人確認用書類との照合確認する。</p> <p>・わかりやすい様式、記載例により届出書類等の記載ミスを防止する。</p> <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <p>・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。</p> <p>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p>②本市の国民健康保険システムにおける措置</p> <p>・入手した特定個人情報、本市の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|--|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> | <p>・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーティション等により覗き見されないようにしている。</p> <p>・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。</p> | <p>＜国保連合会以外からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣の窓口との間隔が狭い個所についてはパーティション等により覗き見されないようにしている。</li> <li>・窓口からは端末画面を見えないようにしている。場所により端末画面に覗き込み防止フィルターを設置している。</li> </ul> <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国保総合PC等における措置</li> <li>・本市の国保総合PC等は、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・本市の国保総合PC等と国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PC等へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ol> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|--------|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | (前項の続き)  |        | <p>② 国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul>   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク<br/>その他の措置の内容</p> <p>—</p> |        | <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることとはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> </ul> <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザー認証の管理方法</p> <p>具体的な管理方法</p> | <p>・各ユーザーに個別付与したユーザーアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <p>・各ユーザーに個別付与したユーザーアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <p>・国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。</p> <p>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</p> <p>・国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことよって、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。</p> <p>・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の記録</p> <p>具体的な方法</p>     | <p>・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。</p>   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <p>・ユーザーID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。</p> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <p>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</p> <p>・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日                   | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------------------|---|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日            | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容</p> | <p>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</p> | <p>&lt;国民健康保険システム, 滞納整理システム&gt;</p> <p>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</p> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <p>①国保総合PC等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録される。</li> </ul> <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日<br>(前項の続き) |   |   | <p>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul>   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|--|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの<br>取扱いプロセスにおけるリスク<br>対策<br>4. 特定個人情報ファイルの<br>取扱いの委託<br>情報保護管理体制の確認                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。</li> <li>・また、誓約書を徴取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求め管理体制の強化を図っている。委託先の事情により、誓約書を徴取することができない場合は、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報情報が適正に管理されているかの確認資料を提出させる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者は個人情報及び情報資産の取扱いについて、「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」を遵守することを契約書に明示し、かつ契約締結時に業務遂行責任者及び作業従事者一覧を提出させ確認している。</li> <li>・また、誓約書を徴取し作業者の情報資産の適切な取扱いや指導監督について遵守を求め管理体制の強化を図っている。委託先の事情により、誓約書を徴取することができない場合は、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報情報が適正に管理されているかの確認資料を提出させる。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの<br>取扱いプロセスにおけるリスク<br>対策<br>4. 特定個人情報ファイルの<br>取扱いの委託<br>特定個人情報ファイルの閲覧<br>者・更新者の制限<br>具体的な制限方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</li> <li>・許可されたもの以外特定個人情報ファイルにアクセスできないように制御しており、許可があってもID、パスワードにより認証している。</li> <li>＜国保総合PC等における措置＞</li> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させる。また、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。</li> </ul>                                     | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|---|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの<br/>取扱いプロセスにおけるリスク<br/>対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの<br/>取扱いの委託<br/>特定個人情報ファイルの取扱<br/>いの記録<br/>具体的な方法</p> | <p>・作業員、作業内容を記載した作業記録の提出<br/>を求め、保管している。<br/>・アクセスログ、操作ログを記録する。</p> | <p>＜国民健康保険システムに<br/>おける措置＞<br/>・作業員、作業内容を記載した作業記録の提出<br/>を求め、保管している。<br/>・アクセスログ、操作ログを記録する。<br/>＜国保総合PC等における措置＞<br/>・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に<br/>関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場<br/>合には、国保連合会の国保総合(国保集約)シ<br/>ステムにおいて、特定個人情報にアクセスした<br/>従業員等・時刻・操作内容を記録することにして<br/>いる。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|--|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止</li> <li>・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め</li> <li>・入退室台帳による従事者の入退室管理</li> <li>・身分証明書の常時携帯及び名札の着用</li> <li>・委託業務に係る体制表の提出</li> </ul> | <p>&lt;国民健康保険システムに<br/>おける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料やデータの市の承諾なしの持ち出しの禁止</li> <li>・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め</li> <li>・入退室台帳による従事者の入退室管理</li> <li>・身分証明書の常時携帯及び名札の着用</li> <li>・委託業務に係る体制表の提出</li> </ul> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効果的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日                   | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------------------|----|--------|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日<br>(前項の続き) |    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br/>           リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク<br/>           リスクに対する措置の内容</p> | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞<br/>           ・サーバーはサーバー室に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。<br/>           ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。<br/>           ＜統合宛名システムにおける措置＞<br/>           ① 中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバーと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/>           ② 統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。<br/>           ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br/>           ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会の協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報への入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。<br/>           ① 中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br/>           ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。<br/>           ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞<br/>           ・サーバーはサーバー室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。<br/>           ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。<br/>           ＜統合宛名システムにおける措置＞<br/>           ① 中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバーと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/>           ② 統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を確保している。<br/>           ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br/>           ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会の協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報への入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。<br/>           ① 中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br/>           ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。<br/>           ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|---|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br/>         リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク<br/>         リスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;<br/>         ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。<br/>         ・サーバーはサーバー室(データセンターへ移行できるものを限定する。<br/>         ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。<br/>         &lt;統合宛名システムにおける措置&gt;<br/>         ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。<br/>         ②番号法に定められる事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。<br/>         ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/>         ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。<br/>         ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報への入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;<br/>         ・番号法第9条に定められた事務担当者のみが担当事務の照会・結果受領処理しか行えないようにアクセスを制限し、情報漏えいを防止する。<br/>         ・サーバーはサーバー室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。<br/>         ・ネットワークは庁内に閉じたものであり、外部からのアクセスはできない仕様となっている。<br/>         &lt;統合宛名システムにおける措置&gt;<br/>         ①接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。<br/>         ②番号法に定められる事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。<br/>         ③中間サーバと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)が利用され、また、VPN等の技術も利用されている。このように、福岡市の中間サーバと統合宛名システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br/>         ④統合宛名システムは、外部インターネットと接続されている情報系ネットワークとは分離されている。業務系ネットワークに設置することで、通信の安全性を担保している。<br/>         ⑤操作内容の追跡調査機能が設けられており、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する仕組みになっている。&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報への入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 変更日                   | 項目 | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------------------|----|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日<br>(前項の続き) |    | <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバ・ブラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> | <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバ・ブラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>7. 特定個人情報の保管・消去<br/>           リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br/>           ⑤物理的対策<br/>           具体的な対策の内容</p> | <p>&lt;本市における措置&gt;<br/>           ・サーバー室は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。<br/>           ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。<br/>           ・サーバーのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。<br/>           ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。<br/>           ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。<br/>           ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;<br/>           ・サーバーはサーバー室(データセンターへ移行予定)に設置され、入室は厳重に管理している。<br/>           ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。<br/>           ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。<br/>           ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;<br/>           ・サーバー室は入室可能な者を限定し、入室時にはIDとパスワードで認証している。<br/>           ・サーバーのラックは施錠し関係者以外アクセスできない。<br/>           ・サーバーのラックは床に固定し、地震による倒壊を防止している。<br/>           ・停電時は機器が正常終了できるまでの予備電源を確保している。<br/>           ・前日のバックアップデータを保管し、データ喪失リスクに備えている。<br/>           ・個人情報を含む不要な帳票は、適切に管理し、破棄している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>7. 特定個人情報の保管・消去<br/>         リスク1： 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策<br/>         具体的な対策の内容</p> | <p>＜国民健康保険システムにおける措置＞<br/>         ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。<br/>         ・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。</p> <p>＜統合宛名システムにおける措置＞<br/>         ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。</p> <p>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br/>         ・外部インターネットワークと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</p> <p>・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p>＜中間サーバ・ブラットフォームにおける措置＞<br/>         ①中間サーバ・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>         ②中間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>         ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞<br/>         ・システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。<br/>         ・システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログ、操作ログを保存している。</p> <p>＜統合宛名システムにおける措置＞<br/>         ・サーバにはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスチェックを実施する。ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。</p> <p>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br/>         ・外部インターネットワークと接続する情報系ネットワークと分離された業務系ネットワークに設置しており、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。</p> <p>・内部者によるデータへの不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限を行う。</p> <p>＜中間サーバ・ブラットフォームにおける措置＞<br/>         ①中間サーバ・ブラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br/>         ②中間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br/>         ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 变更日期                  | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----------------------|--|--|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日<br>(前項の続き) | 7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク<br>リスクに対する措置の内容 |  | <p>&lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;<br/>           国保総合PC等における措置<br/>           ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC等上一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。<br/>           ・国保総合PC等で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。<br/>           ・国保総合PC等には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。<br/>           ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。<br/>           ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日            |  | <p>・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。<br/>           ・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。</p> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;<br/>           ・住民登録内の者については住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連携する。<br/>           ・住民登録外の者については、随時本人確認を行い変更があればその都度データを更新する。<br/>           &lt;国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;<br/>           国保総合PC等における措置<br/>           ・国保総合PC等に登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PC等の端末に保存されることはなく、国保総合PC等の個人番号(特定個人情報(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとされている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|---|---|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順<br/>手順の内容</p> <p>IV その他のリスク対策</p> <p>① 監査<br/>② 監査<br/>具体的な内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。</li> <li>・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で削除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</li> <li>・保険料の時効到来分や不納欠損データの消去は定期的に行っている。</li> <li>・宛名情報については、住民基本台帳からの連携で削除情報を持たせている。宛名情報の消去ルールを随時見直し適切な運用に努める。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムの保管・消去&gt;</li> <li>・国保総合PC等における措置</li> <li>・国保総合PC等に登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PC等の端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとされている。国保総合PC等に登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</li> </ul>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | <p>IV その他のリスク対策</p> <p>① 監査<br/>② 監査<br/>具体的な内容</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。</li> <li>・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に行っている。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期の監査基本方針を「福岡市情報セキュリティ監査中期計画」として策定している。</li> <li>・取り扱う情報の重要度に応じ、外部監査、内部監査を定期的に行っている。監査項目については総務省の「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参照し実施している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システム&gt;</li> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めるとする)。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|------------|--|--|--|------|--------------|
| 平成29年2月10日 | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>②実施日・期間  | 平成27年6月11日から平成27年7月10日まで   | 平成28年11月24日から平成28年12月23日まで   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>④主な意見の内容 | 意見なし   | 評価書P18～20に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容が、後期高齢者の医療に関する事務における評価書の内容と一部重複している。危機管理上で大いに不安があり、無駄な二重行政コストである。  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>⑤評価書への反映 | (記載なし)   | なし   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | VI 評価実施手続<br>2. 国民・住民等からの意見の聴取<br>①方法      | 市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。 | 市公報で公告のうえ市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、市ホームページ、情報公開室・情報プラザ・各区役所・出張所等において案の閲覧及び配布を行う。意見は郵便、ファクシミリ、電子メールおよび情報公開室や情報プラザ・各区役所・出張所等への持参にて受け付ける。意見に対する本市の考え方については、市ホームページ上で示す。 | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| 平成29年2月10日 | VI 評価実施手続<br>3. 第三者点検<br>①実施日              | 平成27年7月23日   | 平成29年1月11日   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                |
|------------|---|--|---|------|--|
| 平成29年2月10日 | VI 評価実施手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日                                  | 平成27年5月18日   | 平成28年10月11日   | 事前   | 重要な変更が生じるため。                             |
| 平成29年8月1日  | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム3<br>②システムの機能 | <p>1 宛名管理機能<br/>統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とも付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能<br/>各既存業務システムの業務情報を中間サーバー向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報向に中間サーバーに提供する。</p> <p>3 情報照会機能<br/>他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能<br/>符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能<br/>統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> | <p>1 宛名管理機能<br/>統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とも付けて保存し管理する。</p> <p>2 情報提供機能<br/>各既存業務システムの業務情報を中間サーバー向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報向に中間サーバーに提供する。</p> <p>3 情報照会機能<br/>他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。</p> <p>4 符号要求機能<br/>符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>5 権限管理機能<br/>統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>6 お知らせ機能<br/>対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバーに送信する。</p> | 事後   | 統合宛名システムの機能追加に伴う修正。なお、重要な変更には該当する項目ではない。 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                      |
|-----------|---|--|--|------|--|
| 平成29年8月1日 | I 基本情報<br>5. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                                    | ・番号法第9条第1項 別表第一 第30号<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条   | ・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条  | 事後   | 表記の微調整であるため、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。       |
| 平成29年8月1日 | I 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>法令上の根拠                      | <情報提供の根拠><br>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条) | <情報提供の根拠><br>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2) | 事後   | 法令上の根拠の追記であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。      |
| 平成29年8月1日 | I 基本情報<br>(別添1) 事務の内容   | <情報照会の根拠><br>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)   | <情報照会の根拠><br>・番号法第19条第7号 別表第二(42、43、44、45の項)<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、26条)   | 事後   | 公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。 |
| 平成29年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>③委託先における取扱者数 | 10人以上50人未満   | 10人未満  | 事後   | 重要な変更には該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。         |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載                      | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                   |
|-----------|---|-----------------------------|---|------|---|
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 | 提供を行っている(19件), 移転を行っている(4件) | 提供を行っている(28件), 移転を行っている(5件)   | 事後   | 法令上の根拠の追記であり, 重要な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>提供先               |                             | Ⅰ 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠<br><情報提供の根拠><br>の修正に伴い, 「(別紙1) 特定個人情報」に項目追加 | 事後   | 法令上の根拠の追記であり, 重要な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>①法令上の根拠           |                             | Ⅰ 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠<br><情報提供の根拠><br>の修正に伴い, 「(別紙1) 特定個人情報」に項目追加 | 事後   | 法令上の根拠の追記であり, 重要な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>②提供先における用途        |                             | Ⅰ 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠<br><情報提供の根拠><br>の修正に伴い, 「(別紙1) 特定個人情報」に項目追加 | 事後   | 法令上の根拠の追記であり, 重要な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>③提供する情報           |                             | Ⅰ 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠<br><情報提供の根拠><br>の修正に伴い, 「(別紙1) 特定個人情報」に項目追加 | 事後   | 法令上の根拠の追記であり, 重要な変更にあらず, 事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                      |
|-----------|--|--------|--|------|--|
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>① 移転先5<br>② 移転先    | (記載なし) | 保健福祉局総務部医療年金課  | 事後   | 公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>① 法令上の根拠           | (記載なし) | 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例、福岡市子ども医療費助成条例、福岡市重度障がい者医療費助成条例、福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 | 事後   | 公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>② 移転先における用途        | (記載なし) | 福岡市ひとり親家庭等医療費助成、福岡市子ども医療費助成、福岡市重度障がい者医療費助成にかかる資格の認定および助成の決定に関する事務                                      | 事後   | 公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>③ 移転する情報           | (記載なし) | ・ 国民健康保険被保険者資格情報<br>・ 保険給付に関する情報   | 事後   | 公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転<br>④ 移転する情報の対象となる本人の数 | (記載なし) | 10万人以上100万人未満  | 事後   | 公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|--|---|---|------|---|
| 平成29年8月1日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転</p> <p>⑤移転先5</p> <p>⑥移転する情報の対象となる本人の範囲</p>                          | (記載なし)  | <p>被保険者(資格喪失者含む)</p>  | 事後   | <p>公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。</p>                     |
| 平成29年8月1日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転</p> <p>⑤移転先5</p> <p>⑥移転方法</p>                                       | (記載なし)  | <p>庁内連携システム</p>   | 事後   | <p>公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。</p>                     |
| 平成29年8月1日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転</p> <p>⑦時期・頻度</p>   | (記載なし)  | <p>随時</p>   | 事後   | <p>公費医療システムが独自利用事務に該当するため追加。なお、重要な変更には該当する項目ではない。</p>                     |
| 平成29年8月1日 | <p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク宛システム等における措置の内容</p> | <p>&lt;統合宛名システム&gt;</p> <p>統合宛名システムを利用するには、各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証が必要であり、権限を保持しない者は接続できないようになっている。</p> <p>権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報提供に必要ない情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要ない情報への接続もできないよう制限している。</p> | <p>&lt;統合宛名システム&gt;</p> <p>統合宛名システムを利用するには、職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、権限を保持しない者は接続できないようになっている。権限は、番号法に定められた利用事務の所管課の業務担当職員のみが付与され、また、情報提供に必要ない情報項目の対応付けをあらかじめ統合宛名システム上で設定することで、事務に必要ない情報への接続もできないよう制限している。</p> | 事後   | <p>統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。</p> |

| 变更日期      | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|---|--|---|------|--|
| 平成29年8月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>      | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <p>・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p>   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <p>・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p>                              | 事後   | システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。 |
| 平成29年8月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理<br/>具体的な管理方法</p> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <p>・各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p>   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <p>・職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報 へのみアクセス可としている。</p>                              | 事後   | システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。 |
| 平成29年8月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いはプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br/>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>           | <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。</p> | <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>① 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> | 事後   | 個人情報保護委員会の名称変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。                 |



| 变更日期      | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|--|---|--|------|---|
| 平成29年8月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたネットワークシステムに不正なアクセスが行われるリスク</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されたネットワークシステムに不正なアクセスが行われるリスク</p> <p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスク6: 不正な提供が行われるリスク</p> | <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>① 中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。</p>   | <p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>① 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。</p>  | 事後   | 個人情報保護委員会の名称変更に伴う修正であり、形式的な変更のため、重要な変更にはあたらない。                  |
| 平成29年8月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されたネットワークシステムに不正なアクセスが行われるリスク</p> <p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスク6: 不正な提供が行われるリスク</p>   | <p>＜統合宛名システムにおける措置＞</p> <p>① 接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p>   | <p>＜統合宛名システムにおける措置＞</p> <p>① 接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。</p>   | 事後   | 統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減するため、重要な変更にはあたらない。 |
| 平成29年8月1日 | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスク6: 不正な提供が行われるリスク</p>  | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>・番号法第9条に定められた該当事務、該当事務の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。</p> <p>・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。</p> <p>・自動連携できない場合には、当該事務担当者のみ登録できるように、アクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。</p> <p>・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。</p> | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>・番号法第9条に定められた該当事務、該当事務の提供を行えないような仕様とし不正な提供を防止する。</p> <p>・システムから統合宛名システムへの副本データの登録については、システム間の自動連携により行う仕様とし、登録ミスを防止する。</p> <p>・自動連携できない場合には、入力ミスに無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。</p> <p>・支援措置対象者については自動応答不可フラグを設定する。当該業務担当者のみが必要な確認を行った後にしか情報提供を行えないように制御する。</p> | 事後   | 措置を行う対象システムが変更となる修正であり、リスクは変わらないため、重要な変更にはあたらない。                |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                      |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 平成29年8月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク<br>リスクに対する措置の内容                   | <p>＜国民健康保険システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで不適切な情報となることを防止する。</li> <li>・自動連携できない場合には、当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。</li> </ul> | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。</li> <li>・自動連携できない場合には、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。</li> </ul> | 事後   | 措置を行う対象システムが変更となる修正であり、リスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク<br>リスクに対する措置の内容 | <p>＜国民健康保険システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。</li> <li>・自動連携できない場合には、当該事務担当者のみ登録できるようなアクセス制限を行い、また、入力ミスの無いように、マニュアル等を整備し、周知するとともに、アクセスログ、操作ログを記録し調査を可能とする。</li> </ul>  | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムにおいては、提供用の副本データを、自動で適切に変換、登録する仕様となる。適切なテストを行うことで誤った情報となることを防止する。</li> <li>・自動連携できない場合には、入力ミスの無いように、統合宛名システムへの登録方法についてマニュアル等を整備する。なお、統合宛名システムでは、アクセス制御および操作内容の追跡調査が可能となっている。</li> </ul> | 事後   | 措置を行う対象システムが変更となる修正であり、リスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅳ その他のリスク対策<br>1. 監査<br>①自己点検<br>具体的なチェック方法   | <p>＜本市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1回、評価書の定期見直し時に行う自己点検チェックの中で、評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて確認している。</li> </ul>   | <p>＜本市における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報取扱いに関する自己点検を年に1回実施している。</li> <li>・評価書の見直しを年に1回実施し、その中で評価書の記載内容が運用実態と相違がないことも含めて自己点検している。</li> </ul>   | 事後   | 点検内容の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | I 基本情報  | 小川 明子   | 島崎 直彦   | 事後   | 所属長の異動による修正であり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。   |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|--|---|---|------|---|
| 平成30年8月1日 | I 基本情報<br>(別添1) 事務の内容                                    | (別添1)のとおり   | (別添1)のとおり   | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | I 基本情報<br>(別添1) 事務の内容<br>備考                              | (別添1)のとおり   | (別添1)のとおり   | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>⑨再委託事項       | 資格継続業務、高額該当回数(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。 | 資格継続業務、高額該当回数(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。 | 事後   | 単なる語句の修正であり、重要な変更にあたらぬ。提出・公表が義務付けられない。              |
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 | 移転を行っている(5)件  | 移転を行っている(6)件  | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6     | (記載なし)  | 保健福祉局健康医療部保健予防課   | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|--|--------|--|------|---|
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6<br>①法令上の根拠            | (記載なし) | 福岡市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6<br>②移転先における用途         | (記載なし) | 特定医療費(指定難病)支給認定に関する業務                                  | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6<br>③移転する情報            | (記載なし) | 国民健康保険被保険者資格情報   | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6<br>④移転する情報の対象となる本人の数  | (記載なし) | [10万人以上100万人未満]  | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |
| 平成30年8月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6<br>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | (記載なし) | 被保険者(資格喪失者含む)  | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載                  | 変更後の記載      | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|---|-------------------------|-------------|------|--|
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1<br>⑥ 移転方法  | [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | [○]庁内連携システム | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2<br>⑥ 移転方法  | [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | [○]庁内連携システム | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3<br>⑥ 移転方法  | [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | [○]庁内連携システム | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6<br>⑥ 移転方法  | (記載なし)                  | [○]庁内連携システム | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。 |
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6<br>⑦ 時期・頻度 | (記載なし)                  | 目次          | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらない。 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|--|---|---|------|--|
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>①保管場所  | <p>＜国民健康保険システムにおける措置＞</p> <p>①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの情報を読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> <p>③ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p>          | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>①システムのサーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの情報を読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> <p>③ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> | 事後   | 本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に変更完了したため、事後に記載を修正するもの。 |
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>6. 特定個人情報の保管・消去<br>③消去方法  | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>①システムのサーバは本庁マシン室に設置しており、マシン室への入室を厳重に管理している。また、サーバ更新にあたり、サーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの情報を読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> <p>③ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>①システムのサーバはデータセンターに設置し、下記のとおり厳重に管理する。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、システムの情報を読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> <p>③ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。</p> | 事後   | 単なる語句の修正であり、重要な変更にあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。            |
| 平成30年8月1日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目  | <p>(別紙2)「すべての記録項目」を参照</p>   | <p>(別紙2)「すべての記録項目」を参照</p>   | 事後   | 実際の運用に沿った記載へ変更するものであるが、変更に伴うリスクは変わらないため、重要な変更にあたらぬ。  |
| 平成30年8月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>・サーバはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。</p>  | <p>＜国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置＞</p> <p>・サーバはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。</p>   | 事後   | 本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に変更完了したため、事後に記載を修正するもの。 |



| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 平成30年8月1日 | Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク | ・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置し物理的にアクセスできるものを限定する。                   | ・サーバーはデータセンターに設置し物理的にアクセスできるものを限定する。                            | 事後   | 本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に變更完了したため、事後に記載を修正するもの。 |
| 平成30年8月1日 | 7. 特定個人情報情報の保管・消去<br>リスク1: 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>具体的な対策の内容                             | <国民健康保険システムにおける措置><br>・サーバーはサーバ室(データセンターへ移行予定)に設置され、入室は厳重に管理している。 | <国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置><br>・サーバーはデータセンターに設置され、入室は厳重に管理している。 | 事後   | 本変更に係る評価の再実施を事前に行っており、措置状況が完全に變更完了したため、事後に記載を修正するもの。 |
| 令和1年6月28日 | Ⅰ 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム5<br>②システムの機能                           | (別添1)事務内容(資格継続業務)<br>国民健康保険課                                      | (別添1)事務内容(資格継続業務)<br>保険年金課                                      | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。         |
| 令和1年6月28日 | Ⅰ 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム5<br>②システムの機能                           | 別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数)の引き継ぎ業務)<br>国民健康保険課                         | 別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数)の引き継ぎ業務)<br>保険年金課                         | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。         |
| 令和1年6月28日 | Ⅰ 基本情報<br>7. 評価実施期間における担当部署<br>①部署  | 保健福祉局 総務部 国民健康保険課   | 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課   | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。         |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                    |
|-----------|---|---|---|------|--|
| 令和1年6月28日 | I 基本情報<br>7. 評価実施期間における担当部署<br>②所属長の役職名               | 島崎 直彦   | 保険年金課長  | 事後   | 様式の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。   |
| 令和1年6月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>⑥事務担当部署                | 保健福祉局総務部国民健康保険課<br>保健福祉局総務部医療年金課<br>東区市民部保険年金課<br>博多区市民部保険年金課<br>中央区市民部保険年金課<br>南区市民部保険年金課<br>城南区市民部保険年金課<br>早良区市民部保険年金課<br>早良区市民部入部出張所<br>西区市民部保険年金課<br>西区市民部西部出張所 | 保健福祉局生活福祉部保険年金課<br>保健福祉局生活福祉部保険医療課<br>東区市民部保険年金課<br>博多区市民部保険年金課<br>中央区市民部保険年金課<br>南区市民部保険年金課<br>城南区市民部保険年金課<br>早良区市民部入部出張所<br>西区市民部保険年金課<br>西区市民部西部出張所                | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和1年6月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>⑦使用の主体 使用部署    | 保健福祉局総務部国民健康保険課<br>保健福祉局総務部医療年金課<br>東区市民部保険年金課<br>博多区市民部保険年金課<br>中央区市民部保険年金課<br>南区市民部保険年金課<br>城南区市民部保険年金課<br>早良区市民部入部出張所<br>早良区市民部保険年金課<br>西区市民部保険年金課<br>西区市民部西部出張所 | 保健福祉局生活福祉部保険年金課<br>保健福祉局生活福祉部保険医療課<br>東区市民部保険年金課<br>博多区市民部保険年金課<br>中央区市民部保険年金課<br>南区市民部保険年金課<br>城南区市民部保険年金課<br>早良区市民部入部出張所<br>早良区市民部保険年金課<br>西区市民部保険年金課<br>西区市民部西部出張所 | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和1年6月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 | 保健福祉局総務部医療年金課   | 保健福祉局生活福祉部保険年金課   | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                    |
|-----------|---|--|--|------|--|
| 令和1年6月28日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要<br>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5            | 保健福祉局総務部医療年金課  | 保健福祉局生活福祉部保険年金課  | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和1年6月28日 | V 開示請求、問合せ<br>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>①連絡先                  | 〒810-8620<br>福岡市中央区天神1丁目8-1<br>保健福祉局 総務部 国民健康保険課<br>TEL092-711-4242 FAX092-733-5441  | 〒810-8620<br>福岡市中央区天神1丁目8-1<br>保健福祉局 生活福祉部 保険年金課<br>TEL092-711-4242 FAX092-733-5441  | 事後   | 課の名称の変更による修正であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
|           | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム5<br>②システムの機能 | 1 資格継続業務<br>(詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照)<br>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br>②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)<br>都道府県内の市区町村間を転居した場<br>合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日<br>(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。<br>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ<br>被保険者資格データを配信する。 | 1 資格継続業務<br>(詳細は別添1(国保広域化に係る業務(資格継続業務))を参照)<br>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信<br>市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。<br>②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)<br>都道府県内の市区町村間を転居した場<br>合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日<br>(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。<br>また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ<br>被保険者資格データを配信する。 | 事前   | 重要な変更が生じるため。                                 |

| 変更日 | 項目      | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---------|--|--|------|--------------|
|     | (前項の続き) | <p>2 高額該当回数の引き継ぎ業務<br/>(詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務))を参照)</p> <p>①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCへ当該データを配信する。</p> | <p>2 高額該当回数の引き継ぎ業務<br/>(詳細は別添1(国保広域化に係る業務(高額該当回数の引き継ぎ業務))を参照)</p> <p>①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の確認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PC及びデータ連携用PCへ当該データを配信する。</p> <p>3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p> <p>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信</p> <p>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | (前項の続き) | <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。ファイル転送機能のみ使用するPCをデータ連携用PCという。</p>  | <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。ファイル転送機能のみ使用するPCをデータ連携用PCという。</p>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---|--|--|------|--------------|
|     | I 基本情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム      | (記載なし)   | (システム6を追加)   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | I 基本情報<br>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由<br>①事務実施上の必要性    | <p>個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。</p>   | <p>個人番号を用いて、被保険者の資格情報や所得情報をより的確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他の自治体等と国保情報を連携することで、被保険者や保険者が各種証明書を取得するために要している手間や手続きを省略し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要がある。その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | I 基本情報<br>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由<br>②実現が期待されるメリット | <p>国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。</li> <li>・国や他の自治体等と医療保険情報を連携することで、被保険者が各種証明書を取得するために要している手間や行政の手続きを省略し、被保険者の利便性の向上へつなげる。</li> </ul> | <p>国民健康保険料の公平・公正な賦課及び被保険者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が保有する住民情報や税所得情報を個人番号を用いて名寄せ・突合ができ、被保険者の所得情報や住民情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となり、国民健康保険料の公平・公正な賦課につながる。</li> <li>・国や他の自治体等と医療保険情報を連携することで、被保険者が各種証明書を取得するために要している手間や行政の手続きを省略し、被保険者の利便性の向上へつなげる。</li> <li>・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---|---|---|------|--------------|
|     | I 基本情報<br>5. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 第30の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | I 基本情報<br>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15条、19、20、25、33、41条の2、43、44、46、49、53条、55条の2)</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | (別添1)事務の内容<br>別紙 国保広域化について<br>(図)             | 事務の流れを記載  | 事務の流れを記載(取りまとめ機能を追加)  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 変更日  | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|--|--|---|---|------|--------------|
|  | <p>(別添1)事務の内容<br/>別紙 国保広域化について<br/>備考 1 業務委託について</p> | <p>国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。<br/>なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要なる。<br/>上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。</p>                  | <p>国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。<br/>なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要なる。<br/>上述の他に、レセプト点検の支援等を委託する(市町村診療報酬審査支払業務)が、これらの業務を行う「次期国保総合システム」では個人番号を使用しない。<br/>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムへの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。</p> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| <p>(別添1)事務の内容<br/>別紙 国保広域化について<br/>備考 3 オンライン資格確認の準備業務</p> | <p>(記載なし)</p>  | <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br/>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。<br/>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務<br/>オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。</p> | <p>・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br/>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。<br/>・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務<br/>オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。</p>   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| <p>(別添1)事務の内容</p>  | <p>(記載なし)</p>  | <p>(記載なし)</p>   | <p>(別添1)オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を追加</p>   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---|--|--|------|--------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無                                 | 委託する(3件)   | 委託する(5件)   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3<br>②地理扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理が必要である。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理が必要である。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4                                 | (記載なし)   | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|--|--------|--|------|--------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>①委託内容                                 | (記載なし) | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲               | (記載なし) | [特定個人情報ファイルの全体]  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の数  | (記載なし) | [10万人以上100万人未満]  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | (記載なし) | ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者<br>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者<br>(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)<br>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者<br>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---|--------|---|------|--------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>その妥当性 | (記載なし) | オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。<br><br>[10人以上50人未満] | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>③委託先における取扱者数                     | (記載なし) |   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法            | (記載なし) | [O]専用線  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>⑤委託先名の確認方法                       | (記載なし) |   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>⑥委託先名                            | (記載なし) | 福岡県国民健康保険団体連合会<br>(福岡県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)                         | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|--|--------|---|------|--------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4<br>⑦再委託の有無   | (記載なし) | [再委託する]   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4<br>⑧再委託の許諾方法 | (記載なし) | 委託先から、再委託内容、再委託期間、再委託先等を記載した申請書を提出させ、再委託先に個人情報及び情報資産の保護の義務を負わせることを条件に承認行う。  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4<br>⑨再委託事項    | (記載なし) | 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務<br>(国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5              | (記載なし) | 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務   | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>①委託内容     | (記載なし) | オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|--|--------|--|------|--------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲               | (記載なし) | [特定個人情報ファイルの全体]  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の数  | (記載なし) | [10万人以上100万人未満]  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項5<br>②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲<br>対象となる本人の範囲 | (記載なし) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者</li> <li>(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> <li>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 変更日 | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|--|--------|---|------|--------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性 | (記載なし) | 市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。 | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>③委託先における取扱者数                | (記載なし) | [10人以上50人未満]  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法       | (記載なし) | [○]専用線  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>⑤委託先名の確認方法                  | (記載なし) | 福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求による確認方法がある。  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>⑥委託先名                       | (記載なし) | 支払基金  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|--|--------|--|------|--------------|
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>⑦再委託の有無   | (記載なし) | [再委託する]<br><br>委託先の福岡県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、福岡県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>⑧再委託の許諾方法 | (記載なし) | 医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | II 特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項5<br>⑨再委託事項    | (記載なし) |  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---|---|--|------|--------------|
|     | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用<br/>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザ認証の管理<br/>具体的な管理方法</p>   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各ユーザに個別付与したユーザアカウントおよびパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>ログアウトしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> </ul> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員証とパスワードによる認証及び業務毎のアクセス権限を設定している。権限は、担当業務に必要な情報へのみアクセス可としている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合PC等を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>国保総合PC等において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>ログアウトしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
|     | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用<br/>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録<br/>具体的な方法</p> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する画面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>   | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザID、端末IDのアクセスログ、操作ログを記録する。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。</li> <li>情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する画面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</li> <li>当該記録については、一定期間保存することとしている。</li> </ul>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日     | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|---------|--|---|--|------|--------------|
|         | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容</p> | <p>&lt;国民健康保険システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国保総合PC等における措置</li> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録される。</li> </ol> | <p>&lt;国民健康保険システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に対して、契約書等において許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護及び情報セキュリティの体制整備を求め、従事者への研修の実施を義務付けている。また、必要に応じ監査等の実施や事故発生時の情報の公開が可能なこと並びに罰則の適用があることを定めている。</li> </ul> <p>&lt;国保総合PC等における措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国保総合PC等における措置</li> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PC等に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PC等へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内幕を確認し、不正な運用が行われていないかが</li> </ol> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |
| (前項の続き) |  | <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイル出力する機能のことを指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</li> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ol>                           | <p>* : ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイル出力する機能のことを指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>②国保総合PC等と既存の国民健康保険システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体における措置</li> <li>・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ol>  | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---|---|--|------|--------------|
|     | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <p>&lt;国民健康保険システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料やデータの持ち出しの禁止</li> <li>・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め</li> <li>・入退室台帳による従事者の入退室管理</li> <li>・身分証明書の常時携帯及び名札の着用</li> <li>・委託業務に係る体制表の提出</li> </ul> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> </ul> | <p>&lt;国民健康保険システム、滞納整理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料やデータの持ち出しの禁止</li> <li>・データ保護・プライバシー保護に関し業務従事者への研修の実施、情報保護を図る体制の確立の求め</li> <li>・入退室台帳による従事者の入退室管理</li> <li>・身分証明書の常時携帯及び名札の着用</li> <li>・委託業務に係る体制表の提出</li> </ul> <p>&lt;国保連合会における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施設管理を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

| 変更日 | 項目      | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|---------|--|---|------|--------------|
|     | (前項の続き) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前にシステム管理者の承認を得る。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符写得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |



| 変更日 | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明    |
|-----|--|---|---|------|--------------|
|     | <p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</li> <li>・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。</li> <li>・紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末、サーバーの更新に当たっては、データの完全消去作業を実施している。</li> <li>・媒体の廃棄に関しては、データを完全に消去する、初期化を実施する、読み取りができないように物理的に破壊する、いずれかの対応を実施したうえで廃棄している。</li> <li>・紙媒体については、鍵付の保管庫などに収納するとともに、廃棄についてはシュレッダー処理を徹底している。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境」において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul> | 事前   | 重要な変更が生じるため。 |

## (別紙2)「すべての記録項目」

| 住民共通<br>項番 | 宛名基本マスタ<br>項目名 |      |              | 住民共通<br>項番 | 返戻管理マスタ<br>項目名 |
|------------|----------------|------|--------------|------------|----------------|
| 1          | 住民コード          | 12   | 氏名カナ         | 1          | 住民コード          |
| 2          | 管理コード          | 13   | 通称名          | 2          | 発行年月日          |
| 3          | レコード区分         | 14   | 通称名カナ        | 3          | 帳票バーコード        |
| 4          | 返戻フラグ          | 15   | 通称名カナ修正フラグ   | 4          | 業務キー           |
| 5          | 世帯コード          | 16   | 併記名          | 5          | 返戻年月日          |
| 6          | 世帯主住民コード       | 17   | 併記名カナ        | 6          | 返戻対応区分         |
| 7          | 住記世帯コード        | 18   | 連絡先区分        | 7          | 返戻対応年月日        |
| 8          | 住記世帯主住民コード     | 19   | 連絡先          | 8          | 住所修正有無         |
| 9          | 本名通称名区分        | 20   | 関連住民コード      |            |                |
| 10         | 氏名             | 21   | 住所 郵便番号      | 住民共通       | 世帯管理マスタ        |
| 11         | 氏名カナ           | 22   | 管轄内コード       | 項番         | 項目名            |
| 12         | 通称名            | 23   | 住所 住所名       | 1          | 履歴番号           |
| 13         | 通称名カナ          | 24   | カスタマーバーコード   | 2          | 世帯期間 開始        |
| 14         | 通称名カナ修正フラグ     | 25   | 住所 方書        | 3          | 世帯期間 終了        |
| 15         | 併記名            | 26   | 元号フラグ        | 4          | 開始届出年月日        |
| 16         | 併記名カナ          | 27   | 生年月日         | 5          | 終了届出年月日        |
| 17         | 連絡先区分          | 28   | 生年月日不詳コード    | 6          | 住記世帯コード        |
| 18         | 電話番号           | 29   | 生年月日不詳文字     | 7          | 混合有効区分         |
| 19         | 関連住民コード        | 30   | 性別           |            |                |
| 20         | 住所 郵便番号        | 31   | 覚書           | 口座         | 口座ファイル         |
| 21         | 管轄内コード         | 32   | 備考           | 項番         | 項目名            |
| 22         | 住所 住所名         | 33   | 死亡フラグ        | 1          | 個人コード          |
| 23         | カスタマーバーコード     | 34   | 世帯主名         | 2          | 税目             |
| 24         | 住所 方書          | 35   | 続柄漢字名称       | 3          | 用途区分           |
| 25         | 元号フラグ          | 36   | 住記世帯主名       | 4          | 最新履歴区分         |
| 26         | 生年月日           | 37   | 住記続柄漢字名称     | 5          | 銀行郵便区分         |
| 27         | 生年月日不詳コード      | 38   | 住民種別         | 6          | 銀行コード          |
| 28         | 生年月日不詳文字       | 39   | 住民異動年月日      | 7          | 銀行名漢字          |
| 29         | 性別             | 40   | 住民届出年月日      | 8          | 支店コード          |
| 30         | 覚書             | 41   | 住民異動事由       | 9          | 支店名漢字          |
| 31         | 備考             | 42   | 外国人住民異動年月日   | 10         | 口座種別           |
| 32         | 死亡フラグ          | 43   | 外国人住民届出年月日   | 11         | 口座番号           |
| 33         | 世帯主名           | 44   | 住定異動年月日      | 12         | 名義人氏名カナ        |
| 34         | 続柄漢字名称         | 45   | 住定異動年月日不詳フラグ | 13         | 名義人氏名漢字        |
| 35         | 住記世帯主名         | 46   | 住定異動年月日不詳文字  | 14         | 納組コード          |
| 36         | 住記続柄漢字名称       | 47   | 住定届出年月日      | 15         | 収納方法           |
| 37         | 住民種別           | 48   | 住定異動事由       | 16         | 前納区分           |
| 38         | 住民異動年月日        | 49   | 消除異動年月日      | 17         | 受付年月日          |
| 39         | 住民届出年月日        | 50   | 消除異動年月日不詳コード | 18         | 開始年月日          |
| 40         | 住民異動事由         | 51   | 消除異動年月日不詳文字  | 19         | 終了年月日          |
| 41         | 外国人住民異動年月日     | 52   | 消除届出年月日      | 20         | 受付状態           |
| 42         | 外国人住民届出年月日     | 53   | 消除異動事由       | 21         | 停止開始日          |
| 43         | 住定異動年月日        | 54   | 確定年月日        | 22         | 停止終了日          |
| 44         | 住定異動年月日不詳フラグ   | 55   | 通知年月日        | 23         | 停止異動事由         |
| 45         | 住定異動年月日不詳文字    | 56   | 住記最新異動年月日    | 24         | 口座マスタ          |
| 46         | 住定届出年月日        | 57   | 住記最新届出年月日    | 25         | 電話番号           |
| 47         | 住定異動事由         | 58   | 住記最新異動事由     | 26         | 徴収員コード         |
| 48         | 消除異動年月日        | 59   | 宛名登録年月日      |            |                |
| 49         | 消除異動年月日判定フラグ   | 60   | 宛名登録事由       | 口座         | 金融機関マスタ        |
| 50         | 消除異動年月日判別フラグ   | 61   | 宛名異動年月日      | 項番         | 項目名            |
| 51         | 消除異動年月日不詳コード   | 62   | 宛名届出年月日      | 1          | 銀行コード          |
| 52         | 消除異動年月日不詳文字    | 63   | 宛名異動事由       | 2          | 支店コード          |
| 53         | 消除届出年月日        | 住民共通 | 送付先マスタ       | 3          | 付加コード          |
| 54         | 消除異動事由         | 項番   | 項目名          | 4          | 銀行名カナ          |
| 55         | 確定年月日          | 1    | 住民コード        | 5          | 銀行名漢字          |
| 56         | 通知年月日          | 2    | 使用業務         | 6          | 支店名カナ          |
| 57         | 住記最新異動年月日      | 3    | 宛名住民コード      | 7          | 支店名漢字          |
| 58         | 住記最新届出年月日      | 4    | 名称1カナ        | 8          | 郵便番号           |
| 59         | 住記最新異動事由       | 5    | 名称1漢字        | 9          | 店舗所在地カナ        |
| 60         | 宛名登録年月日        | 6    | 郵便番号         | 10         | 店舗所在地漢字        |
| 61         | 宛名登録事由         | 7    | 住所           | 11         | 電話番号           |
| 62         | 宛名異動年月日        | 8    | カスタマーバーコード   | 12         | メモ             |
| 63         | 宛名届出年月日        | 9    | 方書           | 13         | 登録日            |
| 64         | 宛名異動事由         | 10   | 登録年月日        | 14         | 廃止日            |
|            |                | 11   | 変更年月日        |            |                |
|            |                |      |              | 国保資格       | 国保世帯ファイル       |
| 住民共通       | 個別情報マスタ        | 住民共通 | 連絡先マスタ       | 項番         | 項目名            |
| 項番         | 項目名            | 項番   | 項目名          | 1          | 記号番号           |
| 1          | 住民コード          | 1    | 住民コード        | 2          | 記号番号連番         |
| 2          | 異動歴有無          | 2    | 業務           | 3          | 管理コード          |
| 3          | 管理コード          | 3    | 連絡先区分        | 4          | 国保主個人コード       |
| 4          | レコード区分         | 4    | 連絡先名称        | 5          | 国保主コード         |
| 5          | 返戻フラグ          | 5    | 連絡先          | 6          | 世帯国保区分         |
| 6          | 世帯コード          | 6    | 内線           | 7          | 世帯国保資格得喪失区分    |
| 7          | 世帯主住民コード       | 7    | FAX          | 8          | 世帯一般被保険者数      |
| 8          | 住記世帯コード        | 8    | 登録年月日        | 9          | 世帯介護2号該当被保険者数  |
| 9          | 住記世帯主住民コード     | 9    | 登録事由         | 10         | 世帯介護適用除外被保険者数  |
| 10         | 本名通称名区分        | 10   | 変更年月日        |            |                |
| 11         | 氏名             | 11   | 備考           |            |                |

|      |                 |      |              |      |                 |
|------|-----------------|------|--------------|------|-----------------|
| 11   | 世帯前期高齢該当被保険者数   | 6    | 退職区分         | 7    | 前期高齢者開始年月日      |
| 12   | 世帯資格取得届出年月日     | 7    | 申請年月日        | 8    | 前期高齢者終了年月日      |
| 13   | 世帯資格取得受付年月日     | 8    | 発行年月日        | 9    | 一定以上所得者判定用所得    |
| 14   | 世帯資格取得年月日       | 9    | 疾病名          | 10   | 低所得者1判定用所得      |
| 15   | 世帯資格取得異動事由      | 10   | 長期該当年月日      | 11   | 所得判明区分          |
| 16   | 世帯資格喪失届出年月日     | 11   | 長期該当申請年月日    | 12   | 課税・非課税・未申告区分    |
| 17   | 世帯資格喪失受付年月日     | 12   | 有効期限         | 13   | 申請収入額           |
| 18   | 世帯資格喪失年月日       | 13   | 交付日          | 14   | 所得区分            |
| 19   | 世帯喪失事由          | 14   | 交付場所         | 15   | 個人の自己負担金        |
| 20   | 世帯覚書            | 15   | 交付区分         | 16   | 個人の所得区分         |
| 21   | 証保管             | 16   | 交付方法         | 17   | 特例措置候補フラグ       |
| 22   | 健康優良世帯年数        | 17   | 回収日          | 18   | 調整控除対象被保険者人数    |
| 23   | 証返還世帯状態         | 18   | 回収区分         | 19   | 負担割合判定所得(調整控除前) |
| 24   | 給付停止世帯状態        | 19   | マル長自己負担限度額区分 |      |                 |
| 25   | 引抜区分            | 20   | 交付番号         | 国保資格 | 旧国保被保険者管理ファイル   |
| 国保資格 | 国保資格ファイル        | 21   | 入院日          | 項番   | 項目名             |
| 項番   | 項目名             | 22   | 91該当日        | 1    | 記号番号            |
| 1    | 個人コード           | 国保資格 | 他保険情報ファイル    | 2    | 個人コード           |
| 2    | 記号番号            | 項番   | 項目名          | 3    | 作成連番            |
| 3    | 管理コード           | 1    | 個人コード        | 4    | 得喪履歴番号          |
| 4    | 受給者番号           | 2    | 取得前保険種別      | 5    | 処理区分            |
| 5    | 資格区分            | 3    | 取得前被保険者番号    | 6    | 対応住民コード         |
| 6    | 資格取得届出年月日       | 4    | 取得前被保険者名     | 7    | 対応主世帯コード        |
| 7    | 資格取得受付年月日       | 5    | 取得前他保険記号     | 8    | 生年月日            |
| 8    | 資格取得年月日         | 6    | 取得前他保険番号     | 9    | 該当日             |
| 9    | 資格取得事由          | 7    | 喪失後保険種別      | 10   | 非該当日            |
| 10   | 資格喪失届出年月日       | 8    | 喪失後被保険者番号    | 11   | 年齢到達前移行フラグ      |
| 11   | 資格喪失受付年月日       | 9    | 喪失後被保険者名     | 12   | 宛名反映停止フラグ       |
| 12   | 資格喪失年月日         | 10   | 喪失後他保険記号     | 13   | 特殊加入フラグ         |
| 13   | 資格喪失事由          | 11   | 喪失後他保険番号     | 14   | 連絡票入力フラグ        |
| 14   | 退職区分            | 12   | 若年老健区分       | 15   | 最新宛名情報確認日       |
| 15   | 退職本人区分          | 13   | 若年老健該当年月日    | 国保資格 | 保険証個人管理ファイル     |
| 16   | 退職被扶養者区分        | 14   | 若年老健非該当年月日   | 項番   | 項目名             |
| 17   | 退職該当届出年月日       | 国保資格 | 滞納対策世帯ファイル   | 1    | 証発行年度           |
| 18   | 退職該当受付年月日       | 項番   | 項目名          | 2    | 個人コード           |
| 19   | 年金裁定年月日         | 1    | 記号番号         | 3    | 記号番号            |
| 20   | 退職該当年月日         | 2    | 対策年度         | 4    | 発行日時            |
| 21   | 退職非該当届出年月日      | 3    | 国保主個人コード     | 5    | 国保主個人コード        |
| 22   | 退職非該当受付年月日      | 4    | 対策内容         | 6    | 証種別             |
| 23   | 退職非該当年月日        | 5    | 対象年月         | 7    | 保険証区分           |
| 24   | 学遠区分            | 6    | 納期限          | 8    | 資格取得日           |
| 25   | 学遠処理日           | 7    | 対策年月日        | 9    | 退職被扶養者区分        |
| 26   | 学遠該当日           | 8    | 有効期限         | 10   | 退職該当年月日         |
| 27   | 学遠非該当日          | 9    | 調停額          | 11   | 学高区分            |
| 28   | 学遠非該当予定日        | 10   | 収納額          | 12   | 有効期限            |
| 29   | 資格履歴            | 11   | 対策メモ         | 13   | 保険証交付日          |
| 30   | 個人覚書            | 国保資格 | 滞納対策個人ファイル   | 14   | 高齢者年度           |
| 31   | 保険証出力順          | 項番   | 項目名          | 15   | 自己負担金割合         |
| 32   | 記番開始年月日         | 1    | 個人コード        | 16   | 割合決定事由          |
| 33   | 国保開始年月日         | 2    | 記号番号         | 17   | 発効年月日           |
| 34   | 世帯コード           | 3    | 対策年度         | 18   | 受診年月日           |
| 35   | 公費資格有無          | 4    | 対策内容         | 19   | 受診場所            |
| 国保資格 | 保険証管理ファイル       | 5    | 対策年月日        | 20   | 交付場所            |
| 項番   | 項目名             | 6    | 対策メモ         | 21   | 交付区分            |
| 1    | 記号番号            | 7    | 個人対策メモ       | 22   | 交付方法            |
| 2    | 発行日時            | 国保資格 | 高齢者世帯管理ファイル  | 23   | 回収日             |
| 3    | 国保主個人コード        | 項番   | 項目名          | 24   | 回収区分            |
| 4    | 証種別             | 1    | 記号番号         | 国保資格 | 特定健診管理ファイル      |
| 5    | 保険証区分           | 2    | 高齢者年度        | 項番   | 項目名             |
| 6    | 学遠区分            | 3    | 履歴番号         | 1    | 受診年度            |
| 7    | 証記載被保険者(一般、退本)  | 4    | 判定年月日        | 2    | 個人コード           |
| 8    | 証記載被保険者(退職の被扶分) | 5    | 判定事由         | 3    | 受診年月日           |
| 9    | 特別証住民番号         | 6    | 申請年月日        | 4    | 受診場所            |
| 10   | 有効期限            | 7    | 申請期限区分       | 賦課   | 個人状況マスタ         |
| 11   | 保険証交付日          | 8    | 世帯の自己負担金割合   | 項番   | 項目名             |
| 12   | 交付場所            | 9    | 世帯の所得区分      | 1    | 賦課年度            |
| 13   | 交付区分            | 10   | 世帯の申請区分      | 2    | 記号番号            |
| 14   | 交付方法            | 国保資格 | 高齢者個人管理ファイル  | 3    | 個人コード           |
| 15   | 回収日             | 項番   | 項目名          | 4    | 所得履歴            |
| 16   | 回収区分            | 1    | 記号番号         | 5    | 資産履歴            |
| 国保資格 | マル長・減額証証管理ファイル  | 2    | 高齢者年度        | 6    | 資格状況(資格区分)      |
| 項番   | 項目名             | 3    | 個人コード        | 7    | 資格状況(国保退職区分)    |
| 1    | 記号番号            | 4    | 履歴番号         | 8    | 資格状況(介護区分)      |
| 2    | 個人コード           | 5    | 判定年月日        | 9    | 資格状況(介護退職区分)    |
| 3    | 発行日時            | 6    | 判定事由         | 10   | 介護2号該当年月日       |
| 4    | 証種別             | 国保資格 | 高齢者個人管理ファイル  | 11   | 介護2号該当フラグ       |
| 5    | 保険証区分           | 項番   | 項目名          | 12   | 旧国保被保険者該当年月日    |

|    |                        |    |              |     |                             |
|----|------------------------|----|--------------|-----|-----------------------------|
| 13 | 旧国保被保険者非該当年月日          | 18 | その他事業所得      | 98  | 軽減判定総所得                     |
| 14 | 資格取込日                  | 19 | 不動産所得        | 99  | 2減申請見込所得                    |
| 15 | 異動情報数                  | 20 | 利子所得         | 100 | 低所得判定用所得                    |
| 16 | 異動情報・異動事由              | 21 | 株式配当所得       | 101 | 負担割合判定所得                    |
| 17 | 異動情報・異動年月日             | 22 | 投信配当所得       | 102 | 負担割合1割申請時収入                 |
| 18 | 更正情報・住民税更正理由           | 23 | 給与収入         | 103 | 高額上位所得判定所得                  |
| 19 | 更正情報・住民税更正年月日          | 24 | 給与所得(専給除く)   | 104 | 高額一定以上判定所得                  |
| 20 | 所得判明区分                 | 25 | 給与所得(専給含む)   | 105 | 旧課税所得                       |
| 21 | 民税停止区分                 | 26 | 特定支出控除       | 106 | 本課税所得                       |
| 22 | 控配扶養者状況                | 27 | 給与特別控除       | 107 | 給与以外の所得                     |
| 23 | 譲渡所得区分                 | 28 | 公的年金収入       | 108 | 所得割基礎額                      |
| 24 | 個人課非区分                 | 29 | 公的年金所得       | 109 | 所得税雑損控除額                    |
| 25 | 月別課非区分                 | 30 | 総公的年金所得      | 110 | 住民税雑損控除額                    |
| 26 | 旧ただし書総所得金額             | 31 | 軽公的年金所得      | 111 | 所得税医療費控除額                   |
| 27 | 住民税総所得金額               | 32 | 低公的年金所得      | 112 | 住民税医療費控除額                   |
| 28 | 給与特別控除額                | 33 | 雑所得その他       | 113 | 所得税社会保険料控除額                 |
| 29 | 軽減判定用総所得金額             | 34 | 総雑所得         | 114 | 住民税社会保険料控除額                 |
| 30 | 所得割算定基礎                | 35 | 本雑所得         | 115 | 所得税小規模共済控除額                 |
| 31 | 非自発的失業者軽減該当区分          | 36 | 軽雑所得         | 116 | 住民税小規模共済控除額                 |
| 32 | 非自発的失業該当日              | 37 | 低雑所得         | 117 | 所得税生命保険料控除額                 |
| 33 | 非自発的失業非該当日             | 38 | 総合譲渡短期所得     | 118 | 住民税生命保険料控除額                 |
| 34 | 非自発的失業該当月区分            | 39 | 総合短期譲渡特別控除額  | 119 | 所得税損害保険料控除額                 |
| 35 | 旧ただし書総所得金額(非自発的失業者軽減前) | 40 | 総合短期特別控除後所得  | 120 | 住民税損害保険料控除額                 |
| 36 | 軽減判定用総所得金額(非自発的失業者軽減前) | 41 | 総合譲渡長期所得     | 121 | 所得税寄付金控除額                   |
| 37 | 所得割算定基礎(非自発的失業者軽減前)    | 42 | 総合長期譲渡特別控除額  | 122 | 住民税寄付金控除額                   |
| 38 | 資産停止区分                 | 43 | 総合長期特別控除後所得  | 123 | 本人障害者区分                     |
| 39 | 固定資産税額合計               | 44 | 一時所得         | 124 | 老年者区分                       |
| 40 | 固定資産共有フラグ              | 45 | 一時特別控除後所得    | 125 | 寡婦区分                        |
| 41 | 生年月日                   | 46 | 山林所得         | 126 | 勤労学生区分                      |
| 42 | 生年月日変更フラグ              | 47 | 山林特別控除       | 127 | 控除対象配偶者区分                   |
| 43 | 個人基準日                  | 48 | 山林所得特例特別控除   | 128 | 配偶者所得                       |
| 44 | 国保・所得割額                | 49 | 土地等超短期事業所得   | 129 | 所得税配偶者特別控除額                 |
| 45 | 国保・所得割額(非自発的失業者軽減前)    | 50 | 土地等事業雑所得     | 130 | 住民税配偶者特別控除額                 |
| 46 | 国保・資産割額                | 51 | 短期譲渡一般分所得    | 131 | 老人扶養人数                      |
| 47 | 国保・均等割額                | 52 | 短期譲渡一般分特別控除額 | 132 | 同居老人扶養人数                    |
| 48 | 国保・算出税額                | 53 | 短期譲渡軽減分所得    | 133 | 特定扶養人数                      |
| 49 | 国保・算出税額(非自発的失業者軽減前)    | 54 | 短期譲渡軽減分特別控除額 | 134 | その他扶養人数                     |
| 50 | 国保・軽減均等割額              | 55 | 長期譲渡一般分所得    | 135 | 特別障害者人数                     |
| 51 | 国保・加入月数                | 56 | 長期譲渡一般分特別控除額 | 136 | 普通障害者人数                     |
| 52 | 国保・加入月数(非自発的失業者期間)     | 57 | 長期譲渡特定分所得    | 137 | 同居特別障害者人数                   |
| 53 | 国保・個人税額                | 58 | 長期譲渡特定分特別控除額 | 138 | 軽減後の旧ただし書経過措置での控除額          |
| 54 | 介護・所得割額                | 59 | 長期譲渡軽減分所得    | 139 | 軽減前の旧ただし書経過措置での控除額          |
| 55 | 介護・所得割額(非自発的失業者軽減前)    | 60 | 長期譲渡軽減分特別控除額 | 140 | 判定用住民税課税標準額                 |
| 56 | 介護・資産割額                | 61 | 長期譲渡軽減分所得    | 141 | 所得税所得控除計                    |
| 57 | 介護・均等割額                | 62 | 長期譲渡軽減分特別控除額 | 142 | 住民税所得控除計                    |
| 58 | 介護・算出税額                | 63 | 長期譲渡居住分所得    | 143 | 住民税合計所得額                    |
| 59 | 介護・算出税額(非自発的失業者軽減前)    | 64 | 長期譲渡居住分特別控除額 | 144 | 住民税総所得額                     |
| 60 | 介護・軽減均等割額              | 65 | 株式等譲渡一般所得    | 145 | 住民税課税標準額                    |
| 61 | 介護・加入月数                | 66 | 株式等譲渡公開所得    | 146 | 住民税課税標準額(総合分)               |
| 62 | 介護・加入月数(非自発的失業者期間)     | 67 | 株式等譲渡上場所得    | 147 | 住民税市区町村所得割(減免前)             |
| 63 | 介護・個人税額                | 68 | 株式等譲渡未公開所得   | 148 | 住民税都道府県所得割(減免前)             |
| 64 | 支援金・所得割額               | 69 | 上場株式配当所得     | 149 | 住民税市区町村均等割(減免前)             |
| 65 | 支援金・所得割額(非自発的失業者軽減前)   | 70 | 商品先物取引所得     | 150 | 住民税都道府県均等割(減免前)             |
| 66 | 支援金・資産割額               | 71 | 特例肉用牛所得      | 151 | 住民税市区町村所得割(減免後)             |
| 67 | 支援金・均等割額               | 72 | 免税所得         | 152 | 住民税都道府県所得割(減免後)             |
| 68 | 支援金・算出税額               | 73 | 退職所得         | 153 | 住民税市区町村均等割(減免後)             |
| 69 | 支援金・算出税額(非自発的失業者軽減前)   | 74 | 国保用繰越純損失     | 154 | 住民税都道府県均等割(減免後)             |
| 70 | 支援金・軽減均等割額             | 75 | 住民税繰越純損失     | 155 | 住民税市区町村減免額                  |
| 71 | 支援金・個人税額               | 76 | 国保用繰越雑損失     | 156 | 住民税都道府県減免額                  |
| 72 | メモ                     | 77 | 住民税繰越雑損失     | 157 | 住民税市区町村減免後年税額               |
|    |                        | 78 | 山林繰越控除       | 158 | 住民税都道府県減免後年税額               |
| 賦課 | 所得マスタ                  | 79 | 商品先物繰越控除     | 159 | 譲渡適用条文                      |
| 項番 | 項目名                    | 80 | 株式譲渡繰越控除     | 160 | 控除扶養者状況                     |
| 1  | 法別番号                   | 81 | 上場株式配当繰越控除   | 161 | 非自発的失業者軽減該当区分               |
| 2  | 賦課年度                   | 82 | 土地等事業繰越控除    | 162 | 非自発的失業該当日                   |
| 3  | 個人コード                  | 83 | 短期一般繰越控除     | 163 | 非自発的失業非該当日                  |
| 4  | 更正年月日                  | 84 | 短期軽減繰越控除     | 164 | 所得稼得区分(非自発的失業者軽減前)          |
| 5  | 住民税更正年月日               | 85 | 長期一般繰越控除     | 165 | 給与所得(専給除く)(非自発的失業者軽減前)      |
| 6  | 住民税更正理由                | 86 | 長期特定繰越控除     | 166 | 給与所得(専給含む)(非自発的失業者軽減前)      |
| 7  | 発行番号                   | 87 | 特定居住繰越控除     | 167 | 旧総所得(非自発的失業者軽減前)            |
| 8  | 所得照会票発行フラグ             | 88 | 専従者給与収入      | 168 | 軽減判定総所得(非自発的失業者軽減前)         |
| 9  | 所得照会票発行年月日             | 89 | 専従者給与控除      | 169 | 旧課税所得(非自発的失業者軽減前)           |
| 10 | 簡易申告書発行フラグ             | 90 | その他所得        | 170 | 所得割基礎額(非自発的失業者軽減前)          |
| 11 | 簡易申告書発行年月日             | 91 | 譲渡所得区分       | 171 | 住民税市区町村所得割(減免後)(非自発的失業者軽減前) |
| 12 | 所得判明区分                 | 92 | 特別控除以下フラグ短   | 172 | 住民税都道府県所得割(減免後)(非自発的失業者軽減前) |
| 13 | 所得稼得区分                 | 93 | 特別控除以下フラグ長   | 173 | 住民税市区町村均等割(減免後)(非自発的失業者軽減前) |
| 14 | 民税停止区分                 | 94 | 軽減申請日として使用   | 174 | 住民税都道府県均等割(減免後)(非自発的失業者軽減前) |
| 15 | 個人課非区分                 | 95 | 旧給特前総所得      | 175 | 軽減後の旧ただし書経過措置区分             |
| 16 | 営業所得                   | 96 | 旧総所得         | 176 | 軽減前の旧ただし書経過措置区分             |
| 17 | 農業所得                   | 97 | 本総所得         | 177 | 非自発的失業者軽減入力画面住民税課税標準額強制入力有無 |

|     |                |    |                   |    |                   |
|-----|----------------|----|-------------------|----|-------------------|
| 178 | データ変更年月日       | 27 | 算出税額(軽減額合計)       | 24 | 算出税額(算出合計額)       |
| 179 | メモ             | 28 | 算出税額(限度超過額)       | 25 | 算出税額(軽減均等割額)      |
|     |                | 29 | 算出税額(年税額)         | 26 | 算出税額(軽減平等割額)      |
| 賦課  | 国保主マスタ         | 30 | 軽減判定用総所得金額        | 27 | 算出税額(軽減額合計)       |
| 項番  | 項目名            | 31 | 軽減判定用被保数          | 28 | 算出税額(限度超過額)       |
| 1   | 賦課年度           | 32 | 軽減保留区分            | 29 | 算出税額(年税額)         |
| 2   | 記号番号           | 33 | 軽減区分              | 30 | 軽減判定用総所得金額        |
| 3   | 国保主個人コード       | 34 | 軽減割合              | 31 | 軽減判定用被保数          |
| 4   | 主区分            | 35 | 軽減判定用総所得金額(緩和措置前) | 32 | 軽減保留区分            |
| 5   | 賦課区コード         | 36 | 軽減判定旧国保被保数        | 33 | 軽減区分              |
| 6   | 賦課基準日          | 37 | 平等割半額開始月          | 34 | 軽減割合              |
| 7   | 世帯割軽減割合区分      | 38 | 12ヶ月合計額(総所得金額)    | 35 | 軽減判定用総所得金額(緩和措置前) |
| 8   | 特徴仮徴収区分        | 39 | 12ヶ月合計額(給与特別控除額)  | 36 | 軽減判定旧国保被保数        |
| 9   | 特徴仮徴収開始月       | 40 | 12ヶ月合計額(課税所得金額)   | 37 | 平等割半額開始月          |
| 10  | 特徴仮徴収終了月       | 41 | 12ヶ月合計額(固定資産税額)   | 38 | 12ヶ月合計額(総所得金額)    |
| 11  | 特徴本徴収区分        | 42 | 12ヶ月合計額(所得割額)     | 39 | 12ヶ月合計額(給与特別控除額)  |
| 12  | 特徴本徴収開始月       | 43 | 12ヶ月合計額(資産割額)     | 40 | 12ヶ月合計額(課税所得金額)   |
| 13  | 特徴本徴収終了月       | 44 | 12ヶ月合計額(均等割額)     | 41 | 12ヶ月合計額(固定資産税額)   |
| 14  | 特別徴収切替年月       | 45 | 12ヶ月合計額(平等割額)     | 42 | 12ヶ月合計額(所得割額)     |
| 15  | 特別徴収切替反映日      | 46 | 12ヶ月合計額(算出合計額)    | 43 | 12ヶ月合計額(資産割額)     |
| 16  | 平等割半額開始月       | 47 | 12ヶ月合計額(軽減均等割)    | 44 | 12ヶ月合計額(均等割額)     |
| 17  | 減免有無           | 48 | 12ヶ月合計額(軽減平等割)    | 45 | 12ヶ月合計額(平等割額)     |
| 18  | 更正発生回数         | 49 | 12ヶ月合計額(軽減額合計)    | 46 | 12ヶ月合計額(算出合計額)    |
| 19  | 更正年月日          | 50 | 12ヶ月合計額(限度超過額)    | 47 | 12ヶ月合計額(軽減均等割)    |
| 20  | 主月             | 51 | 12ヶ月合計額(年税額)      | 48 | 12ヶ月合計額(軽減平等割)    |
| 21  | 3号軽減・申請フラグ     | 52 | 12ヶ月合計額(被保数)      | 49 | 12ヶ月合計額(軽減額合計)    |
| 22  | 3号軽減・申請年月日     | 53 | 課税根拠(総所得金額)       | 50 | 12ヶ月合計額(限度超過額)    |
| 23  | 3号軽減・適用フラグ     | 54 | 課税根拠(給与特別控除額)     | 51 | 12ヶ月合計額(年税額)      |
| 24  | 決議分類           | 55 | 課税根拠(課税所得金額)      | 52 | 12ヶ月合計額(被保数)      |
| 25  | 更正済フラグ         | 56 | 課税根拠(固定資産税額)      | 53 | 課税根拠(総所得金額)       |
| 26  | 計算済フラグ         | 57 | 課税根拠(所得割額)        | 54 | 課税根拠(給与特別控除額)     |
| 27  | 決議書済フラグ        | 58 | 課税根拠(資産割額)        | 55 | 課税根拠(課税所得金額)      |
| 28  | 納通済フラグ         | 59 | 課税根拠(均等割額)        | 56 | 課税根拠(固定資産税額)      |
| 29  | 更正開始年月日        | 60 | 課税根拠(平等割額)        | 57 | 課税根拠(所得割額)        |
| 30  | 更正開始時刻         | 61 | 課税根拠(算出合計額)       | 58 | 課税根拠(資産割額)        |
| 31  | 更正区分           | 62 | 課税根拠(軽減均等割)       | 59 | 課税根拠(均等割額)        |
| 32  | 資格更正           | 63 | 課税根拠(軽減平等割)       | 60 | 課税根拠(平等割額)        |
| 33  | 所得更正           | 64 | 課税根拠(軽減額合計)       | 61 | 課税根拠(算出合計額)       |
| 34  | 資産更正           | 65 | 課税根拠(限度超過額)       | 62 | 課税根拠(軽減均等割)       |
| 35  | 介護更正           | 66 | 課税根拠(年税額)         | 63 | 課税根拠(軽減平等割)       |
| 36  | 3号軽減更正         | 67 | 課税根拠(被保数)         | 64 | 課税根拠(軽減額合計)       |
| 37  | 特徴切替更正         | 68 | 課税根拠(加入月数)        | 65 | 課税根拠(限度超過額)       |
| 38  | 旧国保更正          | 69 | 月割年税額             | 66 | 課税根拠(年税額)         |
| 39  | 資格更正数          | 70 | 減免額               | 67 | 課税根拠(被保数)         |
| 40  | 資格更正理由         | 71 | 確定賦課額             | 68 | 課税根拠(加入月数)        |
| 41  | 所得更正理由         | 72 | 既に賦課した額           | 69 | 月割年税額             |
| 42  | 資産更正理由         | 73 | 差引賦課額             | 70 | 減免額               |
| 43  | 3号軽減更正理由       | 74 | 暫定(前年度賦課額分)       | 71 | 確定賦課額             |
| 44  | 特徴切替更正理由       | 75 | 暫定(前年度最終期・賦課額)    | 72 | 既に賦課した額           |
| 45  | 旧国保更正理由        | 76 | 暫定(暫定賦課額)         | 73 | 差引賦課額             |
| 46  | メモ             | 77 | 譲渡所得区分            | 74 | 暫定(前年度賦課額分)       |
|     |                | 78 | 更正計算実行日           | 75 | 暫定(前年度最終期・賦課額)    |
| 賦課  | 国保賦課マスタ        | 79 | 更正計算実行時刻          | 76 | 暫定(暫定賦課額)         |
| 項番  | 項目名            | 80 | メモ                | 77 | 譲渡所得区分            |
| 1   | 賦課年度           |    |                   | 78 | 更正計算実行日           |
| 2   | 記号番号           | 賦課 | 国保退職賦課マスタ         | 79 | 更正計算実行時刻          |
| 3   | 更正年月日          | 項番 | 項目名               | 80 | メモ                |
| 4   | 調定年度           | 1  | 賦課年度              |    |                   |
| 5   | 調定月            | 2  | 記号番号              | 賦課 | 介護賦課マスタ           |
| 6   | 世帯区分           | 3  | 更正年月日             | 項番 | 項目名               |
| 7   | 国保退職者本人数       | 4  | 調定年度              | 1  | 賦課年度              |
| 8   | 国保退職者被扶養数      | 5  | 調定月               | 2  | 記号番号              |
| 9   | 国保退職有無         | 6  | 世帯区分              | 3  | 更正年月日             |
| 10  | 介護2号人数         | 7  | 国保退職者本人数          | 4  | 調定年度              |
| 11  | 介護有無           | 8  | 国保退職者被扶養数         | 5  | 調定月               |
| 12  | 介護退職者本人数       | 9  | 国保退職有無            | 6  | 世帯区分              |
| 13  | 介護退職者被扶養数      | 10 | 介護2号人数            | 7  | 国保退職者本人数          |
| 14  | 介護退職有無         | 11 | 介護有無              | 8  | 国保退職者被扶養数         |
| 15  | 賦課標準額(総所得金額)   | 12 | 介護退職者本人数          | 9  | 国保退職有無            |
| 16  | 賦課標準額(給与特別控除額) | 13 | 介護退職者被扶養数         | 10 | 介護2号人数            |
| 17  | 賦課標準額(課税所得金額)  | 14 | 介護退職有無            | 11 | 介護有無              |
| 18  | 賦課標準額(固定資産税額)  | 15 | 賦課標準額(総所得金額)      | 12 | 介護退職者本人数          |
| 19  | 算出税額(被保数)      | 16 | 賦課標準額(給与特別控除額)    | 13 | 介護退職者被扶養数         |
| 20  | 算出税額(所得割額)     | 17 | 賦課標準額(課税所得金額)     | 14 | 介護退職有無            |
| 21  | 算出税額(資産割額)     | 18 | 賦課標準額(固定資産税額)     | 15 | 賦課標準額(総所得金額)      |
| 22  | 算出税額(均等割額)     | 19 | 算出税額(被保数)         | 16 | 賦課標準額(給与特別控除額)    |
| 23  | 算出税額(平等割額)     | 20 | 算出税額(所得割額)        | 17 | 賦課標準額(課税所得金額)     |
| 24  | 算出税額(算出合計額)    | 21 | 算出税額(資産割額)        | 18 | 賦課標準額(固定資産税額)     |
| 25  | 算出税額(軽減均等割額)   | 22 | 算出税額(均等割額)        | 19 | 算出税額(被保数)         |
| 26  | 算出税額(軽減平等割額)   | 23 | 算出税額(平等割額)        | 20 | 算出税額(所得割額)        |

|    |                   |    |                   |    |                   |
|----|-------------------|----|-------------------|----|-------------------|
| 21 | 算出税額(資産割額)        | 18 | 賦課標準額(固定資産税額)     | 15 | 賦課標準額(総所得金額)      |
| 22 | 算出税額(均等割額)        | 19 | 算出税額(被保数)         | 16 | 賦課標準額(給与特別控除額)    |
| 23 | 算出税額(平等割額)        | 20 | 算出税額(所得割額)        | 17 | 賦課標準額(課税所得金額)     |
| 24 | 算出税額(算出合計額)       | 21 | 算出税額(資産割額)        | 18 | 賦課標準額(固定資産税額)     |
| 25 | 算出税額(軽減均等割額)      | 22 | 算出税額(均等割額)        | 19 | 算出税額(被保数)         |
| 26 | 算出税額(軽減平等割額)      | 23 | 算出税額(平等割額)        | 20 | 算出税額(所得割額)        |
| 27 | 算出税額(軽減額合計)       | 24 | 算出税額(算出合計額)       | 21 | 算出税額(資産割額)        |
| 28 | 算出税額(限度超過額)       | 25 | 算出税額(軽減均等割額)      | 22 | 算出税額(均等割額)        |
| 29 | 算出税額(年税額)         | 26 | 算出税額(軽減平等割額)      | 23 | 算出税額(平等割額)        |
| 30 | 軽減判定用総所得金額        | 27 | 算出税額(軽減額合計)       | 24 | 算出税額(算出合計額)       |
| 31 | 軽減判定用被保数          | 28 | 算出税額(限度超過額)       | 25 | 算出税額(軽減均等割額)      |
| 32 | 軽減保留区分            | 29 | 算出税額(年税額)         | 26 | 算出税額(軽減平等割額)      |
| 33 | 軽減区分              | 30 | 軽減判定用総所得金額        | 27 | 算出税額(軽減額合計)       |
| 34 | 軽減割合              | 31 | 軽減判定用被保数          | 28 | 算出税額(限度超過額)       |
| 35 | 軽減判定用総所得金額(緩和措置前) | 32 | 軽減保留区分            | 29 | 算出税額(年税額)         |
| 36 | 軽減判定旧国保被保数        | 33 | 軽減区分              | 30 | 軽減判定用総所得金額        |
| 37 | 平等割半額開始月          | 34 | 軽減割合              | 31 | 軽減判定用被保数          |
| 38 | 12ヶ月合計額(総所得金額)    | 35 | 軽減判定用総所得金額(緩和措置前) | 32 | 軽減保留区分            |
| 39 | 12ヶ月合計額(給与特別控除額)  | 36 | 軽減判定旧国保被保数        | 33 | 軽減区分              |
| 40 | 12ヶ月合計額(課税所得金額)   | 37 | 平等割半額開始月          | 34 | 軽減割合              |
| 41 | 12ヶ月合計額(固定資産税額)   | 38 | 12ヶ月合計額(総所得金額)    | 35 | 軽減判定用総所得金額(緩和措置前) |
| 42 | 12ヶ月合計額(所得割額)     | 39 | 12ヶ月合計額(給与特別控除額)  | 36 | 軽減判定旧国保被保数        |
| 43 | 12ヶ月合計額(資産割額)     | 40 | 12ヶ月合計額(課税所得金額)   | 37 | 平等割半額開始月          |
| 44 | 12ヶ月合計額(均等割額)     | 41 | 12ヶ月合計額(固定資産税額)   | 38 | 12ヶ月合計額(総所得金額)    |
| 45 | 12ヶ月合計額(平等割額)     | 42 | 12ヶ月合計額(所得割額)     | 39 | 12ヶ月合計額(給与特別控除額)  |
| 46 | 12ヶ月合計額(算出合計額)    | 43 | 12ヶ月合計額(資産割額)     | 40 | 12ヶ月合計額(課税所得金額)   |
| 47 | 12ヶ月合計額(軽減均等割)    | 44 | 12ヶ月合計額(均等割額)     | 41 | 12ヶ月合計額(固定資産税額)   |
| 48 | 12ヶ月合計額(軽減平等割)    | 45 | 12ヶ月合計額(平等割額)     | 42 | 12ヶ月合計額(所得割額)     |
| 49 | 12ヶ月合計額(軽減額合計)    | 46 | 12ヶ月合計額(算出合計額)    | 43 | 12ヶ月合計額(資産割額)     |
| 50 | 12ヶ月合計額(限度超過額)    | 47 | 12ヶ月合計額(軽減均等割)    | 44 | 12ヶ月合計額(均等割額)     |
| 51 | 12ヶ月合計額(年税額)      | 48 | 12ヶ月合計額(軽減平等割)    | 45 | 12ヶ月合計額(平等割額)     |
| 52 | 12ヶ月合計額(被保数)      | 49 | 12ヶ月合計額(軽減額合計)    | 46 | 12ヶ月合計額(算出合計額)    |
| 53 | 課税根拠(総所得金額)       | 50 | 12ヶ月合計額(限度超過額)    | 47 | 12ヶ月合計額(軽減均等割)    |
| 54 | 課税根拠(給与特別控除額)     | 51 | 12ヶ月合計額(年税額)      | 48 | 12ヶ月合計額(軽減平等割)    |
| 55 | 課税根拠(課税所得金額)      | 52 | 12ヶ月合計額(被保数)      | 49 | 12ヶ月合計額(軽減額合計)    |
| 56 | 課税根拠(固定資産税額)      | 53 | 課税根拠(総所得金額)       | 50 | 12ヶ月合計額(限度超過額)    |
| 57 | 課税根拠(所得割額)        | 54 | 課税根拠(給与特別控除額)     | 51 | 12ヶ月合計額(年税額)      |
| 58 | 課税根拠(資産割額)        | 55 | 課税根拠(課税所得金額)      | 52 | 12ヶ月合計額(被保数)      |
| 59 | 課税根拠(均等割額)        | 56 | 課税根拠(固定資産税額)      | 53 | 課税根拠(総所得金額)       |
| 60 | 課税根拠(平等割額)        | 57 | 課税根拠(所得割額)        | 54 | 課税根拠(給与特別控除額)     |
| 61 | 課税根拠(算出合計額)       | 58 | 課税根拠(資産割額)        | 55 | 課税根拠(課税所得金額)      |
| 62 | 課税根拠(軽減均等割)       | 59 | 課税根拠(均等割額)        | 56 | 課税根拠(固定資産税額)      |
| 63 | 課税根拠(軽減平等割)       | 60 | 課税根拠(平等割額)        | 57 | 課税根拠(所得割額)        |
| 64 | 課税根拠(軽減額合計)       | 61 | 課税根拠(算出合計額)       | 58 | 課税根拠(資産割額)        |
| 65 | 課税根拠(限度超過額)       | 62 | 課税根拠(軽減均等割)       | 59 | 課税根拠(均等割額)        |
| 66 | 課税根拠(年税額)         | 63 | 課税根拠(軽減平等割)       | 60 | 課税根拠(平等割額)        |
| 67 | 課税根拠(被保数)         | 64 | 課税根拠(軽減額合計)       | 61 | 課税根拠(算出合計額)       |
| 68 | 課税根拠(加入月数)        | 65 | 課税根拠(限度超過額)       | 62 | 課税根拠(軽減均等割)       |
| 69 | 月割年税額             | 66 | 課税根拠(年税額)         | 63 | 課税根拠(軽減平等割)       |
| 70 | 減免額               | 67 | 課税根拠(被保数)         | 64 | 課税根拠(軽減額合計)       |
| 71 | 確定賦課額             | 68 | 課税根拠(加入月数)        | 65 | 課税根拠(限度超過額)       |
| 72 | 既に賦課した額           | 69 | 月割年税額             | 66 | 課税根拠(年税額)         |
| 73 | 差引賦課額             | 70 | 減免額               | 67 | 課税根拠(被保数)         |
| 74 | 暫定(前年度賦課額分)       | 71 | 確定賦課額             | 68 | 課税根拠(加入月数)        |
| 75 | 暫定(前年度最終期・賦課額)    | 72 | 既に賦課した額           | 69 | 月割年税額             |
| 76 | 暫定(暫定賦課額)         | 73 | 差引賦課額             | 70 | 減免額               |
| 77 | 譲渡所得区分            | 74 | 暫定(前年度賦課額分)       | 71 | 確定賦課額             |
| 78 | 更正計算実行日           | 75 | 暫定(前年度最終期・賦課額)    | 72 | 既に賦課した額           |
| 79 | 更正計算実行時刻          | 76 | 暫定(暫定賦課額)         | 73 | 差引賦課額             |
| 80 | メモ                | 77 | 譲渡所得区分            | 74 | 暫定(前年度賦課額分)       |
|    |                   | 78 | 更正計算実行日           | 75 | 暫定(前年度最終期・賦課額)    |
|    |                   | 79 | 更正計算実行時刻          | 76 | 暫定(暫定賦課額)         |
|    |                   | 80 | メモ                | 77 | 譲渡所得区分            |
|    |                   |    |                   | 78 | 更正計算実行日           |
|    |                   |    |                   | 79 | 更正計算実行時刻          |
|    |                   |    |                   | 80 | メモ                |
| 賦課 | 介護退職賦課マスタ         | 賦課 | 支援金賦課マスタ          | 賦課 | 支援金退職賦課マスタ        |
| 項番 | 項目名               | 項番 | 項目名               | 項番 | 項目名               |
| 1  | 賦課年度              | 1  | 賦課年度              | 1  | 賦課年度              |
| 2  | 記号番号              | 2  | 記号番号              | 2  | 記号番号              |
| 3  | 更正年月日             | 3  | 更正年月日             | 3  | 更正年月日             |
| 4  | 調定年度              | 4  | 調定年度              | 4  | 調定年度              |
| 5  | 調定月               | 5  | 調定月               | 5  | 調定月               |
| 6  | 世帯区分              | 6  | 世帯区分              | 6  | 世帯区分              |
| 7  | 国保退職者本人数          | 7  | 国保退職者本人数          | 7  | 国保退職者本人数          |
| 8  | 国保退職者被扶養数         | 8  | 国保退職者被扶養数         | 8  | 国保退職者被扶養数         |
| 9  | 国保退職有無            | 9  | 国保退職有無            | 9  | 国保退職有無            |
| 10 | 介護2号人数            | 10 | 介護2号人数            | 10 | 介護2号人数            |
| 11 | 介護有無              | 11 | 介護有無              | 11 | 介護有無              |
| 12 | 介護退職者本人数          | 12 | 介護退職者本人数          | 12 | 介護退職者本人数          |
| 13 | 介護退職者被扶養数         | 13 | 介護退職者被扶養数         | 13 | 介護退職者被扶養数         |
| 14 | 介護退職有無            | 14 | 介護退職有無            | 14 | 介護退職有無            |
| 15 | 賦課標準額(総所得金額)      | 15 | 賦課標準額(総所得金額)      | 15 | 賦課標準額(総所得金額)      |
| 16 | 賦課標準額(給与特別控除額)    | 16 | 賦課標準額(給与特別控除額)    | 16 | 賦課標準額(給与特別控除額)    |
| 17 | 賦課標準額(課税所得金額)     | 17 | 賦課標準額(課税所得金額)     | 17 | 賦課標準額(課税所得金額)     |



|    |                   |    |                     |     |                    |
|----|-------------------|----|---------------------|-----|--------------------|
| 12 | 介護退職者本人数          | 9  | 国保退職者被扶養数           | 89  | 課税根拠(介護・被保数)       |
| 13 | 介護退職者被扶養数         | 10 | 国保退職有無              | 90  | 課税根拠(加入月数)         |
| 14 | 介護退職有無            | 11 | 介護2号人数              | 91  | 月割年税額              |
| 15 | 賦課標準額(総所得金額)      | 12 | 介護有無                | 92  | 減免額                |
| 16 | 賦課標準額(給与特別控除額)    | 13 | 介護退職者本人数            | 93  | 減免開始期              |
| 17 | 賦課標準額(課税所得金額)     | 14 | 介護退職者被扶養数           | 94  | 減免種別               |
| 18 | 賦課標準額(固定資産税額)     | 15 | 介護退職有無              | 95  | 更正区分               |
| 19 | 算出税額(被保数)         | 16 | 賦課標準額(国保・総所得金額)     | 96  | 確定賦課額              |
| 20 | 算出税額(所得割額)        | 17 | 賦課標準額(国保・給与特別控除額)   | 97  | 国保分確定賦課額           |
| 21 | 算出税額(資産割額)        | 18 | 賦課標準額(国保・課税所得金額)    | 98  | 国保退職分確定賦課額         |
| 22 | 算出税額(均等割額)        | 19 | 賦課標準額(国保・固定資産税額)    | 99  | 介護分確定賦課額           |
| 23 | 算出税額(平等割額)        | 20 | 賦課標準額(介護・総所得金額)     | 100 | 介護退職分確定賦課額         |
| 24 | 算出税額(算出合計額)       | 21 | 賦課標準額(介護・給与特別控除額)   | 101 | 支援金分確定賦課額          |
| 25 | 算出税額(軽減均等割額)      | 22 | 賦課標準額(介護・課税所得金額)    | 102 | 支援金退職分確定賦課額        |
| 26 | 算出税額(軽減平等割額)      | 23 | 賦課標準額(介護・固定資産税額)    | 103 | 変更前特徴徴収区分          |
| 27 | 算出税額(軽減額合計)       | 24 | 算出税額(国保・被保数)        | 104 | 変更前特徴徴収区分          |
| 28 | 算出税額(限度超過額)       | 25 | 算出税額(介護・被保数)        | 105 | 変更後特徴徴収区分          |
| 29 | 算出税額(年税額)         | 26 | 算出税額(所得割額)          | 106 | 変更後特徴徴収区分          |
| 30 | 軽減判定用総所得金額        | 27 | 算出税額(資産割額)          | 107 | 特別徴収額              |
| 31 | 軽減判定用被保数          | 28 | 算出税額(均等割額)          | 108 | 既に賦課した額            |
| 32 | 軽減保留区分            | 29 | 算出税額(平等割額)          | 109 | 差引賦課額              |
| 33 | 軽減区分              | 30 | 算出税額(算出合計額)         | 110 | 暫定(前年度賦課額分)        |
| 34 | 軽減割合              | 31 | 算出税額(軽減均等割額)        | 111 | 暫定(前年度最終期・賦課額)     |
| 35 | 軽減判定用総所得金額(緩和措置前) | 32 | 算出税額(軽減平等割額)        | 112 | 暫定(暫定賦課額)          |
| 36 | 軽減判定旧国保被保数        | 33 | 算出税額(軽減額合計)         | 113 | 暫定(国保分暫定賦課額)       |
| 37 | 平等割半額開始月          | 34 | 算出税額(限度超過額)         | 114 | 暫定(国保退職分暫定賦課額)     |
| 38 | 12ヶ月合計額(総所得金額)    | 35 | 算出税額(年税額)           | 115 | 暫定(介護分暫定賦課額)       |
| 39 | 12ヶ月合計額(給与特別控除額)  | 36 | 軽減判定用総所得金額          | 116 | 暫定(介護退職分暫定賦課額)     |
| 40 | 12ヶ月合計額(課税所得金額)   | 37 | 軽減判定用被保数            | 117 | 暫定(支援金分暫定賦課額)      |
| 41 | 12ヶ月合計額(固定資産税額)   | 38 | 軽減判定基準日             | 118 | 暫定(支援金退職分暫定賦課額)    |
| 42 | 12ヶ月合計額(所得割額)     | 39 | 軽減保留区分              | 119 | 譲渡所得区分             |
| 43 | 12ヶ月合計額(資産割額)     | 40 | 軽減区分                | 120 | 更正計算実行日            |
| 44 | 12ヶ月合計額(均等割額)     | 41 | 軽減割合                | 121 | 更正計算実行時刻           |
| 45 | 12ヶ月合計額(平等割額)     | 42 | 3号軽減該当フラグ           | 122 | メモ                 |
| 46 | 12ヶ月合計額(算出合計額)    | 43 | 軽減判定用総所得金額(緩和措置前)   |     |                    |
| 47 | 12ヶ月合計額(軽減均等割)    | 44 | 軽減判定旧国保被保数          | 賦課  | 月別マスタ              |
| 48 | 12ヶ月合計額(軽減平等割)    | 45 | 平等割半額開始月            | 項番  | 項目名                |
| 49 | 12ヶ月合計額(軽減額合計)    | 46 | 非自発的失業者世帯フラグ        | 1   | 賦課年度               |
| 50 | 12ヶ月合計額(限度超過額)    | 47 | 世帯割軽減割合区分           | 2   | 記号番号               |
| 51 | 12ヶ月合計額(年税額)      | 48 | 統計用軽減区分             | 3   | 月別賦課(合算・所得割額)      |
| 52 | 12ヶ月合計額(被保数)      | 49 | 統計用軽減区分見込           | 4   | 月別賦課(合算・資産割額)      |
| 53 | 課税根拠(総所得金額)       | 50 | 12ヶ月合計額(国保・総所得金額)   | 5   | 月別賦課(合算・均等割額)      |
| 54 | 課税根拠(給与特別控除額)     | 51 | 12ヶ月合計額(国保・給与特別控除額) | 6   | 月別賦課(合算・平等割額)      |
| 55 | 課税根拠(課税所得金額)      | 52 | 12ヶ月合計額(国保・課税所得金額)  | 7   | 月別賦課(合算・算出合計額)     |
| 56 | 課税根拠(固定資産税額)      | 53 | 12ヶ月合計額(国保・固定資産税額)  | 8   | 月別賦課(合算・軽減均等割)     |
| 57 | 課税根拠(所得割額)        | 54 | 12ヶ月合計額(介護・総所得金額)   | 9   | 月別賦課(合算・軽減平等割)     |
| 58 | 課税根拠(資産割額)        | 55 | 12ヶ月合計額(介護・給与特別控除額) | 10  | 月別賦課(合算・軽減合計額)     |
| 59 | 課税根拠(均等割額)        | 56 | 12ヶ月合計額(介護・課税所得金額)  | 11  | 月別賦課(合算・限度超過額)     |
| 60 | 課税根拠(平等割額)        | 57 | 12ヶ月合計額(介護・固定資産税額)  | 12  | 月別賦課(合算・年税額)       |
| 61 | 課税根拠(算出合計額)       | 58 | 12ヶ月合計額(所得割額)       | 13  | 月別賦課(国保・総所得金額)     |
| 62 | 課税根拠(軽減均等割)       | 59 | 12ヶ月合計額(資産割額)       | 14  | 月別賦課(国保・給与特別控除額)   |
| 63 | 課税根拠(軽減平等割)       | 60 | 12ヶ月合計額(均等割額)       | 15  | 月別賦課(国保・課税所得金額)    |
| 64 | 課税根拠(軽減額合計)       | 61 | 12ヶ月合計額(平等割額)       | 16  | 月別賦課(国保・固定資産税額)    |
| 65 | 課税根拠(限度超過額)       | 62 | 12ヶ月合計額(算出合計額)      | 17  | 月別賦課(国保・被保数)       |
| 66 | 課税根拠(年税額)         | 63 | 12ヶ月合計額(軽減均等割)      | 18  | 月別賦課(国保・所得割額)      |
| 67 | 課税根拠(被保数)         | 64 | 12ヶ月合計額(軽減平等割)      | 19  | 月別賦課(国保・資産割額)      |
| 68 | 課税根拠(加入月数)        | 65 | 12ヶ月合計額(軽減額合計)      | 20  | 月別賦課(国保・均等割額)      |
| 69 | 月割年税額             | 66 | 12ヶ月合計額(限度超過額)      | 21  | 月別賦課(国保・平等割額)      |
| 70 | 減免額               | 67 | 12ヶ月合計額(年税額)        | 22  | 月別賦課(国保・算出合計額)     |
| 71 | 確定賦課額             | 68 | 12ヶ月合計額(国保・被保数)     | 23  | 月別賦課(国保・軽減均等割)     |
| 72 | 既に賦課した額           | 69 | 12ヶ月合計額(介護・被保数)     | 24  | 月別賦課(国保・軽減平等割)     |
| 73 | 差引賦課額             | 70 | 課税根拠(国保・総所得金額)      | 25  | 月別賦課(国保・軽減合計額)     |
| 74 | 暫定(前年度賦課額分)       | 71 | 課税根拠(国保・給与特別控除額)    | 26  | 月別賦課(国保・限度超過額)     |
| 75 | 暫定(前年度最終期・賦課額)    | 72 | 課税根拠(国保・課税所得金額)     | 27  | 月別賦課(国保・年税額)       |
| 76 | 暫定(暫定賦課額)         | 73 | 課税根拠(国保・固定資産税額)     | 28  | 月別賦課(国保退職・総所得金額)   |
| 77 | 譲渡所得区分            | 74 | 課税根拠(介護・総所得金額)      | 29  | 月別賦課(国保退職・給与特別控除額) |
| 78 | 更正計算実行日           | 75 | 課税根拠(介護・給与特別控除額)    | 30  | 月別賦課(国保退職・課税所得金額)  |
| 79 | 更正計算実行時刻          | 76 | 課税根拠(介護・課税所得金額)     | 31  | 月別賦課(国保退職・固定資産税額)  |
| 80 | メモ                | 77 | 課税根拠(介護・固定資産税額)     | 32  | 月別賦課(国保退職・退職本人数)   |
|    |                   | 78 | 課税根拠(所得割額)          | 33  | 月別賦課(国保退職・退職被扶養数)  |
| 賦課 | 合算賦課マスタ           | 79 | 課税根拠(資産割額)          | 34  | 月別賦課(国保退職・所得割額)    |
| 項番 | 項目名               | 80 | 課税根拠(均等割額)          | 35  | 月別賦課(国保退職・資産割額)    |
| 1  | 賦課年度              | 81 | 課税根拠(平等割額)          | 36  | 月別賦課(国保退職・均等割額)    |
| 2  | 記号番号              | 82 | 課税根拠(算出合計額)         | 37  | 月別賦課(国保退職・平等割額)    |
| 3  | 更正年月日             | 83 | 課税根拠(軽減均等割)         | 38  | 月別賦課(国保退職・算出合計額)   |
| 4  | 更正理由              | 84 | 課税根拠(軽減平等割)         | 39  | 月別賦課(国保退職・軽減均等割)   |
| 5  | 調定年度              | 85 | 課税根拠(軽減額合計)         | 40  | 月別賦課(国保退職・軽減平等割)   |
| 6  | 調定月               | 86 | 課税根拠(限度超過額)         | 41  | 月別賦課(国保退職・軽減合計額)   |
| 7  | 世帯区分              | 87 | 課税根拠(年税額)           | 42  | 月別賦課(国保退職・限度超過額)   |
| 8  | 国保退職者本人数          | 88 | 課税根拠(国保・被保数)        | 43  | 月別賦課(国保退職・年税額)     |

|    |                    |    |                        |    |                |
|----|--------------------|----|------------------------|----|----------------|
| 44 | 月別賦課(介護・総所得金額)     | 5  | 該当 入力日                 | 項番 | 項目名            |
| 45 | 月別賦課(介護・給与特別控除額)   | 6  | 該当 異動日                 | 1  | 賦課年度           |
| 46 | 月別賦課(介護・課税所得金額)    | 7  | 該当 事由                  | 2  | 記号番号           |
| 47 | 月別賦課(介護・固定資産税額)    | 8  | 該当 入所先                 | 3  | 徴収区分           |
| 48 | 月別賦課(介護・被保数)       | 9  | 備考                     | 4  | 調定年度           |
| 49 | 月別賦課(介護・所得割額)      | 10 | 非該当 届出日                | 5  | 期              |
| 50 | 月別賦課(介護・資産割額)      | 11 | 非該当 入力日                | 6  | 期月             |
| 51 | 月別賦課(介護・均等割額)      | 12 | 非該当 異動日                | 7  | 更正前合算分期別税額     |
| 52 | 月別賦課(介護・平等割額)      | 13 | 賦課区                    | 8  | 更正前国保分期別税額     |
| 53 | 月別賦課(介護・算出合計額)     | 14 | メモ                     | 9  | 更正前国保退職分期別税額   |
| 54 | 月別賦課(介護・軽減均等割)     |    |                        | 10 | 更正前介護分期別税額     |
| 55 | 月別賦課(介護・軽減平等割)     | 賦課 | 適用除外状況マスタ              | 11 | 更正前介護退職分期別税額   |
| 56 | 月別賦課(介護・軽減合計額)     | 項番 | 項目名                    | 12 | 更正前支援金分期別税額    |
| 57 | 月別賦課(介護・限度超過額)     | 1  | 賦課年度                   | 13 | 更正前支援金退職分期別税額  |
| 58 | 月別賦課(介護・年税額)       | 2  | 個人コード                  | 14 | 更正後合算分期別税額     |
| 59 | 月別賦課(介護退職・総所得金額)   | 3  | 引継済フラグ                 | 15 | 更正後国保分期別税額     |
| 60 | 月別賦課(介護退職・給与特別控除額) | 4  | 引継年月日                  | 16 | 更正後国保退職分期別税額   |
| 61 | 月別賦課(介護退職・課税所得金額)  | 5  | 適用除外区分                 | 17 | 更正後介護分期別税額     |
| 62 | 月別賦課(介護退職・固定資産税額)  | 6  | メモ                     | 18 | 更正後介護退職分期別税額   |
| 63 | 月別賦課(介護退職・退職本人数)   |    |                        | 19 | 更正後支援金分期別税額    |
| 64 | 月別賦課(介護退職・退職被扶養数)  | 賦課 | 納通個人マスタ                | 20 | 更正後支援金退職分期別税額  |
| 65 | 月別賦課(介護退職・所得割額)    | 項番 | 項目名                    | 21 | 納期限            |
| 66 | 月別賦課(介護退職・資産割額)    | 1  | 賦課年度                   | 22 | 収入額            |
| 67 | 月別賦課(介護退職・均等割額)    | 2  | 記号番号                   | 23 | 差額納通           |
| 68 | 月別賦課(介護退職・平等割額)    | 3  | 個人コード                  | 24 | メモ             |
| 69 | 月別賦課(介護退職・算出合計額)   | 4  | 所得判明区分                 |    |                |
| 70 | 月別賦課(介護退職・軽減均等割)   | 5  | 総所得金額                  | 賦課 | 納通世帯マスタ        |
| 71 | 月別賦課(介護退職・軽減平等割)   | 6  | 課税所得                   | 項番 | 項目名            |
| 72 | 月別賦課(介護退職・軽減合計額)   | 7  | 非自発の失業者軽減該当区分          | 1  | 賦課年度           |
| 73 | 月別賦課(介護退職・限度超過額)   | 8  | 非自発の失業該当日              | 2  | 記号番号           |
| 74 | 月別賦課(介護退職・年税額)     | 9  | 非自発の失業非該当日             | 3  | 主個人コード         |
| 75 | 月別賦課(支援金・所得割額)     | 10 | 旧ただし書総所得金額(非自発の失業者軽減前) | 4  | 調定年度           |
| 76 | 月別賦課(支援金・資産割額)     | 11 | 所得割算定基礎(非自発の失業者軽減前)    | 5  | 更正年月日          |
| 77 | 月別賦課(支援金・均等割額)     | 12 | 固定資産税額                 | 6  | 発行年月日          |
| 78 | 月別賦課(支援金・平等割額)     | 13 | 軽減判定用総所得金額             | 7  | 通知書番号          |
| 79 | 月別賦課(支援金・算出合計額)    | 14 | 国保・所得割額                | 8  | 納通済フラグ         |
| 80 | 月別賦課(支援金・軽減均等割)    | 15 | 国保・所得割額(非自発の失業者軽減前)    | 9  | 決議分類           |
| 81 | 月別賦課(支援金・軽減平等割)    | 16 | 国保・資産割額                | 10 | 更正区分           |
| 82 | 月別賦課(支援金・軽減合計額)    | 17 | 国保・均等割額                | 11 | 主区分            |
| 83 | 月別賦課(支援金・限度超過額)    | 18 | 国保・算定税額                | 12 | 2割申請発行対象フラグ    |
| 84 | 月別賦課(支援金・年税額)      | 19 | 国保・算出税額(非自発の失業者軽減前)    | 13 | 軽減判定用総所得金額     |
| 85 | 月別賦課(支援金退職・所得割額)   | 20 | 国保・軽減均等割額              | 14 | 軽減判定用被保数       |
| 86 | 月別賦課(支援金退職・資産割額)   | 21 | 国保・加入月数                | 15 | 更正前徴収区分        |
| 87 | 月別賦課(支援金退職・均等割額)   | 22 | 国保・加入月数(非自発の失業者期間)     | 16 | 更正前特別徴収義務者コード  |
| 88 | 月別賦課(支援金退職・平等割額)   | 23 | 国保・税額                  | 17 | 更正前特別徴収対象年金コード |
| 89 | 月別賦課(支援金退職・算出合計額)  | 24 | 介護・所得割額                | 18 | 更正後徴収区分        |
| 90 | 月別賦課(支援金退職・軽減均等割)  | 25 | 介護・所得割額(非自発の失業者軽減前)    | 19 | 更正後特別徴収義務者コード  |
| 91 | 月別賦課(支援金退職・軽減平等割)  | 26 | 介護・資産割額                | 20 | 更正後特別徴収対象年金コード |
| 92 | 月別賦課(支援金退職・軽減合計額)  | 27 | 介護・均等割額                | 21 | 特別徴収切替変更事由     |
| 93 | 月別賦課(支援金退職・限度超過額)  | 28 | 介護・算定税額                | 22 | 収納方法           |
| 94 | 月別賦課(支援金退職・年税額)    | 29 | 介護・算出税額(非自発の失業者軽減前)    | 23 | 納組コード          |
| 95 | 月別賦課(世帯課非区分)       | 30 | 介護・軽減均等割額              | 24 | 納組名(納貯名)       |
| 96 | 月別賦課(国保・課非変更)      | 31 | 介護・加入月数                | 25 | 金融機関コード        |
| 97 | メモ                 | 32 | 介護・加入月数(非自発の失業者期間)     | 26 | 支店コード          |
|    |                    | 33 | 介護・税額                  | 27 | 支店名            |
| 賦課 | 期別マスタ              | 34 | 支援金・所得割額               | 28 | 金融機関名          |
| 項番 | 項目名                | 35 | 支援金・所得割額(非自発の失業者軽減前)   | 29 | 口座番号           |
| 1  | 賦課年度               | 36 | 支援金・資産割額               | 30 | 口座種別(種類)       |
| 2  | 記号番号               | 37 | 支援金・均等割額               | 31 | 名義人カナ          |
| 3  | 徴収区分               | 38 | 支援金・算定税額               | 32 | 名義人漢字          |
| 4  | 調定年度               | 39 | 支援金・算出税額(非自発の失業者軽減前)   | 33 | 組勤日付           |
| 5  | 期数                 | 40 | 支援金・軽減均等割額             | 34 | 世帯区分           |
| 6  | 期月                 | 41 | 支援金・税額                 | 35 | 増減税額           |
| 7  | 期別情報・賦課額(合算)       | 42 | 国保資格区分                 | 36 | 税目             |
| 8  | 期別情報・賦課額(国保)       | 43 | 国保退職資格区分               | 37 | 更正理由           |
| 9  | 期別情報・賦課額(国保退職)     | 44 | 介護資格区分                 | 38 | メッセージ          |
| 10 | 期別情報・賦課額(介護)       | 45 | 介護退職資格区分               | 39 | 更正前課税所得        |
| 11 | 期別情報・賦課額(介護退職)     | 46 | 非自発の失業該当月区分            | 40 | 更正前課税所得(介護)    |
| 12 | 期別情報・賦課額(支援金)      | 47 | 旧国保被保険者該当年月日           | 41 | 更正前固定資産税額      |
| 13 | 期別情報・賦課額(支援金退職)    | 48 | 旧国保被保険者非該当年月日          | 42 | 更正前固定資産税額(介護)  |
| 14 | 納期限                | 49 | 異動情報・異動事由              | 43 | 更正後課税所得        |
| 15 | 公示送達年月日            | 50 | 異動情報・異動年月日             | 44 | 更正後課税所得(介護)    |
| 16 | メモ                 | 51 | 更正情報・住民税更正理由           | 45 | 更正後固定資産税額      |
|    |                    | 52 | 更正情報・住民税更正年月日          | 46 | 更正後固定資産税額(介護)  |
| 賦課 | 適用除外管理マスタ          | 53 | 更正情報・資産更正理由            | 47 | 更正前所得割額        |
| 項番 | 項目名                | 54 | 更正情報・資産更正年月日           | 48 | 更正前資産割額        |
| 1  | 個人コード              | 55 | 旧ただし書経過措置区分            | 49 | 更正前均等割人員数      |
| 2  | 削除フラグ              | 56 | メモ                     | 50 | 更正前均等割額        |
| 3  | 削除フラグ入力日           |    |                        | 51 | 更正前平等割額        |
| 4  | 該当 届出日             | 賦課 | 納通期別マスタ                | 52 | 更正前算定税額        |

|     |               |     |                  |    |                   |
|-----|---------------|-----|------------------|----|-------------------|
| 53  | 更正前軽減割合       | 133 | 更正後算定税額(介護)      | 10 | 被保数               |
| 54  | 更正前軽減均等割      | 134 | 更正後軽減均等割額(介護)    | 11 | 給付制限開始日           |
| 55  | 更正前軽減平等割      | 135 | 更正後軽減平等割額(介護)    | 12 | 給付制限終了日           |
| 56  | 更正前軽減額合計      | 136 | 更正後軽減額合計(介護)     | 13 | 生活保護減免額           |
| 57  | 更正前限度超過額      | 137 | 更正後限度超過額(介護)     | 14 | 判定年月日             |
| 58  | 更正前加入月数       | 138 | 更正後月割年税額(介護)     | 15 | 判定結果              |
| 59  | 更正前月割年税額      | 139 | 更正後減免額(介護)       | 16 | 不承認理由             |
| 60  | 更正前月割前年税額     | 140 | 更正後納付税額(介護)      | 17 | 対象保険料             |
| 61  | 更正前減免額        | 141 | 更正後既課税額(介護)      | 18 | 対象月数              |
| 62  | 更正前納付税額       | 142 | 更正後差引納付額(介護)     | 19 | 減免率               |
| 63  | 更正前特別徴収額      | 143 | 更正前納付税額(介護退職)    | 20 | 開始年月              |
| 64  | 更正前既課税額       | 144 | 更正後納付税額(介護退職)    | 21 | 終了年月              |
| 65  | 更正前差引納付額      | 145 | 更正前所得割額(支援金)     | 22 | 取消年月日             |
| 66  | 更正後所得割額       | 146 | 更正前資産割額(支援金)     | 23 | 却下理由(内部用)         |
| 67  | 更正後資産割額       | 147 | 更正前均等割額(支援金)     | 24 | 却下理由(通知用)         |
| 68  | 更正後均等割人員数     | 148 | 更正前平等割額(支援金)     | 25 | メモ                |
| 69  | 更正後均等割額       | 149 | 更正前算定税額(支援金)     | 26 | 賦課区               |
| 70  | 更正後平等割額       | 150 | 更正前軽減均等割額(支援金)   | 賦課 | 所得(軽減前)マスタ        |
| 71  | 更正後算定税額       | 151 | 更正前軽減平等割額(支援金)   | 項番 | 項目名               |
| 72  | 更正後軽減割合       | 152 | 更正前軽減額合計(支援金)    | 1  | 法別番号              |
| 73  | 更正後軽減均等割      | 153 | 更正前限度超過額(支援金)    | 2  | 賦課年度              |
| 74  | 更正後軽減平等割      | 154 | 更正前月割年税額(支援金)    | 3  | 個人コード             |
| 75  | 更正後軽減額合計      | 155 | 更正前減免額(支援金)      | 4  | 更正回数              |
| 76  | 更正後限度超過額      | 156 | 更正前納付税額(支援金)     | 5  | 所得履歴              |
| 77  | 更正後加入月数       | 157 | 更正前既課税額(支援金)     | 6  | 非自発の失業該当日         |
| 78  | 更正後月割年税額      | 158 | 更正前差引納付額(支援金)    | 7  | 非自発の失業非該当日        |
| 79  | 更正後月割前年税額     | 159 | 更正後所得割額(支援金)     | 8  | 所得稼得区分            |
| 80  | 更正後減免額        | 160 | 更正後資産割額(支援金)     | 9  | 個人課非区分            |
| 81  | 更正後納付税額       | 161 | 更正後均等割額(支援金)     | 10 | 給与所得(専給除く)        |
| 82  | 更正後特別徴収額      | 162 | 更正後平等割額(支援金)     | 11 | 給与所得(専給含む)        |
| 83  | 更正後既課税額       | 163 | 更正後算定税額(支援金)     | 12 | 旧 総所得             |
| 84  | 更正後差引納付額      | 164 | 更正後軽減均等割額(支援金)   | 13 | 本 総所得             |
| 85  | 更正前所得割額(国保)   | 165 | 更正後軽減平等割額(支援金)   | 14 | 軽減判定総所得           |
| 86  | 更正前資産割額(国保)   | 166 | 更正後軽減額合計(支援金)    | 15 | 低所得判定用所得          |
| 87  | 更正前均等割額(国保)   | 167 | 更正後限度超過額(支援金)    | 16 | 旧 課税所得            |
| 88  | 更正前平等割額(国保)   | 168 | 更正後月割年税額(支援金)    | 17 | 本 課税所得            |
| 89  | 更正前算定税額(国保)   | 169 | 更正後減免額(支援金)      | 18 | 所得割基礎額            |
| 90  | 更正前軽減均等割額(国保) | 170 | 更正後納付税額(支援金)     | 19 | 住民税総所得額           |
| 91  | 更正前軽減平等割額(国保) | 171 | 更正後既課税額(支援金)     | 20 | 住民税市区町村所得割(減免後)   |
| 92  | 更正前軽減額合計(国保)  | 172 | 更正後差引納付額(支援金)    | 21 | 住民税都道府県所得割(減免後)   |
| 93  | 更正前限度超過額(国保)  | 173 | 更正前納付税額(支援金退職)   | 22 | 住民税市区町村均等割(減免後)   |
| 94  | 更正前月割年税額(国保)  | 174 | 更正後納付税額(支援金退職)   | 23 | 住民税都道府県均等割(減免後)   |
| 95  | 更正前減免額(国保)    | 175 | 前年度年税額(合算)       | 24 | メモ                |
| 96  | 更正前納付税額(国保)   | 176 | 前年度最終期別税額(合算)    | 特徴 | 特別徴収管理マスタ         |
| 97  | 更正前既課税額(国保)   | 177 | 暫定税額(合算)         | 項番 | 項目名               |
| 98  | 更正前差引納付額(国保)  | 178 | 前年度年税額(国保)       | 1  | 特徴年度              |
| 99  | 更正後所得割額(国保)   | 179 | 前年度最終期別税額(国保)    | 2  | 制度区分              |
| 100 | 更正後資産割額(国保)   | 180 | 暫定税額(国保)         | 3  | 個人コード             |
| 101 | 更正後均等割額(国保)   | 181 | 前年度年税額(国保退職)     | 4  | 被保険者番号            |
| 102 | 更正後平等割額(国保)   | 182 | 前年度最終期別税額(国保退職)  | 5  | 区コード              |
| 103 | 更正後算定税額(国保)   | 183 | 暫定税額(国保退職)       | 6  | 捕捉時期              |
| 104 | 更正後軽減均等割額(国保) | 184 | 前年度年税額(介護)       | 7  | 特別徴収開始年月          |
| 105 | 更正後軽減平等割額(国保) | 185 | 前年度最終期別税額(介護)    | 8  | 特別徴収終了年月          |
| 106 | 更正後軽減額合計(国保)  | 186 | 暫定税額(介護)         | 9  | 特別徴収義務者コード        |
| 107 | 更正後限度超過額(国保)  | 187 | 前年度年税額(介護退職)     | 10 | 基礎年金番号            |
| 108 | 更正後月割年税額(国保)  | 188 | 前年度最終期別税額(介護退職)  | 11 | 年金コード             |
| 109 | 更正後減免額(国保)    | 189 | 暫定税額(介護退職)       | 12 | 支払回数割保険料額(端数金額込み) |
| 110 | 更正後納付税額(国保)   | 190 | 前年度年税額(支援金)      | 13 | 支払回数割保険料額         |
| 111 | 更正後既課税額(国保)   | 191 | 前年度最終期別税額(支援金)   | 14 | 仮徴収額              |
| 112 | 更正後差引納付額(国保)  | 192 | 暫定税額(支援金)        | 15 | 特別徴収状態区分          |
| 113 | 更正前納付税額(国保退職) | 193 | 前年度年税額(支援金退職)    | 16 | 年金受給額             |
| 114 | 更正後納付税額(国保退職) | 194 | 前年度最終期別税額(支援金退職) | 17 | 特徴回付区分            |
| 115 | 更正前所得割額(介護)   | 195 | 暫定税額(支援金退職)      | 18 | 住所地特例状態区分         |
| 116 | 更正前資産割額(介護)   | 196 | 更正前平等割半額開始月      | 19 | 特徴依頼日             |
| 117 | 更正前均等割額(介護)   | 197 | 更正後平等割半額開始月      | 20 | 特徴依頼事由            |
| 118 | 更正前平等割額(介護)   | 198 | 更正前非自発の失業者世帯フラグ  | 21 | 特徴依頼結果通知日         |
| 119 | 更正前算定税額(介護)   | 199 | 更正後非自発の失業者世帯フラグ  | 22 | 特徴依頼結果            |
| 120 | 更正前軽減均等割額(介護) | 200 | メモ               | 23 | 特徴停止依頼日           |
| 121 | 更正前軽減平等割額(介護) | 賦課  | 減免管理マスタ          | 24 | 特徴停止事由            |
| 122 | 更正前軽減額合計(介護)  | 項番  | 項目名              | 25 | 特徴停止結果通知日         |
| 123 | 更正前限度超過額(介護)  | 1   | 賦課年度             | 26 | 特徴停止結果            |
| 124 | 更正前減免額(介護)    | 2   | 国保番号             | 27 | 特徴結果取込日           |
| 125 | 更正前納付税額(介護)   | 3   | 申請事由             | 28 | 特徴結果事由            |
| 126 | 更正前既課税額(介護)   | 4   | 申請年月日            | 29 | 特徴結果金額            |
| 127 | 更正前差引納付額(介護)  | 5   | 被災状況             | 30 | 普通徴収代替日           |
| 128 | 更正後所得割額(介護)   | 6   | 被災年月日            | 31 | 仮徴収額変更依頼日         |
| 129 | 更正後資産割額(介護)   | 7   | 所得減少見込所得         | 32 | 仮徴収額変更事由          |
| 130 | 更正後資産割額(介護)   | 8   | 所得減少率            | 33 | 仮徴収額変更結果通知日       |
| 131 | 更正後均等割額(介護)   | 9   | 低所得見込所得          |    |                   |
| 132 | 更正後平等割額(介護)   |     |                  |    |                   |

|    |                   |    |               |    |               |
|----|-------------------|----|---------------|----|---------------|
| 34 | 仮徴収額変更結果          | 39 | 収納額(当月)       | 18 | 支援一般分年間保険料    |
| 35 | 住所地特例依頼日          | 40 | 特徴退職分収納額(当月)  | 19 | 擬制世帯表示        |
| 36 | 住所地特例依頼事由         | 41 | 延滞金調定額(調定)    |    |               |
| 37 | 住所地特例依頼結果通知日      | 42 | 延滞金起算日        | 収納 | 調定履歴ファイル      |
| 38 | 住所地特例依頼結果         | 43 | 延滞金収納額(収納)    | 項番 | 項目名           |
| 39 | メモ                | 44 | 今年度延滞金収納額(当月) | 1  | 収納年度          |
|    |                   | 45 | 当月過誤納額        | 2  | 調定年度          |
| 特徴 | 介護特別徴収対象者マスタ      | 46 | 過誤納発生日        | 3  | 賦課年度          |
| 項番 | 項目名               | 47 | 収入異動事由コード     | 4  | 税目            |
| 1  | 特徴年度              | 48 | 還付事由          | 5  | 通知書番号         |
| 2  | 区コード              | 49 | 還付番号          | 6  | 期別優先          |
| 3  | 捕捉時期              | 50 | 還付発生日         | 7  | 期             |
| 4  | 市町村コード            | 51 | 還付発生前金額       | 8  | 履歴番号          |
| 5  | 特別徴収義務者コード        | 52 | 還付金額          | 9  | 最終履歴番号        |
| 6  | 通知内容コード           | 53 | 還付支払い年月日      | 10 | 表示税目          |
| 7  | 特別徴収制度コード         | 54 | 還付支払方法        | 11 | 行政区コード        |
| 8  | 作成年月日             | 55 | 還付済額          | 12 | 個人コード         |
| 9  | 基礎年金番号            | 56 | 還付回数          | 13 | 関連事由コード       |
| 10 | 年金コード             | 57 | 還付口座振替フラグ     | 14 | 名寄住民コード       |
| 11 | 生年月日              | 58 | 還付加算金         | 15 | 記号番号/被保険者番号   |
| 12 | 性別                | 59 | 充当事由          | 16 | 前納報奨金         |
| 13 | カナ氏名              | 60 | 振替番号(充当番号)    | 17 | 納付予定年度        |
| 14 | 漢字氏名              | 61 | 充当年月日         | 18 | 今年度更新区分       |
| 15 | 郵便番号              | 62 | 充当金額          | 19 | 調定データ区分       |
| 16 | カナ住所              | 63 | 元先収納年度        | 20 | 調定事由コード       |
| 17 | 漢字住所              | 64 | 元先調定年度        | 21 | 調定年月日         |
| 18 | 各種区分              | 65 | 元先課税年度        | 22 | 納期限           |
| 19 | 処理結果              | 66 | 元先税目          | 23 | 調定額           |
| 20 | 後期移管コード           | 67 | 元先通知書番号       | 24 | 医療退職分調定額      |
| 21 | 各種年月日             | 68 | 元先期別優先        | 25 | 介護分調定額        |
| 22 | 各種金額              | 69 | 元先期           | 26 | 介護退職分調定額      |
| 23 | 共済年金証書記号番号        | 70 | 納付書区分         | 27 | 支援金分調定額(調定)   |
| 24 | 介護被保険者番号          | 71 | 納付月(自至)       | 28 | 支援金分退職調定額(調定) |
| 25 | 介護個人区分            | 72 | 納付回数          | 29 | 収納方法          |
| 26 | 介護個人コード           | 73 | バッチ番号         | 30 | 公示送達          |
| 27 | 介護住所地特例           | 74 | バッチ番号(連)      | 31 | 公示年月日         |
| 28 | 介護捕捉年月日           | 75 | 督促状発生日        |    |               |
| 29 | 介護待機フラグ           | 76 | 督促状指定納期限      | 収納 | 収入履歴ファイル      |
| 30 | メモ                | 77 | 公示フラグ・納通      | 項番 | 項目名           |
|    |                   | 78 | 公示フラグ・納付書     | 1  | 収納年度          |
| 収納 | 収納期別マスタ           | 79 | 公示フラグ・督促状     | 2  | 調定年度          |
| 項番 | 項目名               | 80 | 公示フラグ・還付済     | 3  | 賦課年度          |
| 1  | 収納年度              | 81 | 公示送達区分・納通     | 4  | 税目            |
| 2  | 調定年度              | 82 | 公示送達区分・納付書    | 5  | 通知書番号         |
| 3  | 賦課年度              | 83 | 公示送達区分・督促状    | 6  | 期別優先          |
| 4  | 税目                | 84 | 公示送達区分・還付済    | 7  | 期             |
| 5  | 通知書番号             | 85 | 公示送達年月日・納通    | 8  | 履歴番号          |
| 6  | 期別優先              | 86 | 公示送達年月日・納付書   | 9  | 最終履歴番号        |
| 7  | 期                 | 87 | 公示送達年月日・督促状   | 10 | 表示税目          |
| 8  | 表示税目              | 88 | 公示送達年月日・還付済   | 11 | 行政区コード        |
| 9  | 個人コード             | 89 | 不納欠損区分        | 12 | 個人コード         |
| 10 | 名寄住民コード           | 90 | 不納欠損年月日       | 13 | 名寄住民コード       |
| 11 | 記号番号              | 91 | 不納欠損事由        | 14 | 記号番号          |
| 12 | 関連事由コード           | 92 | 時効事由          | 15 | 収入データ区分       |
| 13 | レコード作成区分          | 93 | 時効中断区分        | 16 | 収入年月日         |
| 14 | 今年度更新区分           | 94 | 時効中断年月日       | 17 | 収納年月日         |
| 15 | 調定データ区分           | 95 | 訪問徴収フラグ       | 18 | 納付書区分         |
| 16 | 調定事由コード           | 96 | 督促手数料         | 19 | 納付月(自至)       |
| 17 | 調定年月日             | 97 | 前納報奨金         | 20 | 調定額           |
| 18 | 滞納繰越時調定額(調定)      | 98 | 前納総額区分        | 21 | 収納額(当月)       |
| 19 | 今年度調定額(調定)        |    |               | 22 | 特徴退職分収納額(当月)  |
| 20 | 今年度退職分調定額(調定)     | 収納 | 収納個別マスタ       | 23 | 延滞金収納額(当月)    |
| 21 | 今年度介護分調定額(調定)     | 項番 | 項目名           | 24 | 収入異動事由コード     |
| 22 | 今年度介護退職分調定額(調定)   | 1  | 収納年度          | 25 | 消込年月日         |
| 23 | 今年度支援金分調定額(調定)    | 2  | 調定年度          | 26 | 還付事由          |
| 24 | 今年度支援金分退職分調定額(調定) | 3  | 賦課年度          | 27 | 還付番号          |
| 25 | 調定額(調定)           | 4  | 税目            | 28 | 還付発生日         |
| 26 | 医療退職分調定額(調定)      | 5  | 通知書番号         | 29 | 還付発生前金額       |
| 27 | 介護分調定額(調定)        | 6  | 表示税目          | 30 | 還付金額          |
| 28 | 介護退職分調定額(調定)      | 7  | 医療退人数         | 31 | 還付支払い年月日      |
| 29 | 支援金分調定額(調定)       | 8  | 医療一般人数        | 32 | 還付済額          |
| 30 | 支援金分退職調定額(調定)     | 9  | 介護退職人数        | 33 | 還付回数          |
| 31 | 収入データ区分           | 10 | 介護一般人数        | 34 | 還付口座振替フラグ     |
| 32 | 収入年月日             | 11 | 支援退職人数        | 35 | 還付加算金         |
| 33 | 収納年月日             | 12 | 支援一般人数        | 36 | 充当事由          |
| 34 | 納期限               | 13 | 医療退職分年間保険料    | 37 | 振替番号(充当番号)    |
| 35 | 収納方法              | 14 | 医療一般分年間保険料    | 38 | 充当年月日         |
| 36 | 口座引落不能フラグ         | 15 | 介護退職分年間保険料    | 39 | 充当金額          |
| 37 | 滞納繰越時収納額(当月)      | 16 | 介護一般分年間保険料    | 40 | 元先収納年度        |
| 38 | 今年度収入額(当月)        | 17 | 支援退職分年間保険料    | 41 | 元先調定年度        |

|    |                |      |                  |      |              |
|----|----------------|------|------------------|------|--------------|
| 42 | 元先課税年度         | 44   | 元先調定年度           | 47   | 点数           |
| 43 | 元先税目           | 45   | 元先課税年度           | 48   | 公費一部負担金      |
| 44 | 元先通知書番号        | 46   | 元先税目             | 49   | 一部負担金        |
| 45 | 元先期別優先         | 47   | 元先通知書番号          | 50   | 食事日数         |
| 46 | 元先期            | 48   | 元先期別優先           | 51   | 食事金額         |
|    |                | 49   | 元先期              | 52   | 標準負担金        |
| 収納 | 摘要ファイル         | 50   | 元先月(入力)          | 53   | 国保食事日数       |
| 項番 | 項目名            | 51   | 還付未済再通知日         | 54   | 国保食事金額       |
| 1  | 収納年度           | 52   | 台帳・通知書出力状態       | 55   | 国保食事標準負担金    |
| 2  | 調定年度           |      |                  | 56   | 高額該当コード      |
| 3  | 賦課年度           | 収納   | コンビニ累積ファイル       | 57   | 高額未更新フラグ     |
| 4  | 税目             | 項番   | 項目名              | 58   | 高額対象         |
| 5  | 通知書番号          | 1    | 読込区分             | 59   | 給付対象         |
| 6  | 期別優先           | 2    | CVS連番            | 60   | 介護合算対象       |
| 7  | 期              | 3    | 調定年度             | 61   | 減免有無         |
| 8  | 摘要コード          | 4    | 税目               | 62   | 減免点数         |
| 9  | 履歴番号           | 5    | 通知書番号            | 63   | 減免額          |
| 10 | 最終履歴番号         | 6    | 月始月終             | 64   | 減免申請日        |
| 11 | 表示税目           | 7    | 行政区コード           | 65   | 減免決定日        |
| 12 | 個人コード          | 8    | 受入年月日            | 66   | 標準負担減免額      |
| 13 | 記号番号           | 9    | 納付書区分            | 67   | 不当           |
| 14 | 摘要種別フラグ        | 10   | 賦課年度             | 68   | 過誤           |
| 15 | 登録解除事由由文字入力フラグ | 11   | 国保番号             | 69   | 過誤理由区分       |
| 16 | 摘要登録事由         | 12   | 主連番              | 70   | 過誤申出日        |
| 17 | 摘要登録事由由内容      | 13   | 納付金額             | 71   | 再審           |
| 18 | 摘要解除事由         | 14   | 処理日              | 72   | 再審査送付日       |
| 19 | 摘要解除事由由内容      | 15   | CVS本部コード         | 73   | 給付更正事由       |
| 20 | 登録日            | 16   | CVS店舗コード         | 74   | 求償区分         |
| 21 | 解除日            | 17   | 送金予定日            | 75   | 療養費申請日       |
| 22 | 指定日            | 18   | 払込日付             | 76   | 療養費支払決定日     |
| 23 | 摘要処分番号         | 19   | 払込時刻             | 77   | 療養費支払日       |
| 24 | 備考             |      |                  | 78   | エラー有無        |
| 25 | 担当者コード         | 国保給付 | 給付DB             | 79   | 給付エラーフラグ     |
| 26 | 担当者名           | 項番   | 項目名              | 80   | 給付ワーニングフラグ   |
|    |                | 1    | 処理年月(レセプト)       | 81   | 修正前レセプト番号    |
| 収納 | 還付・充当ファイル      | 2    | 点数表(レセプト)        | 82   | メモ           |
| 項番 | 項目名            | 3    | 種別(レセプト)         | 83   | 退職本人・扶養区分    |
| 1  | 収納年度           | 4    | 給付コード(レセプト)      | 84   | 寝たきり         |
| 2  | 調定年度           | 5    | 入外コード(レセプト)      | 85   | 退職表示         |
| 3  | 賦課年度           | 6    | 履歴数              | 86   | 全国共通キー       |
| 4  | 税目             | 7    | 保険者番号            | 87   | 府県(処方箋医療)    |
| 5  | 通知書番号          | 8    | 記号番号             | 88   | 点数表(処方箋医療)   |
| 6  | 期別優先           | 9    | 年度区分             | 89   | 処方箋医療機関コード   |
| 7  | 期              | 10   | 保険区分             | 90   | 入院年月日        |
| 8  | 表示税目           | 11   | 世帯コード            | 91   | 低所得区分        |
| 9  | 発生年月日          | 12   | 個人コード            | 92   | 一部負担金猶予額     |
| 10 | 個人コード          | 13   | 生年月日             | 93   | 一部負担金申請日     |
| 11 | 名寄住民コード        | 14   | 性別               | 94   | 医療費通知作成状況    |
| 12 | 記号番号           | 15   | 府県(医療)           | 95   | 食事患者負担額      |
| 13 | 関連事由コード        | 16   | 点数表(医療)          |      |              |
| 14 | 収入データ区分        | 17   | 医療機関コード          | 国保給付 | 給付前期高齢者状況マスタ |
| 15 | 収入年月日          | 18   | 診療科              | 項番   | 項目名          |
| 16 | 収納年月日          | 19   | 診療年月             | 1    | 記号番号         |
| 17 | 納期限            | 20   | 診療開始年月日          | 2    | 高齢者年度        |
| 18 | 収納方法           | 21   | 転帰               | 3    | 個人コード        |
| 19 | 口座引落とし不能フラグ    | 22   | 診療実日数            | 4    | 一定以上所得者判定用所得 |
| 20 | 調定額(調定)        | 23   | 患者窓口負担額          | 5    | 低所得者I判定用所得   |
| 21 | 収納額(当月)        | 24   | 点数               | 6    | 所得判明区分       |
| 22 | 還付未済額          | 25   | 決定点数             | 7    | 課税・非課税・未申告区分 |
| 23 | 延滞金調定額(調定)     | 26   | 初診点数             | 8    | 所得区分         |
| 24 | 延滞金収納額(収納)     | 27   | 初診回数             | 9    | 個人の自己負担金     |
| 25 | 当月延滞金過誤納額      | 28   | 再診回数             | 10   | 個人の所得区分      |
| 26 | 過誤納発生日         | 29   | 指導管理料            | 11   | 世帯の申請区分      |
| 27 | 還付事由           | 30   | 調剤基本料            | 12   | 緩和措置世帯区分     |
| 28 | 還付番号           | 31   | 特記コード(1)(初診サイン)  |      |              |
| 29 | 還付発生金額         | 32   | 特記コード(2)(県内県外区分) | 国保給付 | 医療機関マスタ      |
| 30 | 還付金額           | 33   | 特殊コード(補診)        | 項番   | 項目名          |
| 31 | 延滞金還付金額        | 34   | 給付割合             | 1    | 府県コード        |
| 32 | 還付発生年月日        | 35   | 費用額              | 2    | 点数表区分        |
| 33 | 還付済額           | 36   | 一部負担金            | 3    | 医療機関コード      |
| 34 | 還付支払い年月日       | 37   | 保険者負担金           | 4    | 医療機関名カナ      |
| 35 | 還付回数           | 38   | 国保優先             | 5    | 医療機関名漢字      |
| 36 | 還付口座振替フラグ      | 39   | 他法優先             | 6    | 郵便番号         |
| 37 | 還付加算金          | 40   | 患者負担額            | 7    | 所在地          |
| 38 | 充当事由           | 41   | 高額療養費            | 8    | 方書           |
| 39 | 振替番号(充当番号)     | 42   | 法制               | 9    | 電話番号         |
| 40 | 充当年月日          | 43   | 府県               | 10   | 開廃区分         |
| 41 | 充当金額           | 44   | 番号               | 11   | 開始日          |
| 42 | 延滞金還付済額        | 45   | 受給者番号            | 12   | 廃止日          |
| 43 | 元先収納年度         | 46   | 日数               | 13   | 総合区分         |





|      |                  |
|------|------------------|
| 3    | 個人コード            |
| 4    | 所得履歴             |
| 5    | 資産履歴             |
| 6    | 資格状況(資格区分)       |
| 7    | 資格状況(国保退職区分)     |
| 8    | 資格状況(介護区分)       |
| 9    | 資格状況(介護退職区分)     |
| 10   | 介護2号該当年月日        |
| 11   | 介護2号該当フラグ        |
| 12   | 旧国保被保険者該当年月日     |
| 13   | 更新時刻             |
| 14   | 論理ロック            |
| 国保資格 | 広域連携被保険者ID管理ファイル |
| 項番   | 項目名              |
| 1    | 個人コード            |
| 2    | 被保険者ID           |
| 3    | 更新ユーザID          |
| 4    | 更新端末ID           |
| 5    | 更新年月日            |
| 6    | 更新時刻             |
| 7    | 論理ロック            |

|      |               |
|------|---------------|
| 国保資格 | 広域連携加入者情報ファイル |
| 項番   | 項目名           |
| 1    | 記号番号          |
| 2    | 証枝番           |
| 3    | 管理コード         |
| 4    | 個人コード         |
| 5    | 券面被保険者証記号     |
| 6    | 券面被保険者証番号     |
| 7    | 券面漢字氏名        |
| 8    | 券面カナ氏名        |
| 9    | 券面漢字氏名(その他)   |
| 10   | 券面カナ氏名(その他)   |
| 11   | 性別裏面フラグ       |
| 12   | 自己情報提供不可フラグ   |
| 13   | 更新ユーザID       |
| 14   | 更新端末ID        |
| 15   | 更新年月日         |
| 16   | 更新時刻          |
| 17   | 論理ロック         |

|          |                |                |              |
|----------|----------------|----------------|--------------|
| 滞納<br>項番 | 延滞金計算情報<br>項目名 | 19 重要表示        | 6 文書内容4      |
| 1        | 税額未済ゼロ         | 滞納 経過種別情報      | 7 文書内容5      |
| 2        | 税額未済切捨         | 1 経過種別コード      | 8 文書内容6      |
| 3        | 延滞金未済ゼロ        | 2 経過種別名        | 9 文書内容7      |
| 4        | 延滞金未済切捨        | 3 接触デフォルト      | 10 担当者コード    |
| 5        | 上限月数1          | 4 詳細デフォルト      |              |
| 6        | 年利1            | 5 約束デフォルト      | 滞納 催告書発行帳票情報 |
| 7        | 上限月数2          |                | 1 リンク番号      |
| 8        | 年利2            | 滞納 経過詳細情報      | 2 支店番号       |
| 9        | 上限月数3          | 1 リンク番号        | 3 日付         |
| 10       | 年利3            | 2 支店番号         | 4 時刻         |
| 11       | 分納計算コード        | 3 日付           | 5 帳票バーコード    |
| 12       | 猶予日数           | 4 時刻           | 6 住民コード      |
|          |                | 5 詳細1          | 7 区コード       |
| 滞納       | 延滞金通常計算情報      | 6 詳細2          | 8 業務コード      |
| 1        | 年              | 7 詳細3          | 9 帳票ID       |
| 2        | 通常年利           | 8 詳細4          | 10 業務キー      |
| 3        | 半額年利           | 9 詳細5          | 11 発行年月日     |
|          |                | 10 詳細6         |              |
| 滞納       | 延滞金変動計算情報      | 11 詳細7         | 滞納 財産区分情報    |
| 1        | 年              | 12 詳細8         | 1 リンク番号      |
| 2        | 年利             | 13 詳細9         | 2 支店番号       |
|          |                | 14 詳細10        | 3 財産区分コード    |
| 滞納       | 延長期間延滞率情報      |                | 4 設定日        |
| 1        | 開始日付           | 滞納 経過内容情報      | 5 入力区分       |
| 2        | 延滞率            | 1 経過内容区分       | 6 基準日        |
|          |                | 2 経過内容コード      | 7 期限日        |
| 滞納       | 関連者情報          | 3 種類コード        | 8 前財産区分コード   |
| 1        | リンク番号          | 4 経過内容         | 9 前設定日       |
| 2        | 支店番号           |                | 10 前入力区分     |
| 3        | 関連者リンク番号       | 滞納 欠損確定情報      | 11 前基準日      |
| 4        | 関連者支店番号        | 1 リンク番号        | 12 前期限日      |
| 5        | 関連種類コード        | 2 支店番号         |              |
| 6        | 関連重さコード        | 3 税目           | 滞納 財産区分名情報   |
| 7        | 主従区分           | 4 課税年度         | 1 財産区分コード    |
| 8        | 経過一元区分         | 5 相当年度         | 2 財産区分       |
|          |                | 6 通知書番号        | 3 財産区分略      |
| 滞納       | 関連種類情報         | 7 期            | 4 特別区分       |
| 1        | 関連種類コード        | 8 欠損確定日        |              |
| 2        | 関連種類           | 9 欠損種類         | 滞納 財産種類名情報   |
| 3        | 関連種類略          | 10 欠損事由コード     | 1 財産種類       |
|          |                | 11 欠損税額        | 2 財産種類名      |
| 滞納       | 勤務先情報          |                |              |
| 1        | リンク番号          | 滞納 欠損事由コード変換情報 | 滞納 財産処分情報    |
| 2        | 支店番号           | 1 連番           | 1 リンク番号      |
| 3        | 入力区分           | 2 年度区分         | 2 支店番号       |
| 4        | 勤務先リンク番号       | 3 執行停止要件       | 3 処分番号       |
| 5        | 勤務先支店番号        | 4 滞納事由コード      | 4 一連番号       |
| 6        | 入力連番           | 5 連携欠損コード      | 5 財産番号       |
|          |                |                | 6 処分種類       |
| 滞納       | 勤務法人情報         |                | 7 執行日        |
| 1        | リンク番号          | 滞納 欠損事由設定情報    | 8 解除処分番号     |
| 2        | 支店番号           | 1 リンク番号        | 9 解除日        |
| 3        | 入力連番           | 2 支店番号         |              |
| 4        | 漢字名称           | 3 税目           | 滞納 時効完成収納情報  |
| 5        | 郵便番号           | 4 課税年度         | 1 リンク番号      |
| 6        | 所在地            | 5 相当年度         | 2 支店番号       |
| 7        | 方書             | 6 通知書番号        | 3 税目         |
| 8        | 事業種目           | 7 期            | 4 課税年度       |
|          |                | 8 賦課区          | 5 相当年度       |
| 滞納       | 経過記録情報         | 9 欠損事由コード      | 6 通知書番号      |
| 1        | リンク番号          | 10 執行停止起案日     | 7 期          |
| 2        | 支店番号           | 11 執行停止要件      |              |
| 3        | 日付             | 14 処理区分        | 滞納 時効管理情報    |
| 4        | 時刻             |                | 1 リンク番号      |
| 5        | 担当者コード         | 滞納 欠損事由名情報     | 2 支店番号       |
| 6        | 担当者名           | 1 欠損種類         | 3 税目         |
| 7        | 経過種別コード        | 2 欠損事由コード      | 4 課税年度       |
| 8        | 接触有無           | 3 名称           | 5 相当年度       |
| 9        | 詳細有無           |                | 6 通知書番号      |
| 10       | 約束有無           | 滞納 欠損種類名情報     | 7 期          |
| 11       | 約束履行有無         | 1 欠損種類         | 8 時効起算日      |
| 12       | 返戻有無           | 2 名称           | 9 時効完成日      |
| 13       | 場所コード          |                | 10 催告延長期限日   |
| 14       | 面談者コード         | 滞納 催告書見出情報     | 11 執停時効起算日   |
| 15       | 入金額            | 1 見出番号         | 12 執停時効完成日   |
| 16       | 訪問結果コード        | 2 文書名          |              |
| 17       | 経過内容コード        | 3 文書内容1        | 滞納 時効管理履歴情報  |
| 18       | 経過記録           | 4 文書内容2        | 1 リンク番号      |
|          |                | 5 文書内容3        | 2 支店番号       |

|    |            |    |            |    |            |
|----|------------|----|------------|----|------------|
| 3  | 税目         | 40 | 執行停止理由15   | 19 | カナ名称       |
| 4  | 課税年度       | 41 | 対象期数       | 20 | 漢字名称       |
| 5  | 相当年度       | 42 | 対象税額       | 21 | 文書番号       |
| 6  | 通知書番号      |    |            | 22 | 備考1        |
| 7  | 期          | 滞納 | 執行停止要件情報   | 23 | 備考2        |
| 8  | 事由発生日      | 1  | 執行停止要件コード  | 24 | 備考3        |
| 9  | 事由コード      | 2  | 執行停止要件名    | 25 | 備考4        |
| 10 | 処分番号       | 3  | 地方税法       | 26 | 備考5        |
|    |            | 4  | 欠損年数       | 27 | 法務局名       |
| 滞納 | 時効事由名情報    | 滞納 | 収納情報       | 28 | 執行機関名      |
| 1  | 事由コード      | 1  | リンク番号      | 29 | 差押日        |
| 2  | 名称         | 2  | 支店番号       | 30 | 事件番号年度     |
|    |            | 3  | 税目         | 31 | 事件番号区分     |
| 滞納 | 執行機関名情報    | 4  | 課税年度       | 32 | 事件番号       |
| 1  | 執行機関コード    | 5  | 相当年度       | 33 | 対象処分番号     |
| 2  | 執行機関名      | 6  | 通知書番号      | 34 | 解除理由       |
| 3  | 郵便番号       | 7  | 期          | 35 | 法務局コード     |
| 4  | 住所         | 8  | 法人番号       | 36 | 執行機関コード    |
| 5  | 電話番号       | 9  | 調定額        |    |            |
|    |            | 10 | 調定額内数      | 滞納 | 照会記録情報     |
| 滞納 | 執行停止解除情報   | 11 | 督促手数料      | 1  | リンク番号      |
| 1  | リンク番号      | 12 | 確定延滞金有無    | 2  | 支店番号       |
| 2  | 支店番号       | 13 | 確定延滞金      | 3  | 帳票種類       |
| 3  | 執行停止番号     | 14 | 納期限        | 4  | 処理日        |
| 4  | 執行停止解除理由1  | 15 | 収納額        |    |            |
| 5  | 執行停止解除理由2  | 16 | 収納額内数      | 滞納 | 照会先グループ名情報 |
| 6  | 執行停止解除理由3  | 17 | 収納督促料      | 1  | 種類コード      |
| 7  | 執行停止解除理由4  | 18 | 収納延滞金      | 2  | グループ番号     |
| 8  | 執行停止解除理由5  | 19 | 領収日        | 3  | グループ       |
| 9  | 執行停止解除理由6  | 20 | 収納日        |    |            |
| 10 | 執行停止解除理由7  | 21 | 収納方法コード    | 滞納 | 照会先種類名情報   |
| 11 | 執行停止解除理由8  | 22 | 収納機関コード    | 1  | 種類コード      |
| 12 | 執行停止解除理由9  | 23 | 完納フラグ      | 2  | 種類名称       |
| 13 | 執行停止解除理由10 | 24 | データ区分      | 3  | 個別有無       |
| 14 | 執行停止解除理由11 | 25 | 納付回数       |    |            |
| 15 | 執行停止解除理由12 | 26 | 累計収納額      | 滞納 | 照会先情報      |
| 16 | 執行停止解除理由13 | 27 | 累計収納額内数    | 1  | 種類コード      |
| 17 | 執行停止解除理由14 | 28 | 累計督促料      | 2  | 照会先番号      |
| 18 | 執行停止解除理由15 | 29 | 累計延滞金      | 3  | 郵便番号       |
|    |            | 30 | 最終領収日      | 4  | 住所1        |
| 滞納 | 執行停止情報     | 31 | 最終収納日      | 5  | 住所2        |
| 1  | リンク番号      | 32 | 最終入金額      | 6  | 住所3        |
| 2  | 支店番号       | 33 | 共有代表者リンク番号 | 7  | 宛名1        |
| 3  | 執行停止番号     | 34 | 共有代表者支店番号  | 8  | 宛名2        |
| 4  | 起案日        | 35 | 入力区分       | 9  | 宛名3        |
| 5  | 決裁日        |    |            | 10 | グループ番号     |
| 6  | 解除日        | 滞納 | 処分期別情報     | 11 | 略称         |
| 7  | 住所         | 1  | リンク番号      | 12 | 個別区分       |
| 8  | 方書         | 2  | 支店番号       |    |            |
| 9  | カナ名称       | 3  | 税目         | 滞納 | 照会文書種類名情報  |
| 10 | 漢字名称       | 4  | 課税年度       | 1  | 帳票種類       |
| 11 | 生年月日       | 5  | 相当年度       | 2  | 帳票種類名      |
| 12 | 電話番号       | 6  | 通知書番号      | 3  | 帳票略称       |
| 13 | 勤務先        | 7  | 期          |    |            |
| 14 | 執行停止要件     | 8  | 処分種類       | 滞納 | 嘱託員担当割情報   |
| 15 | 住基登録有無     | 9  | 処分番号       | 1  | リンク番号      |
| 16 | 除票日        | 10 | 執行日        | 2  | 支店番号       |
| 17 | 除票理由       | 11 | 入力リンク番号    | 3  | 担当者コード     |
| 18 | 転出先住所      | 12 | 入力支店番号     |    |            |
| 19 | 転出先方書      |    |            | 滞納 | 職業情報       |
| 20 | 照会先自治体     | 滞納 | 処分情報       | 1  | 職業コード      |
| 21 | 転出先住基有無    | 1  | リンク番号      | 2  | 名称         |
| 22 | 転出先除票理由    | 2  | 支店番号       | 3  | 略称         |
| 23 | 転出先除票日     | 3  | 処分番号       |    |            |
| 24 | 法人登記有無     | 4  | 処分種類       | 滞納 | 対応内容情報     |
| 25 | 代表者名       | 5  | 財産種類       | 1  | 対応内容区分     |
| 26 | 執行停止理由1    | 6  | 起案日        | 2  | 対応内容コード    |
| 27 | 執行停止理由2    | 7  | 決裁日        | 3  | 対応内容       |
| 28 | 執行停止理由3    | 8  | 受付日        | 4  | 処理区分       |
| 29 | 執行停止理由4    | 9  | 解除日        | 5  | 並替区分       |
| 30 | 執行停止理由5    | 10 | 換価日        |    |            |
| 31 | 執行停止理由6    | 11 | 受付番号区分     | 滞納 | 滞納区分情報     |
| 32 | 執行停止理由7    | 12 | 受付番号       | 1  | リンク番号      |
| 33 | 執行停止理由8    | 13 | 解除区分       | 2  | 支店番号       |
| 34 | 執行停止理由9    | 14 | 換価区分       | 3  | 滞納区分コード    |
| 35 | 執行停止理由10   | 15 | 換価額        | 4  | 設定日        |
| 36 | 執行停止理由11   | 16 | 郵便番号       | 5  | 入力区分       |
| 37 | 執行停止理由12   | 17 | 住所         | 6  | 基準日        |
| 38 | 執行停止理由13   | 18 | 方書         | 7  | 期限日        |
| 39 | 執行停止理由14   |    |            | 8  | 前滞納区分コード   |

|    |           |    |            |    |         |
|----|-----------|----|------------|----|---------|
| 9  | 前設定日      | 7  | 延滞金計算日     | 5  | 執行日     |
| 10 | 前入力区分     | 8  | 返戻日        | 6  | 文書番号    |
| 11 | 前基準日      | 9  | 公示送達有無     | 7  | 受入金額    |
| 12 | 前期限日      | 10 | 公示送達日      | 8  | 延滞金有無   |
|    |           |    |            | 9  | 延滞金計算日  |
| 滞納 | 滞納区分抽出情報  | 滞納 | 入金情報       | 10 | 督促有無    |
| 1  | 市内外区分     | 1  | コンピュータ名    | 11 | 残余金交付1  |
| 2  | 一連番号      | 2  | 納付書番号      | 12 | 残余金交付2  |
| 3  | 抽出名称      | 3  | 明細番号       | 13 | 残余金     |
| 4  | 滞納区分コード   | 4  | リンク番号      | 14 | 残余金計算値  |
| 5  | 抽出区分      | 5  | 支店番号       | 15 | 交付期日    |
| 6  | 更新区分      | 6  | 税目         | 16 | 交付時刻    |
| 7  | 帳票名       | 7  | 課税年度       | 17 | 交付場所    |
|    |           | 8  | 相当年度       | 18 | 備考      |
|    |           | 9  | 通知書番号      |    |         |
| 滞納 | 滞納区分名情報   | 10 | 期          | 滞納 | 配当支払情報  |
| 1  | 滞納区分コード   | 11 | 法人番号       | 1  | リンク番号   |
| 2  | 滞納区分      | 12 | 入金日        | 2  | 支店番号    |
| 3  | 滞納区分略     | 13 | 入金税額       | 3  | 財産番号    |
| 4  | 特別区分      | 14 | 入金均等割額     | 4  | 配当順位    |
|    |           | 15 | 入金督手数料     | 5  | 債権者番号   |
| 滞納 | 滞納区分履歴情報  | 16 | 入金延滞金      | 6  | 一連番号    |
| 1  | リンク番号     | 17 | 入金合計       | 7  | 債権者住所   |
| 2  | 支店番号      | 18 | 延滞金有無      | 8  | 債権者名称   |
| 3  | 履歴番号      | 19 | 延滞金計算日     | 9  | 債権額     |
| 4  | 滞納区分コード   | 20 | 担当者コード     | 10 | 配当額     |
| 5  | 設定日       | 21 | 取消有無       |    |         |
| 6  | 入力区分      | 22 | マシンの種類     | 滞納 | 付箋情報    |
| 7  | 基準日       | 23 | 内入区分       | 1  | リンク番号   |
| 8  | 期限日       | 24 | 消込済フラグ     | 2  | 支店番号    |
|    |           | 25 | 消込状態区分     | 3  | 色コード    |
| 滞納 | 滞納個人情報    | 26 | データ作成フラグ   | 4  | 付箋コード   |
| 1  | リンク番号     | 27 | 履歴データNo    |    |         |
| 2  | 支店番号      | 28 | 収納方法コード    | 滞納 | 付箋名情報   |
| 3  | 担当者コード    | 29 | 復命書作成フラグ   | 1  | 色コード    |
| 4  | 担当者変更事由   | 30 | 督手数料有無     | 2  | 付箋コード   |
| 5  | 死亡日       | 31 | 領収日        | 3  | 付箋内容    |
| 6  | 連絡先名A     | 32 | 領収書番号      |    |         |
| 7  | 連絡先コードA   | 33 | 共有代表者リンク番号 | 滞納 | 分納区分名情報 |
| 8  | 連絡先電話A    | 34 | 共有代表者支店番号  | 1  | 分納区分コード |
| 9  | 連絡先名B     | 35 | 払込日        | 2  | 分納区分    |
| 10 | 連絡先コードB   | 36 | 払込金融機関     | 3  | 分納区分略   |
| 11 | 連絡先電話B    | 37 | 払込支店       | 4  | 特別区分    |
| 12 | 連絡先名C     |    |            |    |         |
| 13 | 連絡先コードC   | 滞納 | 納付方法情報     | 滞納 | 分納指示情報  |
| 14 | 連絡先電話C    | 1  | 納付方法コード    | 1  | リンク番号   |
| 15 | 連絡先名D     | 2  | 納付方法       | 2  | 支店番号    |
| 16 | 連絡先コードD   | 3  | 納付方法略称     | 3  | 税目      |
| 17 | 連絡先電話D    |    |            | 4  | 課税年度    |
| 18 | 特記事項      | 滞納 | 配当期別情報     | 5  | 相当年度    |
| 19 | 滞納事由コード   | 1  | リンク番号      | 6  | 通知書番号   |
| 20 | 要出張有無     | 2  | 支店番号       | 7  | 期       |
| 21 | 職業コード     | 3  | 税目         | 8  | 入力リンク番号 |
| 22 | 外字印字有無    | 4  | 課税年度       | 9  | 入力支店番号  |
|    |           | 5  | 相当年度       | 10 | 分納順序    |
| 滞納 | 滞納事由情報    | 6  | 通知書番号      | 11 | 法人番号    |
| 1  | コード       | 7  | 期          | 12 | 調定額     |
| 2  | 名称        | 8  | 入力リンク番号    | 13 | 調定額内数   |
|    |           | 9  | 入力支店番号     | 14 | 修正調定額   |
| 滞納 | 担当者情報     | 10 | 財産番号       | 15 | 修正調定額内数 |
| 1  | 担当者コード    | 11 | 法人番号       | 16 | 督促手数料   |
| 2  | 区コード      | 12 | 調定額        | 17 | 修正督促手数料 |
| 3  | 係コード      | 13 | 修正調定額      | 18 | 延滞金     |
| 4  | 市内外区分     | 14 | 調定額内数      | 19 | 修正延滞金   |
| 5  | 役職名       | 15 | 修正調定額内数    | 20 | 納期限     |
| 6  | 担当者名      | 16 | 督促手数料      | 21 | 累計収納額   |
| 7  | 権限有無      | 17 | 修正督手数料     | 22 | 累計収納額内数 |
| 8  | パスワード     | 18 | 延滞金        | 23 | 累計督手数料  |
| 9  | 職員番号      | 19 | 修正延滞金      | 24 | 累計延滞金   |
| 10 | 内線        | 20 | 納期限        | 25 | 未納合計    |
| 11 | 内線2       | 21 | 累計収納額      |    |         |
| 12 | 代表担当者コード  | 22 | 累計収納額内数    | 滞納 | 分納誓約情報  |
| 13 | ホスト担当者コード | 23 | 累計督手数料     | 1  | リンク番号   |
|    |           | 24 | 累計延滞金      | 2  | 支店番号    |
| 滞納 | 帳票記録情報    | 滞納 | 配当財産情報     | 3  | 入力リンク番号 |
| 1  | リンク番号     | 1  | リンク番号      | 4  | 入力支店番号  |
| 2  | 支店番号      | 2  | 支店番号       | 5  | 誓約日     |
| 3  | 日付        | 3  | 財産番号       | 6  | 担当者コード  |
| 4  | 時刻        | 4  | 起案日        | 7  | 担当者名    |
| 5  | 発送日       |    |            | 8  | 分納開始年月  |
| 6  | 調査日       |    |            |    |         |

|    |          |    |      |
|----|----------|----|------|
| 9  | 月間隔      | 16 | 備考4  |
| 10 | 納付約束日    | 17 | 備考5  |
| 11 | 納付約束時刻   | 18 | 備考6  |
| 12 | 対応コード    | 19 | 備考7  |
| 13 | 備考コード    | 20 | 備考8  |
| 14 | 備考内容     | 21 | 備考9  |
| 15 | 約束管理     | 22 | 備考10 |
| 16 | 分納対象     |    |      |
| 17 | 本日入金額    |    |      |
| 18 | 計算方法     |    |      |
| 19 | 分納入金額    |    |      |
| 20 | 分納回数     |    |      |
| 21 | 加算月A     |    |      |
| 22 | 加算額A     |    |      |
| 23 | 加算開始年A   |    |      |
| 24 | 加算月B     |    |      |
| 25 | 加算額B     |    |      |
| 26 | 加算開始年B   |    |      |
| 27 | 延滞金計算有無  |    |      |
| 28 | 延滞金計算日   |    |      |
| 29 | 督促有無     |    |      |
| 30 | 納期未到来分有無 |    |      |
| 31 | 一回分金額    |    |      |
| 32 | 管理番号     |    |      |
| 33 | 完納日      |    |      |
| 34 | 一括送付回数   |    |      |
|    |          |    |      |
| 滞納 | 分納内訳情報   |    |      |
| 1  | リンク番号    |    |      |
| 2  | 支店番号     |    |      |
| 3  | 税目       |    |      |
| 4  | 課税年度     |    |      |
| 5  | 相当年度     |    |      |
| 6  | 通知書番号    |    |      |
| 7  | 期        |    |      |
| 8  | 回数       |    |      |
| 9  | 連番       |    |      |
| 10 | 入力リンク番号  |    |      |
| 11 | 入力支店番号   |    |      |
| 12 | 法人番号     |    |      |
| 13 | 納付書番号    |    |      |
| 14 | 納付日      |    |      |
| 15 | 納付税額     |    |      |
| 16 | 納付税額内数   |    |      |
| 17 | 納付督手料    |    |      |
| 18 | 納付延滞金    |    |      |
| 19 | 納付合計     |    |      |
| 20 | 累計納付額    |    |      |
| 21 | 発行回数     |    |      |
| 22 | 発行日      |    |      |
| 23 | 履行有無     |    |      |
|    |          |    |      |
| 滞納 | 法務局名情報   |    |      |
| 1  | 法務局コード   |    |      |
| 2  | 法務局名     |    |      |
| 3  | 郵便番号     |    |      |
| 4  | 住所       |    |      |
| 5  | 電話番号     |    |      |
|    |          |    |      |
| 滞納 | 訪問結果情報   |    |      |
| 1  | 訪問結果コード  |    |      |
| 2  | 訪問結果     |    |      |
| 3  | 訪問結果略    |    |      |
|    |          |    |      |
| 滞納 | 訪問個人情報   |    |      |
| 1  | リンク番号    |    |      |
| 2  | 支店番号     |    |      |
| 3  | 注意事項コード  |    |      |
| 4  | 地図年度     |    |      |
| 5  | 地図巻コード   |    |      |
| 6  | 地図頁      |    |      |
| 7  | 地図区分     |    |      |
| 8  | 地図番号     |    |      |
| 9  | 訪問担当者    |    |      |
| 10 | 訪問連番     |    |      |
| 11 | 訪問順序     |    |      |
| 12 | 該当区分     |    |      |
| 13 | 備考1      |    |      |
| 14 | 備考2      |    |      |
| 15 | 備考3      |    |      |